

令和6年度 林野庁委託事業

「クリーンウッド」実施支援事業のうち  
専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供  
(生産国における情報調査)  
報告書

令和7年3月

林野庁

背表紙

令和6年度 林野庁委託事業 「グリーンウッド」実施支援事業のうち専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連連情報等の提供（生産国における情報調査）報告書 令和7年3月 林野庁

令和6年度 林野庁委託事業

「クリーンウッド」実施支援事業のうち  
専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供  
(生産国における情報調査)  
報告書

令和7年3月

林野庁



# 目 次

	頁数
I. 事業概要-----	1
II. ルーマニア-----	3
1. 森林の伐採段階に於ける法令等調査-----	3
(1) 法令等の概要及び運用状況-----	3
①森林法の構成と改正の概要-----	6
②土地ファンドと国家森林ファンド-----	9
③森林ファンドの管理主体-----	11
④林地の返還-----	15
⑤森林管理計画-----	16
(2) 伐採に関する許認可制度の状況及び許認可等の法令に基づく書類の概要-----	18
①伐採及び収穫の対象-----	18
②伐採作業実施者-----	18
③伐採許可-----	19
④県の地域森林狩猟監督局による伐採対象林区の管理-----	20
(3) 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件-----	21
①伐採許可書の発行と許可対象者-----	23
②伐採許可書の発行条件-----	23
③SUMAL2.0（木質原料追跡システム）-----	23
2. 木材の流通段階における法令等調査-----	24
(1) 法令等の概要及び運用状況-----	24
(2) 木材の流通・合法性の確保に関する法令-----	24
①丸太の生産及び流通に関わる主体-----	24
②木材の原産地-----	26
③SUMAL 2.0 を実行ツールとする木材の原産地及び流通に関する規則-----	32
(3) 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例-----	52
①輸出に係る事項-----	52
②輸入に係る事項-----	53
3. 木材生産・流通状況調査-----	55
(1) 調査対象国の木材生産・流通の特徴-----	55
①森林ファンド面積-----	55
②伐採面積及び伐採量-----	57
③主要木材製品の生産-----	58
④木材・木材製品の貿易-----	59
(2) 森林認証システムの導入状況-----	65
(3) 違法伐採に関する関連情報-----	66
①2020年における違法伐採及び法令違反-----	66
②欧州議会による違法伐採事実調査-----	67
III. フィリピン-----	72
1. 森林の伐採段階に於ける法令等調査-----	72
(1) 法令等の概要及び運用状況-----	72
①森林の定義-----	72
②憲法が定める森林の位置付け-----	72
③林業全般に係る法令-----	73
④森林管理に係る法令-----	78
⑤環境天然資源省が発行する権利文書に係る法令-----	86
(2) 伐採に関する許認可制度の状況及び許認可等の法令に基づく書類の概要-----	89
(3) 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件-----	92
①私有人工林登録証-----	92
②輸送証明書-----	92

	頁数
2. 木材の流通段階における法令等調査-----	96
(1) 法令等の概要及び運用状況-----	96
(2) 木材の流通・合法性の確保に関する法令-----	98
①木材加工工場の設立と運営に関する規則の改正-----	98
②木材の輸出入に係る法令-----	100
(3) 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例-----	105
3. 木材生産・流通状況調査-----	110
(1) 調査対象国の木材生産・流通の特徴-----	110
①木材生産-----	110
②木材製品生産-----	111
③木材製品貿易-----	112
(2) 森林認証システムの導入状況-----	114
(3) 違法伐採に関する関連情報-----	115
①LAWIN システムによる監視活動-----	115
②違法伐採ホットスポットの指定-----	115
③木材加工工場許可に係る事項-----	116
(4) その他-----	117

## I. 事業概要

### 1. 事業の目的

平成 29 年 5 月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が施行され、同年 11 月から同法に基づく木材関連事業者の登録が始まった。このような中、木材関連事業者が同法に基づく合法性の確認等を効率的に行えるよう、国は同法第 4 条に基づき、同年 5 月から情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開し、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供等を行っている。

また、令和 5 年 4 月にクリーンウッド法改正法が成立し、令和 7 年 4 月 1 日に施行されることから、改正法に対応した情報の収集及び提供が必要となっている。

本事業は、木材関連事業者が木材等の合法性確認等を効率的に行い、改正法の施行に向けた準備を進めるための情報提供等を行うことを目的として、①違法伐採問題に係る有識者から構成される専門委員会の設置・運営、②生産国における情報調査、③「クリーンウッド・ナビ」のコンテンツの整備を行った。

本報告書は、②についてとりまとめたものである。

### 2. 事業実施体制

本事業は、一般社団法人全国木材組合連合会、一般社団法人全国木材検査・研究協会及び一般社団法人全国林業改良普及協会の共同事業体が受託し、一般社団法人全国木材検査・研究協会が生産国における情報調査を実施した。事業従事者は表 I-1 のとおりである。

表 I-1 事業従事者

氏名	所属・役職
小澤 眞虎人 (事業責任者)	専務理事兼総務部長
佐々木 亮	調査研究部長
大久保 尚哉	検査部課長代理兼調査研究部
武政 有香	総務部課長代理兼調査研究部

### 3. 実施内容

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、「クリーンウッド・ナビ」に掲載するための生産国・地域における情報収集を行った。

#### (1) 調査対象国・地域

調査対象国候補は、クリーンウッド・ナビに掲載されている国別情報を参考に、木材流通や関連法令に変化があった国・地域や我が国への輸入量が多い国・地域、違法伐採問題に関して重要な国・地域から調査の実行可能性及び過去に行われた調査の実績を考慮して、ルーマニア及びフィリピンの 2 カ国を選定した。

#### (2) 調査内容

##### ①森林の伐採段階における法令等調査

- ・ 法令等の概要及び運用状況
- ・ 伐採に関する許認可制度の状況及び許可証等の法令に基づく書類の概要
- ・ 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

##### ②木材の流通段階における法令等調査

- ・ 法令等の概要及び運用状況
- ・ 木材の流通・合法性の確保に関する法令
- ・ 木材・木材製品<sup>\*</sup>を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

### ③木材生産・流通状況

- ・ 調査対象国の木材生産・流通の特徴
- ・ 森林認証システムの導入状況
- ・ 違法伐採に関する関連情報

### ④その他、調査対象国において個別に調査すべき事項

※本報告書でいう「木材・木材製品」とは、関税分類の44類（HS. 44類）に該当する物品をいい、「クリーンウッド法」が定める「木材等」とは異なり「家具、紙等の物品」は含まない。

## (3) 調査方法

ルーマニア及びフィリピンについては、法令等の概要を文献調査により整理した上で、専門委員会からの助言を含め、違法伐採問題への対応や木材産業の実情に精通している有識者等の助言を得ながら、フォーカスポイントを明らかにした上で現地調査を実施した。

現地調査では、調査対象国・地域の行政機関、業界団体、企業、NGO等に対してヒアリング調査を実施した。現地調査日程は表 I-2 のとおりである。

表 I-2 現地調査日程

現地調査	実施期間
ルーマニア	2024年11月11日～11月23日
フィリピン	2025年1月13日～1月18日

## II. ルーマニア

本報告書は、林野庁のクリーンウッドナビに掲載されている平成29年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報収集（欧州地域等）事業で実施したルーマニアの調査報告書により報告された情報の更新及び補足を行うものである。

ルーマニアはヨーロッパの南東部及びバルカン半島の北東部に位置し、ブルガリア、セルビア、ハンガリー、ウクライナ及びモルドバと国境を接している。ヨーロッパで2番目に長い川であるドナウ川は、ドイツ南部から2,800km余りを流れ下り、ルーマニアで黒海に注いでいる。ドナウ川下流部のドナウデルタ（5,050 km<sup>2</sup>）の85%はルーマニア領にあり、このデルタ地域は土壌が肥沃なため、昔から農業生産が盛んである。さらにルーマニアは、石油、天然ガス、貴金属類などの鉱物資源にも恵まれている。

国土面積は23万8,391 km<sup>2</sup><sup>1</sup>（日本の国土面積の約三分の二）であり、国土は平野が33%、高原丘陵地が36%、山地は31%と変化に富んでいる。国土を俯瞰すると、北部に東西に伸びるウクライナとの国境の中央部から南南東方向に伸びる東カルパツィ山脈が南西部から東部に伸びる南カルパツィ山脈とV字型の山地を形成し、さらにこれらの山脈と西部のムンフィアプセニ山脈により国の中央部に広大な高原丘陵地であるトランシルバニア盆地が形成されている。平野部は、南部のドナウ川下流域のドナウデルタに展開するバラカン平野が代表的であるが、北部にはハンガリー国境沿いの西部平原、北東部にはモルドバ平原が広がっている<sup>2</sup>。

森林面積は661万6,000ha（2023年）であり、国土面積の28%を占めている。樹種別面積割合はブナが34%、針葉樹が23%、硬質広葉樹<sup>3</sup>が17%、軟質広葉樹<sup>4</sup>が15%及びその他は11%であり<sup>5</sup>、広葉樹が優勢な林相を呈している。

### 1. 森林の伐採段階に於ける法令等調査

#### (1) 法令等の概要及び運用状況

ルーマニアの森林に係る中心的な法令は森林法（Codul Silvic, nr. 46 din 19 martie 2008.）<sup>6</sup>であり、同法は林地の所有及び森林管理から木材の生産と輸送に至る広範囲な林業活動を規定している。森林法は、2008年に全面改正してから現在までに数次の一部改正が行われているので、本項では、主要な改正点を前回の報告書の内容の補足として報告するとともに、現在国会で審議されている森林法の全面改正について報告する。

木材の合法性を確保する上で重要な森林関係法令の中で、前回の調査以降に改正があったものとしては、2021年にバージョンアップした木材のトラッキングシステムの運用にも関係している「木材の原産地、流通及び販売、木材の保管場所及び丸太加工施設の制度並びに所有者自身の消費を目的とした木材の原産地及び流通に関する規則

<sup>1</sup> 2,383万9,100ha

<sup>2</sup> 佐々田誠之助、「ルーマニアの美しい自然」、『ルーマニアを知るための60章』、六鹿茂雄編著、明石書店、2007年、48頁から一部引用

<sup>3</sup> アカシア、カエデ、トリネコ、クルミなどをいう。

<sup>4</sup> シナノキ、ヤナギ、ポプラなどをいう。

<sup>5</sup> Institutul Național de Statistică, “Statistica activităților din silvicultură în anul 2022”, Anul 2023. pp 6-7.

<sup>6</sup> 法令名は、原文の法令を和訳すると「林業法」となるが、EU及び米国政府の関係文書並びに報道機関は便宜的に「森林法」という通称を用いているので、本項でもこの通称を使用する。

(Normele referitoare la proveniența, circulația și comercializarea materialelor lemnoase, la regimul spațiilor de depozitare a materialelor lemnoase și al instalațiilor de prelucrat lemn rotund, precum și cele privind proveniența și circulația materialelor lemnoase destinate consumului propriu al proprietarului.)」(以下、「木材の原産地及び流通に関する規則」という。)が挙げられる。

木材の原産地及び流通に関する規則が定める木材のトラッキングシステムの適用の範囲は、伐採を開始する前の立木資源調査結果のデータ入力から丸太が加工工場に到着するまでの間の丸太の流通全般に及んでいる。このため同規則の内容と運用に係る報告は、「木材の流通段階における法令調査」の項目でまとめて報告する。

表Ⅱ-1 木材の合法性確認に係る主な法令

法令名 (仮訳)	法令名 (原文)	概要
森林法	Codul Silvic, nr. 46 din 19 martie 2008.	森林の管理並びに木材の生産及び取扱いを包括的に定める法律
土地ファンド法	LEGE nr. 18 din 19 Februarie 1991, Fondului Funciar.	ルーマニアの全ての種類の土地をファンドとして運用する方法を定める法律
土地ファンド法第18/1991号及び法律第169/1997号の規定に基づいて要請された農地及び林地の所有権の再構築のための法律	LEGE nr. 1 din 11 Ianuarie 2000, Pentru Reconstituirea Dreptului de Proprietate Asupra Terenurilor Agricole și Celor Forestiere, Solicitate Potrivit Prevederilor Legii fondului funciar nr. 18/1991 și Ale Legii nr. 169/1997.	土地ファンド法に関連し、農地及び林地の所有権の再設定を要求した個人又は法人に係る財産権を確立するための条件を定める法律
林業活動の経済事業者の認証のための委員会の組織、機能及び構成並びに認定基準に係る規則	Regulament din 21 Noiembrie 2018 Privind Organizarea, Funcționarea și Componența Comisiei de Atestare a Operatorilor Economici Pentru Activitatea de Exploatare Forestieră, Precum și Criteriile de Atestare Pentru Activitatea de Exploatare Forestieră.	森林開発活動を行う経済事業者認証のための組織、基準及び運用並びに経済活動事業者の認定書の発行を定める規則
木材の伐採及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則	Instructiuni din 3 Iunie 2011 : Privind Termenele, Modalitățile și Perioadele de Colectare, Scoatere și Transport al Materialului Lemnos.	木材及び木材製品の原産地、移動及び販売並びに木材保管施設及び木材加工施設の制度と森林所有者の自家消費用木材の原産地及び移動に係る規則並びに市場に投入する木材に係る EUTR の規定を実施するためのいくつかの措置を定める規則
木材の原産地、流通、マーケティング、木材の保管スペースと木材加工施設の体制及び所有者自身の消費を目的とした木材の原産地と流通に関する規則並びに木材及び木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010年10月20日付欧州議会及び理事会の規則 (EU) 第995/2010号の規定を実施するためのいくつかの措置に関する規則	Nr. 497 din 25 iunie 2020, Pentru Aprobarea Normelor Referitoare la Proveniența, Circulația și Comercializarea Materialelor Lemnoase, la Regimul Spațiilor de Depozitare a Materialelor Lemnoase și al Instalațiilor de Prelucrat Lemn Rotund, Precum și a Celor Privind Proveniența și Circulația Materialelor Lemnoase Destinate Consumului Propriu al Proprietarului și a Unor Măsuri de Aplicare a Prevederilor Regulamentului (UE) nr. 995/2010 al Parlamentului European și al Consiliului din 20 Octombrie 2010 de Stabilire a Obligațiilor care Revin Operatorilor Care Introduc pe Piață Lemn și Produse Dinlemn.	木材及び木材製品の原産地、移動及び販売、木材保管施設及び木材加工施設の制度、所有者自身の消費のための木材の原産地及び移動に関する規制並びに木材及び木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010年10月20日の欧州議会及び理事会の EUTR の規定を実施するためのいくつかの措置を定める規則であり、SUMAL 2.0 を利用した木材の管理方法を定めている。
公有林資源からの木材の価値向上に係る規則	Regulamentul de Valorificare a Masei Lemnoase din Fondul Forestier Proprietate Publică din 05.10.2017.	国有の森林ファンドの立木及び伐採木の評価及び販売の方法を定める規則
ルーマニアの森林の持続可能な管理に係る法律	LEGE nr. 57 din 15 Mai 2020 Privind Gospodărirea Durabilă a Pădurilor României.	2021年1月1日から10年間、丸太の輸出禁止を定める法律
営利企業に係る法律	LEGE nr. 31 din 16 Noiembrie 1990 (*Republicată*) Privind Societățile Comerciale.	個人及び法人が、商行為を行うための営利企業の設立を定める法律 (「会社法」)

## ① 森林法の構成と改正の概要

### A. 森林法の構成

2008年に公布された現行の森林法は、七つの章と附則で構成されている。

森林法の「第I章 一般規程」では、主として国家森林ファンドを法的に位置付け、その管理方法を「第II章 国家森林ファンドの管理」で定めている。ルーマニアでは国内の全ての土地をファンドとして管理しており、森林については林地だけでなく立木その他の森林内に存在する価値のある全ての物件を「国家森林ファンド」と位置付けている。この森林を含む土地ファンドの概念とその管理方法は、合法性を確認するときに理解を要する基礎的、かつ、特徴的な情報であるため、次項以降で前回の調査内容を補足する情報として報告する。

第III章から第V章までの規程は、具体的な森林管理方法及び木材の取扱いを定めている。第III章以降の内容は、前回調査の情報に補足が必要な部分について報告する。

### B. 森林法の改正

#### a. 一部改正

2008年に全面改正して公布された現行の森林法は、現在までに数次の一部改正が行われているので、主要な改正点について報告する。

森林法の一部改正について米国農務省国際農業局の報告書は、「森林所有構造の変化、森林が果たす役割に対する国民の期待の高まりなど、様々な要求に対応するため、森林法は頻繁に改正される」と述べている。

森林法の木材の取扱いに係る改正は、2015年と2017年に行われている。同報告書によれば、2015年の森林法の一部改正では、森林法に木材の売買に係る次の事項が加えられた。

- i 国が承認し、登録した「経済事業者」又はそのグループは、購入した木材の40%以上を自ら処理できる場合に限り、競売又は交渉を通じて木材を購入できる。

表II-2 森林法の目次

森林法（法律第46/2008号）（2008年3月19日）

#### 目次

第I章	一般規定
第II章	国家森林ファンドの管理
第III章	持続可能な森林管理
第1節	森林管理
第2節	生物多様性の保全
第3節	森林の生態学的再建、再生及び管理
第4節	国家森林ファンドの健全性の確保
第5節	火災の予防と消火
第6節	森林の監視と保護
第7節	国家森林ファンドに特有の製品
第8節	木材の利用
第9節	木材の原産地と流通
第10節	林業における科学的研究
第11節	林業意識の育成
第12節	森林へのアクセス
第IV章	国家森林ファンドの持続可能な開発
第1節	国家森林ファンドの発展
第2節	森林所有者の組合の形態
第3節	持続可能な森林開発を支援する方法
第V章	林業制度の適用と遵守の管理
第VI章	責任と制裁
第VII章	経過規定及び最終規定
附則	用語の定義

- ii 「経済事業者」<sup>7</sup>又はそのグループは、過去3年間の全国の樹種別平均伐採量の30%を超える木材の購入又は加工はできない。

さらに、2017年の森林法の一部改正では、国家森林ファンドの管理及び国有木材の販売を行っているロムシルバ（Romsilva）（国営企業）が競売に出品した国有木材のうち、家具仕上げ用材及び薪材の競売参加者別販売量を各用材の年間木材販売総量の15%<sup>8</sup>以内に限定する規定が加えられた<sup>9</sup>。

これらの木材売買に係る規制の追加により、木材加工業では国内での購買量の減少による不足分を輸入で補う必要が生じ、木材産業の原料調達先に大きな影響と混乱を与えた<sup>10</sup>。現地調査においてロムシルバは、森林法へのこれらの規定の追加は、国有財産の国民への平等な分配のために必要であったと解説している。

## b. 全面改正

2024年4月に森林法を全面改正する「森林法改正案（Codul Silvic, Lege nr. 85/ 2024 din 9 aprilie.）」がルーマニア国会で成立し、官報でその内容が公表された<sup>11</sup>。この改正法案は、現行の森林法の下位規程である規則及び命令の規定並びに EUDR 遵守のための規則を組み込み、現行の森林法よりも適用範囲を拡大した他、規定文の記述がより詳細で具体的になされている。特に、地域社会への森林ファンドの活用及び違法伐採対策の強化に関連する規定に充実がみられる。

この改正法案は、国会で承認を受けた後に EU の承認を得て公表されたものであり<sup>12</sup>、その後のプロセスとしては、国内での説明会や意見聴取を通じた内容の調整、国会での再審議がなされ、大統領の署名により新しい森林法として発効する。

環境水森林省は、2024年12月17日付で『本日、新しい森林法が下院本会議で採択』と題したプレスリリースを発表した<sup>13</sup>。これによれば「新しい森林法」は、森林管理制度、林業部門のガバナンス、森林制度の適用と遵守の管理、制裁規定などを定め、ビデオによる林道の監視、盗難や違法伐採を検出するための技術的監視システムの導入、刑事罰制度、保険措置、違法な伐採や輸送に使用した木質材料輸送手段の没収、森林の総合 IT システムへのアクセスの制御などを規則として制定し、さらにルーマニアの自然公園及び全ての自然保護区における皆伐禁止区域の拡大を行い、全ての国民に森林で歩いたり自転車で通行したりする機会を提供する<sup>14</sup>と伝えている。このように2025年1月現在の森林法改正法案の審議のプロセスは、すでに国内での説明会や意見聴取が完了し、国会での再審議により下院を通過した段階にあ

<sup>7</sup> 「経済事業者」とは、「専門的な活動の一部である製造、輸入、保管輸送若しくは販売又はサービスの提供を許可された個人又は法人」をいい（消費者法附則第1項その他の法令の規定による定義）、林業部門では苗木その他の林業用資材生産業、伐採業、木材加工業及び木材の卸売業を行う者に国への経済事業者登録義務がある。

<sup>8</sup> 2020年に20%まで拡大

<sup>9</sup> FAS, USDA, “Romanian Forestry and Wood Products”, Gain Report, 2017, p 3.

<sup>10</sup> 現地調査による情報

<sup>11</sup> 2024年4月10日付、ルーマニア官報第333号

<sup>12</sup> 環境水資源省による解説

<sup>13</sup> Direcția Comunicare și Digitalizare, “Noul Cod Silvic a fost adoptat astăzi în Plenul Camerei Deputaților”, 17 Decembrie 2024. (<https://www.mmmediu.ro/articol/noul-cod-silvic-a-fost-adoptat-astazi-in-plenul-camerei-deputatilor/7590>).

<sup>14</sup> 現行の森林法では、一般人の森林への立入りを指定された区域及び標識がある歩道に限り許可している。

るが、環境水森林省はこの報道後の森林法改正に係る動向を発表していない。

なお、森林法の全面的な改正により、現行の森林法とともに8件の林業関連法が廃止され<sup>15</sup>、さらに森林法の下位規程として施行している少なくとも8件の規則及び命令が改正される予定である<sup>16</sup>。

表Ⅱ－3 森林法改正案（全面改正案）の目次

森林改正法案  
目次

第Ⅰ編 一般規定	第7節 国家森林ファンド用地への立入り
第Ⅰ章 規制の対象と範囲	第8節 国家森林ファンドの土地に係る紛争における法的代理人。
第Ⅱ章 形態	第Ⅳ章 森林管理
第Ⅱ編 林業部門のガバナンス	第Ⅴ章 国家森林ファンドにおける持続可能な土地管理
第Ⅰ章 制度的枠組み	第1節 規則及び技術的ガイドライ並びに状況指標による森林モニタリング
第1節 公的権限	第2節 樹木園の管理及び林業的措置に係る業務
第2節 国家森林ファンドの土地管理	第3節 森林の再生と生態系の再構築
第3節 戦略計画	第4節 森林保護
第Ⅱ章 教育と研究	第5節 気候変動の影響抑制
第Ⅲ章 林業分野の一元的なモニタリング	第6節 生物多様性の保護
第Ⅲ編 森林管理規則の遵守	第7節 国家森林ファンドの警備
第Ⅰ章 総則	第8節 火災予防と消火
第Ⅱ章 国家森林ファンドの運営と森林管理サービスの提供	第9節 林産物
第1節 総則	第10節 伐採
第2節 国家森林ファンドの土地管理	第11節 木材の起源と流通
第3節 他の所有者の国家森林ファンドの土地の管理及び森林管理サービス	第12節 木材の市場への投入
第4節 国家森林ファンド域外の森林に対する森林管理サービス	第Ⅵ編 国家森林ファンドの開発及び国家森林ファンド域外の森林植生
第Ⅲ章 国家森林ファンドの整合性	第Ⅶ編 支援制度
第1節 統合された地籍及び土地台帳システム	第Ⅰ章 生態系サービスの提供支援
第2節 国家森林ファンドにおける土地占有、国家森林ファンドの土地の一時占有	第Ⅱ章 特別資金
第3節 国家森林ファンドの土地の除却及び追加	第Ⅲ章 国家予算からの割当て
第4節 国家森林ファンドからの最終的な除却及び一時的占有並びにこれらに起因する義務の承認	第Ⅳ章 森林管理制度の適用と遵守の管理
第5節 林地の利用区分の変更	第Ⅴ章 責任及び罰則
第6節 国家森林ファンドからの土地移譲	第Ⅵ章 森林被害と損害の評価
	第Ⅶ章 経過規定及び最終規定
	附属資料

<sup>15</sup> 森林法改正法第161条

<sup>16</sup> 森林法改正法案第158条

## ② 土地ファンドと国家森林ファンド

国家森林ファンドを含む土地ファンド<sup>17</sup>は、国家が国土を管理するためのルーマニアの特徴的な制度である。

森林法の冒頭の第1条から第3条までの規定は、国家森林ファンドの設定に係るものである。

森林法第1条は、その本文で「1990年1月1日<sup>18</sup>に森林管理対象に含まれていた又はその後法律の規定に基づいてこれに含まれるようになった全ての森林、植林を目的とした土地、文化、生産又は林業管理の必要にかなう土地、池、川床、林業及び非生産目的のその他の土地は、所有権の種類にかかわらず国家森林ファンドを構成する」と定め、ルーマニアの全ての森林を国家森林ファンドの構成要素として位置付けている。

さらに同条は、国家森林ファンドには次のものを含めると定めている。

- i. 森林
- ii. 再生中の土地及び林業目的で造成された植林地
- iii. 造林を目的とする土地  
    荒廃した土地及び造林されていない土地で、法律に基づいて植林が予定されているもの。
- iv. 栽培に資する土地  
    苗床、サンルーム、植林地及び母植物の栽培地。
- v. 林業生産に資する土地  
    柳、クリスマスツリー、観賞用樹木、果樹及び低木を生産するための土地。
- vi. 林業行政のニーズに応える土地  
    狩猟動物の餌や飼料の生産を目的とした土地及び林業従事者に一時的に提供される土地。
- vii. 建物やそれに関連する庭が占める土地  
    管理事務所、小屋、キジ養殖場、マス養殖場、狩猟用動物飼育場、林道及び輸送路並びに工業用地その他の林業部門に特有な技術施設。
- viii. 池、川床及び林業協定に含まれる非生産的な土地<sup>19</sup>
- ix. 森林のカーテン<sup>20</sup>
- x. ジュニパー<sup>21</sup>林
- xi. 森林植生が実際に占める面積に限り計算した結果、一貫して樹冠密度が0.4以上の森林内の牧草地

<sup>17</sup> ここでいう「ファンド」とは、地方自治体、個人及び法人が取得した森林や土地などの資産を国が集約して管理運用する仕組みを意味している。

<sup>18</sup> 1990年1月は、チャウチェスク大統領の独裁政権が崩壊した翌月

<sup>19</sup> 「林業協定に含まれる非生産的な土地」とは、森林法第25条の規定に掲げる「水、土壌、気候、国家の利益の目的を保護するための特別な機能を持つ森林、レクリエーション用の森林、遺伝子プールとエコプールを保護するための森林及び国家の利益の自然保護地域の森林」をいう。

<sup>20</sup> 「森林のカーテン」とは、有害要因の影響からの保護又は土地の気候、経済、美観又は衛生の改善を目的として設置する樹林帯をいう（森林法附属資料第23項）。

<sup>21</sup> 和名は、セイヨウネズ：Juniper (*Juniper communis*)

なお、森林法では森林を「面積が 0.25ha 以上で、樹木で覆われている土地とみなされ、国家森林ファンドに含まれる立木が通常の植生条件下で成熟時に最低 5 m の高さに達するもの」と定義し、森林には次のものを含むと定義している<sup>22</sup>。

- i. 保護林
- ii. ジュニパー林
- iii. 森林植生が実際に占めている面積に限り計算した結果、一貫して樹冠率が 0.4 以上である牧草地

森林法第 1 条の規定は、国全体の土地を土地ファンドとして定める土地ファンド法 (LEGE nr. 18 din 19 Februarie 1991, Fondului Funciar) の第 1 条の規定の本文、「全ての種類の土地は、その用途、所有の根拠となる権利又は公有地の一部若しくは私有地に関係なくルーマニアの土地ファンドを構成する」に対応するものである。

土地ファンド法では、土地所有者は民法上の所有者ではあるが、「土地という財産に対する権利の所有者」と定め<sup>23</sup>、土地は次の要件を有すると定めている<sup>24</sup>。

- 個人又は法人を所有者とする
- 私有財産権又はその他の物権の対象となる
- 公有地又は私有地に属する
- 国家の公益分野の土地については、法令が定める機関が管理する
- 地方の利益のための公有地は、県の知事又は市長が管理する
- 公有地は公益事業に割当てられたものとして管理する

さらに、森林法では、土地ファンド法の土地に係る権利の規定と同様に、国家森林ファンドの権利について、次のように定めている<sup>25</sup>。

- 公有財産又は私有財産であり、国の利益となる資産である
- 国家森林ファンドを構成する土地に対する所有権は、森林法の規定に基づき行使する

ルーマニアでは、このように林地を含む土地をファンドとして国又は法令が定める機関が管理する方法を採用しているので、林地その他の土地を入手した者は土地の登録手続きとして、不動産登記により民法上の権利を確定し、さらにその土地をファンドとして登録して財産権を確立しなければならない<sup>26</sup>。

上記の土地ファンド法及び森林法の土地の権利に係る規定は、とりわけ私有林の管理及び木材の生産に係る特徴的な制度をもたらしているため、木材の合法性を確認するときの基礎的な情報として留意する必要がある。

---

<sup>22</sup> 森林法第 2 条

<sup>23</sup> 土地ファンド法第 3 条

<sup>24</sup> 土地ファンド法第 4 条

<sup>25</sup> 森林法第 3 条

<sup>26</sup> 土地ファンド法第 7 条の規定が定める手続き

なお、土地ファンド法は、土地ファンドの用途区分を次表のように定めている<sup>27</sup>。

表Ⅱ－４ 土地ファンド法が定める土地の用途区分

用途区分		用途の例
農地	生産性が高い土地	耕作地、ブドウ園、果樹園、ワイン苗床、ホップ及び桑のプランテーション、牧草地、干し草畑、温室、サンルーム、苗床など
	森林植生がある土地 (林業施設を除く農業生産の開発又は使用できる農地及び非生産的なもの)	樹木が繁る牧草地、農業用建物及び畜産施設、漁業用又は土地改良用の施設、技術開発用又は農業開発用の道路、生産拠点又は貯蔵用スペースなど
永久に水面下にある土地		水路の河床、最大貯水状態にある湖の湖床
建物が立地する都市		都市部
農村関連の土地		農地、森林その他開発中の土地
特別な目的を有する土地		道路、鉄道、航空輸送関連施設、水力発電及び熱供給の施設、電気通信施設、鉱山・石油開発地・採石場及び廃棄物関連施設の土地、防衛上必要がある土地、海岸、保護区、天然記念物、考古学的又は歴史的な物件の集合体及び遺跡

資料：土地ファンド法第2条

この表に掲げるように「森林ファンド」とは、土地ファンドの中の「森林植生がある土地」に含まれる前掲の森林法が規定する森林ファンドの要件を満たす土地及び「農村関連の土地」で森林として開発中の土地をさしている。

なお、ルーマニアの森林関連法令や行政機関が発行する出版物には、森林ファンドを表現するためのいくつかの用語がみられる。このうち「国家森林ファンド」は、法令が定義する用語として用いられているほか、国全体の森林ファンドを一体的に表現するときに用いられている。さらに、「国有林ファンド」、「民有林ファンド」、「私有林ファンド」その他の所有形態別森林ファンドを表す用語もみられる。本報告書では、原則として引用又は参考にした規定文又は行政機関が発行している資料で用いている森林ファンドに係る用語を使用して報告している。

### ③ 森林ファンドの管理主体

前掲の土地ファンド法及び森林法の森林を含む土地の権利規定を基盤に確立しているルーマニアの森林管理について整理すると次のとおりである。

ルーマニアの国家森林ファンドの管理は、環境水森林省が森林管理機関として指定しているロムシルバが<sup>28</sup>主に林業地区（Ocoale Silvice）を通じて森林管理サービスを提供しながら行っている。ロムシルバには、森林ファンド所有者への森林管理サービスの提供が森林法により義務づけられている<sup>29</sup>。

前段落の「林業地区」とは、森林ファンドの管理及びロムシルバからの森林管理サービスの提供を目的として設立した国が認可した森林を管理する組織である<sup>30</sup>。林業地区のうち、私有の森林ファンド所有者で構成するものは、国が承認して国家登録簿に登録すると公益性を有する機関と位置付けられ、法人格が与えられ

<sup>27</sup> 土地ファンド法第2条

<sup>28</sup> 森林法第8条

<sup>29</sup> 森林法第16条第3項

<sup>30</sup> 森林法附属資料第19項

る<sup>31</sup>。さらに林業地区の設置は、国有林ファンド全体の管理実務を担うロムシルバ及び次表に掲げる三つの国有機関並びに地方自治体にも義務づけている<sup>32</sup>。

林業地区は、県単位の行政区画（41 県及びブカレスト市）の中に単独又は複数で設置されている。森林法は林業地区の設立に必要な地形別森林ファンドの面積を次のように定めている<sup>33</sup>。

- 平野部 3,000ha 以上
- 丘陵部 5,000ha 以上
- 山岳部 7,000ha 以上

森林を管轄する中央官庁である環境水森林省の解説によれば、林業地区には次表のように国有林ファンドを管理する林業地区である「国有林地区」及び公有林ファンド又は私有林ファンドを管理する林業地区である「民有林地区」があり、それぞれの運営主体又は構成員は次表のように定められている。

表Ⅱ－５ 林業地区の種類別運営主体又は構成員

種 類	林業地区の運営主体/構成員	備 考
国有林地区	①ロムシルバ (Romsilva/ Regia Națională a Pădurilor Romsilva)	国有林を含む国家森林ファンドの管理を行う国営企業
	②自治政府議定書遺産管理機構 (RAAPPS: Regia Autonomă Administrația Patrimoniului Protocolului de Stat)	王家の所有地及び宮殿並びに公官庁、教会その他の不動産を管理運営する国営機関
	③国立林業調査開発研究所 (INCDS: Institutul Național de Cercetare-Dezvoltare în Silvicultură/ Marin Drăcea)	実験林を管理運営する国立の林業研究所
	④林業関連の国立教育機関	
民有林地区	①森林ファンドを所有する個人若しくは法人又はこれらで組織する団体	団体、財団又は会社法の規定が定める会社として機能できる
	②地方自治体	同 上

資料：環境水森林省による解説

国家森林ファンドの管理については、国の直接権限下にある森林管理機関としてロムシルバが指定されており<sup>34</sup>、前表の②から④までの機関を含む国有林地区の森林ファンドの管理はロムシルバが主体となって行っている。

民間の森林ファンドの管理は、森林ファンド所有者又は林業地区が行う。森林ファンド所有者の林業地区への加入は任意である。しかし、特に小規模な森林ファンド所有者には、森林法が定める森林管理計画の策定その他の森林ファンド所有者に課された義務<sup>35</sup>を履行するために、さらに後述の国が提供する森林サービスの提供を受けるために林業地区への加入が必要になっている。ただし、林業地区に加入すると、森林管理計画が林業地区全体の計画として策定されるので、所有者自らの判断による弾力的な木材の伐採実施時期の設定が難しくなる。このた

<sup>31</sup> 森林法第 15 条第 1 項・第 2 項

<sup>32</sup> 環境水森林省による解説

<sup>33</sup> 森林法第 9 条

<sup>34</sup> 森林法第 11 条第 1 項

<sup>35</sup> 義務の内容については後述

め、林産会社その他の一定規模の森林ファンドを所有し、自らの資金で森林法が定める義務が履行できる森林ファンド所有者の中には、国がロムシルバを通じて提供し、木材生産を行う森林所有者に受入れを義務づけている森林管理サービスの一部を受けているものの、林業地区に加入せずに森林ファンドを管理しているものが存在する<sup>36</sup>。

以上のことから、森林ファンドの管理主体は次の三者である。この三者は丸太の出荷主体にもなるので、我が国の輸入事業者がクリーンウッド法に基づき木材の合法性を確認するときは注意する必要がある。

- 国有林地区
- 民有林地区
- 民有林地区に加入していない私有林ファンド所有者

環境水森林省は、承認した林業地区のリストを同省のウェブサイト<sup>37</sup>で公開している。同省が承認している林業地区は、2024年12月5日現在513件存在し、その内訳は国有林地区が147件、民有林地区は366件である。

なお、国有林地区を管理するロムシルバ及び民有林地区が事業により取得できる収入の種類は、森林法が次表のように定めており、この内容から各林業地区の主要業務の一端を窺うことができる。

表Ⅱ－6 林業地区が取得できる収入の種類

ロムシルバ（国有林地区管理機関）	民有林地区
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 林産物の販売及び特定の経済活動</li> <li>▪ 法律に基づく森林の管理、森林管理サービスの提供、物品のレンタル</li> <li>▪ 法律に基づく補償</li> <li>▪ 法律に基づく寄付</li> <li>▪ 森林保護機能の効果の対価</li> <li>▪ 法律に基づく各種予算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 伐採及び林産物の採取</li> <li>▪ 法律に基づく森林管理サービスの提供及び物品のレンタル</li> <li>▪ 森林保護設備を設置した森林ファンドの所有者からの年間拠出金</li> <li>▪ 森林保護設備の効果の対価</li> <li>▪ 提供する森林管理サービスの対価</li> <li>▪ 法律に基づく寄付金</li> <li>▪ 国又は地方自治体から支給される保証金</li> <li>▪ 法律に基づく各種資金</li> </ul>

資料：森林法第11条第7項及び第15条第5項

#### A. 森林管理サービス

「森林管理サービス」とは、「森林管理官が契約に基づいて実施する技術的な林業関連作業」<sup>38</sup>で、「森林関係法令に基づいて持続可能な森林管理を確保するために、林業地区、上位組織又はロムシルバが実行する伐採を除く全ての技術的経済的法的活動をいう」<sup>39</sup>。

国は、個人及び法人が所有する森林ファンド及び行政区域単位の森林ファンドの公有財産及び私有財産の持続可能な管理を目的として、ロムシルバの予算を通じて、森林警察隊による林業犯罪を防止するための警備、自然災害による林道復旧の他、次の

<sup>36</sup> ルーマニアフォレスター雇用者協会（ASFOR）による解説

<sup>37</sup> <https://www.mmediu.ro/>

<sup>38</sup> 森林法附属資料第29項

<sup>39</sup> Forest News ウェブサイトの定義検索 (<http://www.old.forestnews.ro/>)

森林管理サービスを提供している<sup>40</sup>。

- i. 森林ファンドの面積が30ha以下の場合、協同組合への加入の如何に関わらず個人及び法人の森林ファンドの管理費及び森林管理サービスの自己負担分の費用を国家予算で全額負担
- ii. 林業協定<sup>41</sup>が規定する木材の伐採制限<sup>42</sup>により所有者が伐採を行えない場合は、伐採できない木材と同等の価額の補償
- iii. 次に掲げる施業に要する費用と森林保全再生基金から補助できる上限額との差額の確保
  - 再造林
  - 森林管理対象地として登録されている裸地又は植林を行う前に譲渡を受けた裸地への造林
  - 森林ファンドとして一時的に占拠された土地<sup>43</sup>における森林再生
  - 自然の再生の促進及び管理並びに既存の若齢木の撫育費
- iv. 航空機を使用してロムシルバが実施する病虫害駆除<sup>44</sup>に要する費用（個人又は法人が所有する森林ファンドについては、面積が30ha以下のものに限り適用）
- v. 自然災害又は原因不明の火災の影響を受けた森林及び林道の修復（森林保全再生基金から最大レベルで確立された金額が不十分な場合）
- vi. 森林所有者の協会の設立と発展
- vii. 森林所有者による森林の保護及び保全に係る教育資料入手の支援

## B. 森林ファンド所有者の義務

森林法は、前掲の「森林ファンド所有者に課された義務」の内容を次のように列挙している<sup>45</sup>。

- i. 森林法令の遵守
- ii. 次の森林法令の適用に係る事項。ただし、森林ファンドを林業地区が管理する場合は、林業地区がこれらの義務を負う。
  - 森林管理計画の作成及び確実な遵守
  - 森林ファンドの確実な保護及び完全性の確保
  - 森林再生事業の実施
  - 林分の手入れと管理の実施
  - 森林病虫害の予防と管理に必要な作業の実施
  - 火災予防及び消化対策の確実な遵守
  - 地域森林狩猟監督局の許可及び権限を有する職員による特定文書の発行を経た上での木材の価格設定
  - 管理又は所有している林道の確実な維持又は改修

---

<sup>40</sup> 森林法第 97 条

<sup>41</sup> 森林ファンドの管理について森林ファンド所有者とロムシルバの間で締結する協定

<sup>42</sup> 保安林の指定による伐採制限等

<sup>43</sup> たとえば作業道、山土場その他の林業関連施設用地がこれに該当する。

<sup>44</sup> 森林法第 55 条

<sup>45</sup> 森林法第 17 条

- 財産証書に基づく森林境界の確定及び境界標識の適切な維持
- 森林所有権の移転が生じたときの、60日以内の中央政府専門地域組織への通知

#### ④ 林地の返還

ルーマニアは、土地ファンド法及び「土地ファンド法第18/1991号及び法律第169/1997号の規定に基づいて要請された農地及び林地の所有権の再構築のための法律（LEGE nr. 1 din 11 Ianuarie 2000, Pentru Reconstituirea Dreptului de Proprietate Asupra Terenurilor Agricole și Celor Forestiere, Solicitate Potrivit Prevederilor Legii fondului funciar nr. 18/1991 și Ale Legii nr. 169/1997.）」（以下、「農地及び林地の所有権再構築編成法」という。）に基づき、1989年12月にチャウチェスク政権が崩壊した2年後の1991年1月から現在に至るまで、かつての政権により没収された森林を含む私有地を元の所有者に返還する事業を継続して実施している。

この事業で返還の対象となっている森林は、1921年のルーマニア王国農地改革により没収されたコミュニティ林その他の共同体林及び1949年に行われた第2次農業改革において社会主義の集団形成のために没収された私有林である<sup>46</sup>。1921年のルーマニア王国農地改革にあつては所有する土地の上限を100ha、1949年の第2次農業改革にあつては同じく50haに制限した。これらを超える面積の土地については国が没収し、前者の没収地にあつては小規模零細な農地を所有している農民に、後者の没収地にあつては農業生産協同組合に分配した<sup>47</sup>。

私有林の所有権の復元の対象は、土地を奪われた者が所有していた1ha以上10ha以下の土地で、土地ファンド法の規定に基づく旧所有者（個人又はその相続人）が申請した土地である。土地の返還は、申請者がかつて所有していた地籍の土地を対象に行うが、返還を請求している土地が既に土地ファンド法に基づいて他の所有者に譲渡されている場合、建設物、道路その他の施設が設置されている場合、特定の保護林に指定されている場合又は1990年1月1日以降に完全に若しくは部分的に伐採されている場合は、所有権の帰属対象から当該土地を除外し、旧所有地付近の代替地を割り当てる等の措置が執られている<sup>48</sup>。

さらに、教育機関及び修道院、教区その他の宗教団体の名義により、30haを上限に財産権の再構築の提案が行える他、コミューン、都市及び市町村は、土地ファンド法の規定に基づき、没収前の土地所有証明書が示す範囲で財産の返還を受けられる<sup>49</sup>。

土地の返還は、国有林ファンドからの除却又は補償により現在も進行中である。国家統計局が発行している『林業活動報告書』には「森林ファンドの私有財産面積は、森林の返還プロセスが継続しているため国有財産面積にマイナスの影響を与えながら増加傾向にある」との報告がある。同報告書によれば、森林ファンドの所有形態別面積割合は、国有財産（国有林）がその割合を2014年65.0%から2023年には64.3%とわずかに縮小した一方で、私有財産（公有林）は同じく35.0%から35.7%に拡大している<sup>50</sup>。

なお、返還対象地は、土地ファンド法に基づく所有が確定するまでロムシルバが管

<sup>46</sup> 農地及び林地の所有権再構築法第26条

<sup>47</sup> 安養寺久男、「ルーマニアの農地返還」、『農業土木学会誌』、第69巻第4号、2001年4月、390～391頁

<sup>48</sup> 農地及び林地の所有権再構築法第24条第1項

<sup>49</sup> 農地及び林地の所有権再構築法第29条第2項

<sup>50</sup> Institutul Național de Statistică, “Statistica activităților din silvicultură în anul 2022”, Anul 2023. p7

理している。ロムシルバは返還対象地において技術的林業作業を実行する義務を負い、その結果として森林から得られる利益はプールし、土地返還時に本来の所有者に現金又は現物で付与することになっている<sup>51</sup>。

## ⑤ 森林管理計画

森林管理計画は、森林ファンドを管理するための重要なツールである。

森林管理計画は、林業地区の生産部門又は保護部門が環境水森林省との調整し、その管理の下で法律により承認された地域開発計画の規定との整合性をはかるとともに、生態学に基づいた森林管理の基礎研究結果を反映した技術的組織的法的経済的内容を組み込むために、環境水森林省がゲオルガ・イオネスク農業林業科学アカデミー（Academia de Științe Agricole și Silvicultură „Gheorghe Ionescu-Șișești”）、専門機関及び NGO と協力して開発した次を原則とする技術的管理基準に基づき策定している<sup>52</sup>。

- i. 伐採の継続性の原則
- ii. 機能的有効性の原則
- iii. 生物多様性の保全と改善を確保する原則
- iv. 経済原則

民有林ファンドの森林管理計画の策定は、環境水森林省が認定した民間の専門会社に依頼でき、国有林ファンドの森林管理計画は国立林業調査開発研究所が策定する<sup>53</sup>。

森林管理計画の策定費用は、国有の森林ファンド管理者又は 100ha を超える面積の森林ファンド所有者が負担すること及び個人及び法人で森林ファンド面積が 100ha 以下である場合は、森林経営計画の策定に係る費用は林業を所管する中央官庁の予算を通じて国家予算により支出することが森林法で規定されている<sup>54</sup>。

なお、森林管理計画の作成義務は、10ha 以下の森林ファンドの所有者については除外されている。しかし、商業的な伐採の許可は、林業地区が伐採の申請を森林管理計画に記載されている伐採可能量その他の計画事項に基づき審査して発行するので<sup>55</sup>、木材生産を望む森林ファンド所有者は、たとえ森林ファンド面積が 10ha 以下であっても森林計画を自ら策定するか、林業地区に加入して所有する森林ファンドを林業地区の森林管理計画に組み入れなければならない<sup>56</sup>。

森林管理計画については監査が行われ、林業地区は森林管理計画に基づく林業活動の検証のために、毎年 1 月に森林管理を担当する中央政府機関の管轄下にある地域森林警備隊に森林管理計画と前年の森林管理作業実績を対照した報告を提出している<sup>57</sup>。

森林管理計画の有効期限は 10 年であるが、ポプラ又はヤナギの森林については 5 年間の有効期限を適用する場合がある<sup>58</sup>。

<sup>51</sup> 森林法第 135 条第 1 項・第 2 項

<sup>52</sup> 森林法第 20 条・第 21 条の規定及び環境水森林省による解説

<sup>53</sup> 森林法第 20 条第 6 項

<sup>54</sup> 森林法第 21 条第 3 項・第 4 項

<sup>55</sup> 環境水森林省による解説

<sup>56</sup> ルーマニアフォレター雇用者協会（ASFOR）による説明

<sup>57</sup> 森林法第 22 条第 2 項

<sup>58</sup> 森林法第 59 条

森林管理計画の具体的内容については、前回の調査報告書を<sup>59</sup>参照いただきたい。

---

<sup>59</sup> 『平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報収集（欧州地域等）報告書』、林野庁、2019 年 3 月、20～21 頁

## (2) 伐採に関する許認可制度の状況及び許認可等の法令に基づく書類の概要

### ① 伐採及び収穫の対象

森林法は、「国家森林ファンド特有の製品」として、次表に掲げる木質林産物及び非木質林産物を指定している<sup>60</sup>。「国家森林ファンド特有の製品」は、狩猟の対象となる動物又は山岳区域の魚類を除き、「製品」が存在する森林ファンドの所有者に帰属する<sup>61</sup>。

非木質林産物の採取については、環境水森林省が承認した技術基準及び林業地区が発行する通知、許可及び評価文書に基づいて行われる<sup>62</sup>。

表Ⅱ－7 国家森林ファンド特有の製品

木質林産物	非木質林産物
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 再造林を前提とした「森林再生伐採」から生じる主産物</li> <li>▪ 林分の手入れ及び管理のための伐採から生じる副生物</li> <li>▪ 生物的及び非生物的要因の不安定化作用又は法的に承認された伐採から生じる偶発的副生物</li> <li>▪ 自然消滅する過程で通常生じる製品</li> <li>▪ 鑑賞用樹木、クリスマスツリー、枝編み細工品原料、苗木その他の木質林産物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 狩猟対象となる動物</li> <li>▪ 山間水域並びに森林ファンド内の農場、池及び湖に生息する魚類</li> <li>▪ 森林内の果実</li> <li>▪ 森林内の種子</li> <li>▪ 森林内で自生する植物から生じる食用キノコ</li> <li>▪ 樹脂</li> <li>▪ その他</li> </ul>

資料：森林法第 58 条第 1 項及び第 2 項

### ② 伐採作業実施者

森林法は、「木材の伐採作業は環境水森林省が認証した法人が行う。ただし、自己所有の森林<sup>63</sup>から年間 20 m<sup>3</sup>以下の伐採を行う個人はこの限りではない<sup>64</sup>と定めている。

この規定の「環境水森林省が認証した伐採を行う法人」とは、「林業活動の経済事業者の認証のための委員会の組織、機能及び構成並びに認定基準に係る規則

(Regulament din 21 Noiembrie 2018 Privind Organizarea, Funcționarea și Componenta Comisiei de Atestare a Operatorilor Economici Pentru Activitatea de Exploatare Forestieră, Precum și Criteriile de Atestare Pentru Activitatea de Exploatare Forestieră.)」(以下、「経済事業者認証に係る規則」という。)により国が指定しているルーマニアフォレスター雇用者協会

(ASFOR : Asociației Patronale a Forestierilor din România) (以下、「ASFOR」という。)が運営する委員会の審議を経て国に登録された法人を指している<sup>65</sup>。林業活動の経済事業者の認定証明証を取得した事業者は、国家森林ファンド内の木材及び国家森林ファンド外の森林植生からの木材を取扱う権利を行使できる<sup>66</sup>。2024 年 5 月現在、ASFOR の委員会の審査を経て国の認定を受けた林業活動の事業者数は 5, 246 件存在

<sup>60</sup> 森林法第 58 条

<sup>61</sup> 森林法第 58 条第 4 項

<sup>62</sup> 森林法第 58 条第 5 項

<sup>63</sup> 「森林ファンド」ではなく、「森林」を対象としているので注意を要する。

<sup>64</sup> 森林法第 62 条第 2 項・第 3 項

<sup>65</sup> 経済事業者認証に係る規則第 1 条第 2 項

<sup>66</sup> 経済事業者認証に係る規則第 2 条第 2 項

している<sup>67</sup>。

### ③ 伐採許可

木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則 (Instrucțiuni din 3 Iunie 2011 : Privind Termenele, Modalitățile și Perioadele de Colectare, Scoatere și Transport al Materialului Lemnos.) は、「木材の伐採は、伐採許可に基づいて行う」と定めている<sup>68</sup>。

ここでいう「伐採許可に基づいて行う」とは、次に列挙する伐採許可書に掲げられた伐採を許可した要件に基づいて行うという意味である<sup>69</sup>。

- i 伐採地
  - 伐採対象地の位置及び面積並びに立木の材積、伐採対象木としてマーキングした本数及び樹種
  - 伐採契約番号
  - 伐採の目的
  - 伐採地の境界を示すためにマーキング装置により表示した番号
- ii 伐採準備作業として林道又は作業道を設置するための期間
- iii 伐採方法
- iv 自然の再生を保護するための措置
- v 伐採作業道の端に残存する立木の保護措置
- vi 山土場の位置及び面積、山土場の境界を示すマーキングの番号並びに山土場に入荷する丸太の樹種及び本数
- vii 木質原料の収集及び除去並びに輸送の条件、方法及び条件に係る措置
- viii 伐採又は収集の作業期間
- ix その他の関連事項

上記の内、木材の伐採方法並びに作業道及び林道の位置は、伐採許可書発行者（林業地区）が森林の再生、残存木への影響、土壌の劣化及び水路への被害への配慮の状況を審査して承認している<sup>70</sup>。ただし皆伐は、土壌の劣化防止、森林の再生及び残存木の保護の観点から制限されており、地表が雪で覆われている又は凍結しているときにトウヒ、マツ、アカシア、ポプラ、ヤナギ及び雑木林の再生並びに他の伐採技術を適用できない林地での伐採を行う場合に限り列状伐採による実施が許可されている<sup>71</sup>。ただし、国立公園内での皆伐は禁止している<sup>72</sup>。

伐採許可書に記載している伐採予定立木に係るデータは、森林法が定める伐採前に実施する立木資源調査の測定結果を元としている。

伐採前の立木資源調査では、技術的基準により認可を受けた林業従事者が伐採地に特殊識別装置を用いた標識を表示する<sup>73</sup>。伐採許可書には、立木材積とともに特

<sup>67</sup> 2024年5月23日付の ASFOR の認定事業者名簿

<sup>68</sup> 木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則第4条第2項

<sup>69</sup> 伐採許可書の内容を要約

<sup>70</sup> 木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則第10条第1項・第2項

<sup>71</sup> 森林法第29条第1項及び木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則第10条第3項

<sup>72</sup> 森林法第29条第5項

<sup>73</sup> 森林法第63条第1項

殊識別装置により標識に与えられた番号が記載されている。

さらに、伐採許可書に記載している「伐採の目的」に該当しない伐採木が伐採地で発見された場合は、違法伐採に係る法令の規定が適用される<sup>74</sup>。伐採許可書の様式については、「(3) 伐採の合法性が確認できる書類(証明システム)の事例及びその発行条件」の項目で報告しているので参照願いたい。

#### ④ 県の地域森林狩猟監督局による伐採対象林区の管理

伐採許可書に基づく伐採は、林業地区の代表者又はその代理人が県の行政機関である地域森林狩猟監督局(Inspectoratul Teritorial de Regim Silvic și de Vânătoare)に伐採対象地の森林ファンドの管理権を引き渡した後に行える。

伐採対象地の管理が森林狩猟監督局に移管するときは、林業地区長又はその代理人及び県の森林官が伐採対象林区の位置、開発許可番号、区画に用いたマーキングの番号、森林再生方法、森林再生に使用する種子の構成、伐採地の占有面積、伐採対象立木の樹齢及び樹高その他の伐採対象地のデータと計画している森林の再生方法を記した「伐採地受領報告書」を作成し、伐採許可書保持者又はその代理人はこの報告書を受領する<sup>75</sup>。

なお、ASFORによれば、林業地区に加入していない森林ファンド所有者が伐採をするときは、森林ファンドが所在する自治体の林業地区から伐採許可を取得し、森林ファンドの管理権を地域森林狩猟監督局に移した後に、同局及び森林ファンド所有者立会いのもとで伐採が行われる。

この管理権の移行により地域森林狩猟監督局による地域レベルでの伐採地管理が実施される運びとなり、法令違反行為及び伐採、搬出その他の林内作業により森林ファンドに被害が生じたときの詳細な調査、違法に伐採された木材の速やかな差押えその他の法令が定める措置の的確な執行がなされる仕組みになっている<sup>76</sup>。

---

<sup>74</sup> 木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則第 13 条 p)号

<sup>75</sup> 木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則第 12 条第 1 項

<sup>76</sup> 環境水森林省による解説

### (3) 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

伐採許可書は、ルーマニアにおける伐採の合法性の確認に資する書類の一つである。木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則は、附属資料として伐採許可書の様式を定めている。前回の報告書に掲載している伐採許可書の写真からは書類の内容が読み取りにくいので、その様式と仮訳を報告する。

#### 図 II - 1 伐採許可書様式

(木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則 附属資料1)

Ocolul Silvic .....

Nr. .... din .....

AUTORIZAȚIE DE EXPLOATARE

Nr. .... din.....

1. Subsemnatul, ....., șeful Ocolului Silvic ....., autorizez....., C.U.I./CNP ....., prin ....., C.U.I./C.N.P....., în calitate de reprezentant/împuternicit al titularului autorizației de exploatare conform ....., să exploateze masa lemnoasă din partida....., proprietatea ....., U.P. ...., u.a....., având un volum brut de ..... mc pe o suprafață de ..... ha și un număr de ..... arbori marcați cu ....., destinat producției anului ....., conform Contractului de furnizare a masei lemnoase pepicior/prestări de servicii de exploatare nr. .... din ....., pentru efectuarea unei tăieri de ..... Parchetul este delimitat prin: semne amenajistice, limite naturale, dispozitiv demarcat ..... nr. ...., aplicat pe un număr de ..... arbori .....
2. În intervalul ....., titularul autorizației poate să execute lucrări de pregătire a parchetului, care constau în:
  - a) instalarea unui număr de ..... linii de funiculare/alte instalații cu cablu, culungimile de: .....
  - b) amenajarea drumurilor de tractor în lungime de .....
  - c) amenajarea căilor de acces pentru atelaje în lungime de .....
  - d) amenajarea culoarelor de corhănit în lungime de .....
  - e) asigurarea condițiilor pentru respectarea normelor de tehnică a securității muncii.....;
  - f) alte lucrări de organizare a șantierului .....
3. Tehnologia de exploatare .....
4. Măsuri de protejare a regenerării naturale prin .....
5. Măsuri de protejare a arborilor care rămân pe picior de pe marginea traseelor descos-apropiat prin .....
6. Platforma primară în suprafață de ..... my (amplasare, materializare pesteren), delimitată, după caz, cu dispozitivul de marcat nr. ...., aplicat pe un număr de ..... arbori .....
7. Măsuri speciale conform art. 30 din Instrucțiunile privind termenele, modalitățile și perioadele de colectare, scoatere și transport al materialului lemnos, aprobate prin Ordinul ministrului mediului și pădurilor nr. 1.540/2011 .....
8. Parchetul se va exploata în termenele de recoltare și colectare de la..... până la ..... și de la ..... până la .....
9. Reprimirea parchetului se va face până la data de .....
10. Alte mențiuni\*) .....

Notă

\*) Se referă la situațiile de retragere a autorizației de exploatare.

11. Nerespectarea regulilor de exploatare și a termenelor prevăzute în prezenta autorizație atrage, după caz, răspunderea titularului autorizației de exploatare, conform reglementărilor în vigoare.  
Șeful ocolului silvic Titularul autorizației  
Data ..... Ridicată autorizația astăzi, .....
12. Autorizația s-a prelungit, în temeiul ..... din ....., până la data de.....  
Șeful ocolului silvic Titularul autorizației/Împuternicit  
Data ..... Data .....
13. Autorizația s-a prelungit, în temeiul ..... din ....., până la data de .....
14. Autorizația s-a prelungit, în temeiul ..... din ....., până la data de.....  
Șeful ocolului silvic Titularul autorizației/Împuternicit  
Data ..... Data .....
15. În baza Notificării nr. ...., adresată Inspectoratului Teritorial de Regim Silvic și de Vânătoare ....., autorizația s-a prelungit, în temeiul..... din ....., până la data de .....

図Ⅱ－２ 伐採許可書様式（仮訳）

（木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則 附属資料1）

林業地区 .....  
 番号 ..... - .....  
 作業許可番号 ..... - .....

1. 下記署名者、.....、林業地区 ..... の長は、..... 事業所/個人番号 ..... 事業所/個人番号..... を通じて、..... 事業所/個人番号..... に対し、.....、生産林区 .....、林班 ..... の所有地 ..... の区画 .....、総材積 ..... m<sup>3</sup>、面積 ..... ha及び ..... でマークされた ..... 本の ..... 立木から、..... の立木供給/伐採サービス提供契約番号 ..... に基づいて、..... の伐採目的で、..... の伐採を目的とした木材の伐採を承認する。  
 合法的な伐採地は、管理標識、自然による境界及び..... 本の ..... 木に付けられたマーキング装置 ..... 番号 ..... により区切られる。
  2. 期間 ..... 中、許可保有者は、次のものから成る準備作業を実施できる。
    - a) 長さが ..... の集材架線/その他の集材架線備の設置
    - b) 長さが..... のトラクター用道路の配置
    - c) 長さが..... のトレーラー用アクセス道路の配置
    - d) 長さが..... スキッピング用通路の配置
    - e) 労働安全の技術基準を遵守するための条件の確保.....；
    - f) 建設現場の組織化のためのその他の作業 .....
  3. 伐採方法 .....
  4. 自然再生を保護するための措置 .....
  5. 伐採ルートの際に残存する立木を保護するための措置 .....
  6. 必要に応じて、マーキング装置番号 ..... で区切られた..... m<sup>2</sup>の領域内の主要な山土場（地上での位置、実体化）が、..... の..... 本の木に適用される。
  7. 環境森林大臣命令第1号540/2011号により承認された木質原料の収集及び除去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則第30条に基づいた特別措置 .....
  8. 合法的伐採地は、..... から..... までと..... から..... までの伐採・収集期間中に運営する。
  9. 県森林局の再受付は.....。
  10. その他の情報\*) .....
- 注 \*) 営業許可の取消しの状況を指す。
11. この許可で定める営業規則及び期限を遵守しなかった場合は、現行の規則に基づき、状況に応じて許可所持者の責任が問われます。
 

林業地区長 日付 ..... 署名 .....	認可所有者 本日認可を解除しました。..... 署名.....
-------------------------------	---------------------------------------
  12. 認可は、..... 年..... の規定に基づき12日間延長されました。
 

林業地区長 日付..... 氏名及び署名 .....	認可所有者 日付 ..... 氏名及び署名...
----------------------------------	--------------------------------
  13. 許可は、..... の..... に基づいて、..... まで延長されました。
 

林業地区長 氏名及び署名 .....	認可所有者/..... 日付 ..... 氏名及び署名...
-----------------------	-----------------------------------
  14. 許可は、..... の..... に基づいて、日付まで延長されました。
 

林業地区長 日付..... 氏名及び署名 .....	権限保有者/権限を与えられた者 日付..... 氏名及び署名...
----------------------------------	---
  15. .... 地域森林狩猟監督局宛ての通知番号 ..... に基づき、..... 年 ..... に基づいて、許可は ..... まで延長されました。

### ① 伐採許可書の発行と許可対象者

伐採許可書は、林業地区の代表者が発行する。

伐採許可の対象は次の者である<sup>77</sup>。

- 立木の購入契約を締結している法人
- 森林所有者と森林管理サービスの提供契約を締結した認定された法人
- ロムシルバの部局及び下部組織
- 林業活動の経済事業者認定を受けている私有林地区
- 環境水森林省が認証した法人及び自己所有の森林から年間 20 m<sup>3</sup>以下の伐採を行う個人

伐採許可書は二部発行され、林業地区と伐採許可を受けた者が一部ずつ保管する<sup>78</sup>。

### ② 伐採許可書の発行条件

本調査において伐採許可書の発行条件に特化した法令の規定は見受けられなかったが、森林法は「木材の伐採は、森林法令を遵守し、林業を所管する中央の公的機関の長の命令により承認された木材の伐採、除去及び輸送の条件、方法及び機関に係る指示により行う」<sup>79</sup>と定めている。したがって、伐採許可書の発行は、森林ファンド所有者の義務及び国がロムシルバを通じて行う森林管理サービスの利用その他の法令が定める森林ファンドを管理する上で必要な行為を履行し、伐採及び木材の輸送に係る機関の指示を実施できる者に対して行えると解釈できる。

### ③ SUMAL2.0（木質原料追跡システム）

SUMAL2.0 は、木材・木材製品の原産地を管理し、トレーサビリティの確保により合法性を確保するために環境水森林省が運用しているシステムである。ルーマニアでは、生産した丸太は検量し、検量結果と原産地に係るデータ等を SUMAL2.0（木質原料追跡システム）のデータベースに入力して管理している。

このシステムの内容については、木材の流通に係る報告事項と密接に関連しているので、木材の流通段階における法令等調査の項目でまとめて報告する。

環境水森林省では SUMAL2.0 と森林資源データベースを統合した「森林総合情報システム」<sup>80</sup>の開発を行い、より厳格な木材管理を目指している。この森林総合情報システムの開発と運用は、現在国会で審議されている森林法改正法案の規定にも盛り込まれており、同改正法案によれば SUMAL2.0 は森林総合情報システムが開発されるまで新しい森林法の条件に基づいて運用することとしている<sup>81</sup>。

なお、具体的な伐採施業方法、保護地域における伐採、伐採と環境配慮事項に係る事項及び伐採労働者に係る事項については、前回の報告書を参照いただきたい<sup>82</sup>。

<sup>77</sup> 木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則第 4 条第 3 項・第 4 項

<sup>78</sup> 木材の収集及び撤去並びに輸送の条件、方法及び期間に係る規則第 4 条第 3 項

<sup>79</sup> 森林第 62 条第 1 項

<sup>80</sup> 前掲の環境水資源省の森林法改正に係るプレスリリースの中に掲げられている「森林の総合 IT システム」に同じ

<sup>81</sup> 森林法改正法案第 158 条第 8 項

<sup>82</sup> 『平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報収集（欧州地域等）報告書』、林野庁、2019 年 3 月、24～27 頁及び 32～33 頁

## 2. 木材の流通段階における法令等調査

### (1) 法令等の概要及び運用状況

木材の流通に係る主たる法令は、森林法と「木材及び木材製品の原産地、移動及び販売並びに木材保管施設及び木材加工施設の制度、森林所有者の自家消費用木材の原産地及び移動に係る規則並びに市場に投入する木材に係る EUTR の規定を実施するためのいくつかの措置を定める規則 (Nr. 497 din 25 iunie 2020, Pentru Aprobarea Normelor Referitoare la Proveniența, Circulația și Comercializarea Materialelor Lemnoase, la Regimul Spațiilor de Depozitare a Materialelor Lemnoase și al Instalațiilor de Prelucrat Lemn Rotund, Precum și a Celor Privind Proveniența și Circulația Materialelor Lemnoase Destinate Consumului Propriu al Proprietarului și a Unor Măsuri de Aplicare a Prevederilor Regulamentului (UE) nr. 995/2010 al Parlamentului European și al Consiliului din 20 Octombrie 2010 de Stabilire a Obligațiilor care Revin Operatorilor Care Introduc pe Piață Lemn și Produse Dinlemn)」<sup>83</sup>（以下、「木材の原産地及び流通に関する規則」という。）である。

森林法では、主に第Ⅲ章持続可能な森林経営の第9節「木材の原産地と流通」に合法性を確保しながら行う木材の取扱いに係る規定を掲げている。

木材の原産地及び流通に関する規則は、丸太の生産、移動、販売及び保管並びに加工施設の者に環境水森林省が運用する SUMAL 2.0 (Sistemul de Urmărire a Materialului Lemnos 2.0 : 木質原料追跡システム第2.0版)の使用を義務づけ、SUMAL 2.0 をツールとする丸太及び木材製品の合法性を確保するための諸規定を定めている。

本項では、主に木材の流通に係るこれらの法令の内容と運用状況を報告する。

### (2) 木材の流通・合法性の確保に関する法令

ルーマニアにおける木材の合法性確保は、丸太及び木材製品を対象とし、主に森林法及び木材の原産地及び流通に関する規則に基づき行われている。

なお、ルーマニアの林業関係法令で用いている「木材製品」とは、「チップ若しくは木粉、おが屑、廃棄物又は廃材の形態で販売に供する製品をいい、これらの木材及び梱包材並びに都市の木質廃棄物及び解体廃棄物の形態で廃棄するものは除外する」<sup>84</sup>と定義されている。

#### ① 丸太の生産及び流通に関わる主体

##### A. 丸太生産者

ルーマニアの丸太の生産者及び出荷者は、次の三者である。

- 林業地区（国有林地区及び民有林地区）
- 林業地区に加入していない私有林ファンド所有者
- 森林ファンド以外の森林植生がある土地の所有者<sup>85</sup>

国家統計研究所 (Institutul Național de Statistică) が公表している統計では、生産された丸太は、木材取扱い業務を実施するために国の認可を受けている経済事業者  
に販売する「経済事業者向け」と森林ファンド所有者の自家消費用である「個人

<sup>83</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第1条第1項

<sup>84</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則附属資料1第I項n号

<sup>85</sup> 森林ファンド以外の森林植生がある土地とは、森林植生がある土地ファンド法が定める都市、農地（農地のうち、生産性が高い土地）、農村関連の土地及び特別な目的を有する土地をいう。

消費向け」に大きく区分している。

国家統計研究所の統計によると、2023年の丸太生産量は1,917万m<sup>3</sup>である。この内の95%にあたる1,828万7,000m<sup>3</sup>が、国内市場に出荷された経済事業者向け丸太の生産量である<sup>86</sup>。

森林所有形態別丸太生産量を示す統計数値は取得できなかったが、米国農務省が公表した2017年3月付の報告書では、ロムシルバが丸太供給の主要なプレーヤーであるとの報告がなされている<sup>87</sup>。

## B. 流通業者

丸太及び木材製品の流通に携わる業者は、全て経済事業者として国の承認を受け、登録しなければならない。流通機能を有する経済事業者としては、次の機関又は業態がある<sup>88</sup>。

- 林業地区（国有林地区（具体的にはロムシルバ）及び私有林地区）。
- 素材生産業
- 市場及び倉庫業（卸売業）

林業地区の中には、販売用の丸太又は木材製品の在庫、加工又は仕分けを行うものがあり、さらに違法伐採の嫌疑により押収した又は原産地を確定するために留置<sup>89</sup>した木質原料を保管又は受領する場合がある。ロムシルバは、管理する国有林ファンドの立木を競売方式で販売している他、生産した丸太を自らの市場で競売している。

素材生産業者は、伐採現場から主に山土場までの丸太の搬出を行っている。

市場は市場において販売目的により、倉庫業者は倉庫又は仮設倉庫において集荷、保管又は販売の目的で丸太又は木材製品を取り扱っている。

## C. 丸太の輸送業者

木材の原産地及び流通に関する規則では、輸送業者を「輸送専門業者」と「輸送業者」に区分し、木材の合法性を確保する方法を「輸送業者」「輸送専門業者」別に設定している。

この「輸送専門業者」とは、連続した12か月間に20m<sup>3</sup>を超える木材又は木材製品を輸送する者をいい、「輸送専門業者」は国が承認、登録した経済事業者であり<sup>90</sup>、後に報告するSUMAL 2.0への登録と木材輸送時にSUMAL 2.0を利用する義務を負っている。

一方で、「輸送業者」とは、「輸送専門業者」の定義に該当しない輸送業者をいう。

なお、丸太及び木材製品の輸送手段として、最も広汎に利用されているのはト

<sup>86</sup> Institutul Național de Statistică, “Statistica activităților din silvicultură în anul 2023”, 2024, p 11

<sup>87</sup> FAS, USDA, “Romanian Forestry and Wood Products”, Gain Report, 2017, p 2

<sup>88</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則の規定に掲げられている機関又は業態

<sup>89</sup> 「留置」とは、法令により原産地を証明するための留置が規定されている丸太若しくは木材製品又は確認機関が原稿の法令に基づいて放棄した丸太若しくは木材製品を特定の商業段階又は生産段階で停止する措置をいい、留置の実行は法令に基づき経済事業者、倉庫業又は輸送をする者に義務づけられている（木材の原産地及び流通に関する規則附属資料1、第I項o号）

<sup>90</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則附属資料1、第I項t号

トラックであるが、木材の原産地及び流通に関する規則が掲げているトラック以外の輸送手段としては、集材架線、鉄道及び船舶がある。

#### D. 木材加工業

本調査では、木材加工工場の件数、木材製品の生産量その他の木材加工産業に係るルーマニアの公式な統計は入手できなかったが、ASFOR にインタビューしたところ、ルーマニア国内には零細工場を含めて約 500 件の製材工場が操業しているとのことである。

なお、FAO の統計による 2023 年のルーマニアの木材製品生産量は、製材品が 410 万 m<sup>3</sup> (針葉樹製材品 290 万 m<sup>3</sup>、広葉樹製材品 120 万 m<sup>3</sup>)、切削板が 241 万 3,000 m<sup>3</sup> (うち、OSB が 101 万 6,000 m<sup>3</sup>)、繊維板は 100 万 5,000 m<sup>3</sup> (うち、MDF が 88 万 7,000 m<sup>3</sup>) であった<sup>91</sup>。

#### E. 木材移動の規制

違法伐採対策による木材・木材製品の取締り含む丸太及び木材製品の移動の規制は、次の者により行われている<sup>92</sup>。

- 林業従事者
- 警察、国境警察、憲兵隊の将校若しくは下士官及びこれらの代理人
- 国家財政管理庁の管理業務を担当している職員

国家財政管理庁の管理業務を担当している職員は、森林法の規定により木材の移動を規制する活動が行われるときに、林業従事者を支援する義務を負っている<sup>93</sup>。

### ② 木材の原産地

#### A. 原産地の定義

森林法では、「木材の原産地」を次に掲げる木材が得られた地域の供給源をいうと定義している<sup>94</sup>。

- i 国家森林ファンド
- ii 国家森林ファンド以外の森林植生地
- iii 木材選別・加工センター
- iv 木材倉庫
- v 市場、見本市、ヤードその他の木材の販売が許可された施設
- vi 輸入相手国

#### B. 森林法における原産地と追跡システムの基本的な考え方

このように森林法で 6 か所もの「原産地」を規定しているのは、SUMAL 2.0 が輸送許可番号を ID とし、許可した輸送の始点を「原産地」としているため

<sup>91</sup> 2025 年 1 月末現在の公表数値：FAO, Forest products statistics (<https://www.fao.org/>)

<sup>92</sup> 森林法第 69 条第 1 項及び環境水森林省による解説

<sup>93</sup> 森林法第 69 条第 2 項

<sup>94</sup> 森林法附属資料第 33 項

ある。

ルーマニアの流通段階における丸太及び木材製品の合法性確保の考え方は、森林認証のCoCによる流通管理と類似している。すなわち、森林認証ではCoCが認証林を輸送の始点として、認証材と非認証材を分別管理しながら荷口別に認証製品を文書で証明して取引しているように、SUMAL 2.0では、輸送の始点である合法的な伐採が許可された伐採地をGPSの位置情報を含むSUMAL 2.0のデータベースからの情報により示し、上記のiiiからvまでのいずれかの場所又は加工工場まで輸送する。ルーマニアでは、上記箇条書きのiiiからvまでの流通業者及び加工工場には合法性が確立している丸太又は木材製品だけが入荷するとの前提により、丸太又は木材製品の荷積み地を「原産地」と位置付けている。この方法により、森林から加工工場で消費されるまでの間の丸太及び木材製品の合法性を確保するという考え方である。

ただし、現行の森林法が定める「原産地」の定義は一般的とはいえない。このため、全面改正が予定されている森林法案ではこの定義を「多角形又は位置で示す特定の地理的座標を持つ伐採を行った場所をいう」と改めている<sup>95</sup>。

なお、ルーマニアで木材及び木材製品の流通に参加する輸送業を含むプレーヤーは、全て国の認定を受けた機関及び経済事業者並びに伐採の許可を得た個人である。

### C. 輸送許可書の「原産地」の表示事例

森林法は、木材の流通においては「木材は、その原産地<sup>96</sup>に関わらず、その原産地の合法性を明確に証明する<sup>97</sup>特定の輸送添付文書を携行して輸送し」、かつ、「輸送書類を添付していない木材は、いかなる輸送手段でも積載して輸送できない」<sup>98</sup>と定めているため、輸送添付文書（AVIZ：「輸送許可書」）にも前掲の森林法に基づく「原産地」が記載されている。

実際の輸送添付文書で森林法が定める6か所の「原産地」をどのように表記しているのかを例示すると次のようである。

図II-3及び図II-4は、一般国民が木材の合法的輸送を確認又は監視するために環境水森林省が開設しているSUMAL 2.0 Inspectorul (<https://www.inspectorulpadurii.ro/>) が示すオンライン上の輸送添付文書で、図II-3にあっては伐採地を、図II-4にあっては倉庫を原産地（輸送の始点）としている。

原産地に係る情報は、輸送添付文書の一行目に記載されている。原産地に係る情報の記載内容は、伐採地を始点としている輸送添付文書（図II-3）では、輸送区分欄に「伐採地」との記入があり、同じ行の原産地欄に伐採地で伐採前に取得したGPS測定による位置情報が記載されている。一方で、倉庫を始点としている輸送添付文書（図II-4）では、輸送区分欄には「倉庫」との記入があり、原産地欄には倉庫の具体的な名称が記載されている。

<sup>95</sup> 森林法改正法案附属資料1

<sup>96</sup> ここでの「原産地」とは、「A. 原産地の定義」の項に掲げる6種類の原産地のいずれかをいう。

<sup>97</sup> 具体的には、出荷者が国に登録している経済事業者であること意味する。

<sup>98</sup> 森林法第68条

図 II - 3 伐採地を始点（「原産地」）とするオンライン上の輸送添付文書（AVIZ）

**Informații Aviz de Transport**

<b>Tip Transport:</b> Locul Recoltării	<b>Provenienta:</b> 2300023202790 - 199 ARDELUTA
<b>Cod Aviz:</b> AP25016330002507227302011537	<b>Data Emiterii:</b> 01/02/2025 22:37:42
<b>Nr. Identificare Mijloc Transport:</b> NT85WMD	<b>Valabilitate:</b> 01/02/2025 22:37:42 - 02/02/2025 04:37:42

**Informații Entități Implicate**

<b>Emitent</b>	<b>Denumire:</b> ██████████
Transportator	<b>CUI:</b> ████████
Punct de Descărcare	

**Volum**

<b>Grupe Specii</b>	FAG, RĂȘINOASE
<b>Specii</b>	FAG, MOLID
<b>Sortimente</b>	Lemn de foc, Lemn rotund
<b>Total (mc)</b>	25.197260

**Poze Transport**





図Ⅱ－３ 伐採地を始点（「原産地」）とするオンライン上の輸送添付文書（AVIZ）（つづき）  
【仮訳挿入済】

**Informații Aviz de Transport**  
 輸送許可情報

**Tip Transport:** Locul Recoltării  
輸送区分: 伐採地

**Cod Aviz:** AP25016330002507227302011537  
輸送許可番号: AP2501633.....

**Nr. Identificare Mijloc Transport:** NT85WMD  
車輛ナンバー: NT85WMD

**Provenienta:** 2300023202790 - 199 ARDELUTA  
原産地: 2300023..... (GPS 位置データ)

**Data Emiterii:** 01/02/2025 22:37:42  
発行日: 2025年2月1日 22時37分42秒

**Valabilitate:** 01/02/2025 22:37:42 - 02/02/2025 04:37:42  
有効期限: 2025年2月1日 22時37分42秒~  
2025年2月2日 4時37分42秒

**Informații Entităţi Implicate**  
 輸送主体の情報

**Emitent**  
発行者

**Transportator**  
輸送業者

**Punct de Descărcare**  
荷下ろし地

**Denumire:** ██████████  
名称: XXXXXXXXXX

**CUI:** ██████████  
事業所番号: NNNNNNN

**Volum**  
 材積

<b>Grupe Specii</b>	樹種群	FAG, RĂȘINOASE	ブナ、針葉樹
<b>Specii</b>	樹種	FAG, MOLID	ブナ、トウヒ
<b>Sortimente</b>	製品区分	Lemn de foc, Lemn rotund	薪、丸太
<b>Total (mc)</b>	総材積 (m³)	25.197260	

**Poze Transport**  
 輸送手段の写真





出典：SUMAL 2.0 Inspectorul (<https://www.inspectorulpadurii.ro/>)

- 伐採地を輸送の始点とする輸送添付文書の一行目の輸送区分欄には「伐採地」と表示され、その右側の原産地欄には伐採地の位置を示す GPS の位置情報が表示される。この GPS の位置情報をウェブサイトの地図アプリケーションに入力すると、地図上で伐採地の位置が特定できる。
- 二行目の輸送許可番号欄には、輸送物品及び輸送管理の ID として位置付けられている輸送許可番号が表示されている。
- 「輸送主体の情報」は三つのタグで構成しており、「輸送業者」のタグを開くと輸送業者名と事業者 ID 番号を、「荷下ろし地」のタグを開くと荷下ろし地の名称を表示する。
- 輸送手段がトラックである場合、輸送業者にはトラックの前面（ナンバープレートを含む）、側面、背面及びインジケーターパネルのオドメーター（累積走行距離計）の写真を SUMAL 2.0 に登録するよう義務づけられているが、情報公開用の SUMAL 2.0 Inspectorul ではオドメーターの写真の掲載が省略されている。

図 II - 4 木材倉庫を始点（「原産地」）とするオンライン上の輸送添付文書（AVIZ）

**Informații Aviz de Transport**

**Tip Transport:** Depozit

**Cod Aviz:** DA25000529001402595202040529

**Nr. Identificare Mijloc Transport:** AB65DOA

**Provenienta:** Depozit [REDACTED]

**Data Emiterii:** 04/02/2025 12:29:25

**Valabilitate:** 04/02/2025 12:29:25 - 04/02/2025 18:29:25

**Informații Entități Implicate**

<b>Emitent</b>	<b>Denumire:</b> [REDACTED]
Transportator	<b>CUI:</b> RO [REDACTED]
Punct de Descărcare	

**Volum**

<b>Grupe Specii</b>	FAG, DIVERSE TARI
<b>Specii</b>	FAG, CARPEN
<b>Sortimente</b>	Lemn rotund
<b>Total (mc)</b>	14.975460

**Poze Transport**





出典：SUMAL 2.0 Inspectorul (<https://www.inspectorulpadurii.ro/>)

30

図Ⅱ-4 木材倉庫を始点（「原産地」）とするオンライン上の輸送添付文書（AVIZ）（つづき）  
【仮訳挿入済】

**Informații Aviz de Transport**  
 輸送許可情報

**Tip Transport:** Depozit  
 輸送区分: 倉庫  
**Cod Aviz:** DA25000529001402595202040529  
 輸送許可番号: DA250000.....  
**Nr. Identificare Mijloc Transport:** AB65DOA  
 車輛ナンバー: AB65DOA

**Provenienta:** Depozit [REDACTED]  
 原産地: NNNNN 倉庫  
**Data Emiterii:** 04/02/2025 12:29:25  
 発行日: 2025年2月4日 12時29分25秒  
**Valabilitate:** 04/02/2025 12:29:25 - 04/02/2025 18:29:25  
 有効期限: 2025年2月4日 12時29分25秒~  
 2025年2月4日 18時29分25秒

**Informații Entități Implicate**  
 輸送主体の情報

<b>Emitent</b>	<b>Denumire</b> [REDACTED]
発行者	名称: XXXXXXXXXX
Transportator	<b>CUI:</b> RO [REDACTED]
輸送業者	事業所番号: RONNNNNNN
Punct de Descărcare	
荷下ろし地	

**Volum**  
 材積

<b>Grupe Specii</b>	樹種群	FAG, DIVERSE TARI	ブナ、雑木
<b>Specii</b>	樹種	FAG, CARPEN	ブナ、クマシデ
<b>Sortimente</b>	製品区分	Lemn rotund	丸太
<b>Total (mc)</b>	総材積 (m³)	14.975460	

**Poze Transport**  
 輸送手段の写真





出典：SUMAL 2.0 Inspectorul (<https://www.inspectorulpadurii.ro/>)

- 倉庫を輸送の始点とする輸送添付文書の一行目の輸送区分欄には「倉庫」と表示され、その右側の原産地欄には森林法の規定が定める原産地の一つである「木材倉庫」の具体的な名称が表示されている。

輸送添付文書に関連して、流通している木材のうち、次のものについては①の E 項に掲げた「木材移動を規制する者」が没収する定めになっている<sup>99</sup>。

- 特定の輸送添付文書がないもの
- 特定の輸送添付文書の有効期限が切れているもの
- 書類に法的出所（森林法の規定が定める「原産地」）の記載がないもの

原産地の記載がない輸送添付文書は不適合書類であり、その書類が添付された木材の受領、保管、加工輸送又は販売は禁止し<sup>100</sup>、原産地の記載がない輸送添付文書により流通している木材については「丸太及び木材製品の移動を規制する者」が差押えた後、留置する<sup>101</sup>。留置した木材は、「丸太及び木材製品の移動を規制する者」が定めた期間中に又は裁判所の判決により、木材の合法的原産地が確認できないときは没収し、合法的な原産地が判明したときは返還する。ただし、没収した木材の所有者が、没収処分の適用につながった犯罪行為の実行者でない場合は、その木材は所有者に返還する定めになっている<sup>102</sup>。

### ③ SUMAL 2.0 を実行ツールとする木材の原産地及び流通に関する規則

木材の原産地及び流通に関する規則は、次を定めている規則である<sup>103</sup>。

- 木材及び木材製品の原産地、移動及び販売、木材保管施設及び木材加工施設の制度
- 所有者自身の消費のための木材の原産地及び移動に関する規則
- 木材及び木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める EUTR の規定を実施するためのいくつかの措置

木材の原産地及び流通に関する規則は、上記の制度等の実施をするためのツールとして SUMAL 2.0 を採用している。

このシステムの開発、運用及び管理は環境水森林省が行っており、同省は SUMAL 2.0 により丸太及び木材製品の森林法が定める原産地の特定、輸送している丸太及び木材製品の追跡及び統計情報の取得を行っている<sup>104</sup>。

SUMAL 2.0 は、2003 年から 2009 年までの期間に IT 技術の導入による森林管理の合理化と関連情報の管理を目的として環境水森林省が主導して開発した FMIMS（森林管理情報監視システム：Forest Management and Information Monitoring System）と 2008 年 10 月 1 日から運用を開始した SUMAL（SUMAL 2.0 にバージョンアップする前の初期型の木質原料追跡システム）を違法な木材伐採行為及びそれから派生する木材製品の市場への投入を迅速に防止し、制裁するための管理活動ツールとして統合し、2021 年 1 月 31 日から運用を開始したシステムである。SUMAL と FMIMS の統合により、SUMAL 2.0 では伐採対象林班の情報の利用及び伐採量、丸太生産量の整

---

<sup>99</sup> 森林法第 70 条

<sup>100</sup> 森林法第 72 条

<sup>101</sup> 森林法第 71 条第 3 項

<sup>102</sup> 森林法第 71 条第 3 項-第 5 項

<sup>103</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 1 条第 1 項

<sup>104</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 2 条の規定に基づく。

合性の確認及び関係文書の作成がシステム上で行えるようになってきている<sup>105</sup>。

なお、2008年から2021年まで運用していたSUMALの運用目的は次の三点であり<sup>106</sup>、伐採した丸太のトレーサビリティの確立及び木材管理の標準化を主目的としていた。

- 木材の原産地を管理し、トレーサビリティの確保により林業部門における犯罪を減らし、違法行為を防止し、これらの防止活動のための公共政策の一環としての管理の効率を高めること
- 伐採された木材の量とその結果生じる木質原料に関する国家レベルの情報を入手すること
- 行政機関及び木材の管理又は取扱い権限を有する専門家が無料で利用できるITアプリケーションを作成し、木材管理実務を統一すること

環境水森林省は、SUMALをバージョンアップした現在のSUMAL 2.0の主な機能的特徴を次のように解説している。

- 違法伐採の撲滅に有効なツールである。
- 伐採前に伐採対象林班のGPS座標による位置測定を行い、その情報をSUMAL 2.0に登録するため、原産地を厳密に確定できる。
- 現場での林業従事者の作業を大幅に簡素化できる。
- オンライン上で木材の輸送に使用しているトラックのナンバープレート及び積載している貨物の荷姿の画像とともに、輸送予定経路及びそのトラックが発ししているGPS信号を用いて積込み地から積下ろし地までの輸送行程を地図上にリアルタイムで表示できるので厳格な監視が行える<sup>107</sup>。
- 環境水森林省は、木材輸送の状況をSUMAL 2.0のウェブサイト(www.inspectorulpadurii.ro)又はアンドロイド(Android)オペレーションシステムの携帯電話用のアプリケーション<sup>108</sup>を通じて一般に公開しており、一般市民には不信な木材輸送を目撃したときは電話による警察への通報を推奨している。
- 倉庫その他の木材を在庫する全ての施設の在庫状況を確認できる(在庫データは一日単位で更新)。

上記のc.項に掲げる林業従事者の作業の大幅な簡素化の効果については、SUMAL 2.0は業務上必要な書類の自動生成機能及び関連情報の検索機能を備え、データベースに記録されているデータを利用した合法性確認のための種々の検証が容易に行えるので、大きな効果をあげていると考えられる。SUMAL 2.0に入力するデータの種別、許認可又は監督事項及び自動生成し発行できる書類の種類は、次表のとおりである。

<sup>105</sup> 環境水森林省による解説

<sup>106</sup> SUMALの組織及び機能、ユーザーの義務、標準化された情報の伝達の構造と方法に係る方法に係る命令 (Metodologia Privind Organizarea și Funcționarea SUMAL, Obligațiile Utilizatorilor SUMAL, Precum și Structura și Modalitatea de Transmitere a Informațiilor Standardizate din 08.10.2014) 第2条 (2021年1月30日廃止)

<sup>107</sup> この機能は、2018年度に林野庁が行った調査の報告書では、民間企業が独自にSUMALに追加している機能として報告されている。

<sup>108</sup> “Forest Inspector”という名称のアプリケーションで、GooglePlayから無料でダウンロードできる。

表Ⅱ－8 SUMAL 2.0 の入力データの種別、許認可・監督事項、システムによる発行書類

	入力データの種別	許認可・監督事項	システムによる発行書類
1. 森林管理・伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 森林管理記録</li> <li>▪ 国家森林ファンド及び林業サービス提供地の資産</li> <li>▪ 伐採作業認定経済事業者の登録記録</li> <li>▪ マーキング装置の登録及び使用記録</li> <li>▪ 不可抗力又は緊急事態の開始又は終了の記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ APV（技術的経済文書）の承認、変更、キャンセル又は取消し</li> <li>▪ APV の検証</li> <li>▪ 伐採許可の発行、延長、廃止、変更又は取消し</li> <li>▪ 森林管理計画を作成するときに現場から収集したデータの検証</li> <li>▪ 原産地に係る公共の利益のためのデータの検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 立木在庫帳簿</li> <li>▪ マーキング委任状</li> <li>▪ マーキングデバイス使用報告書</li> <li>▪ APV</li> <li>▪ 伐採許可書</li> <li>▪ 伐採木引渡し報告書</li> <li>▪ 伐採部門管理報告書</li> <li>▪ 最終受領書様式</li> <li>▪ 林業地区若しくは森林管理者又は上位機関宛報告書</li> </ul>
2. 市場・倉庫の入出荷在庫管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 入荷受付（NIR）</li> <li>▪ 木材製品加工の結果生じる木質原料の区分に含まない木材製品の倉庫からの出荷</li> <li>▪ 内部消費の対象となる木材の数量と品目</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 在庫木材の選別報告書</li> <li>▪ 玉切報告書</li> <li>▪ 倉庫における活動に係る報告書</li> <li>▪ 生産報告書</li> <li>▪ 消費損失報告書</li> </ul>
3. 輸送・通関業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 輸送専門業者の登録</li> <li>▪ 原産地の登録</li> <li>▪ GPS による荷積み位置</li> <li>▪ 荷下ろし地の所在地</li> <li>▪ 輸送手段識別データ</li> <li>▪ 添付書類作成用データ</li> <li>▪ 輸送開始時刻、輸送実施時間及び輸送完了時刻</li> <li>▪ GPS による輸送経路上の輸送手段の追跡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 丸太又は木材製品の輸送の検証</li> <li>▪ 原産地に係る公共の利益のためのデータの検証。</li> <li>▪ 輸入申告書（DVI）記載事項の検証</li> <li>▪ 輸出申告書（DVE）記載事項の検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 輸送書類及びその添付書類</li> <li>▪ 専門家以外の個人又は法人の受取人向けの SUMAL 2.0 入力用の荷下ろしに係る書類様式作成のために必要な標準化された情報の作成。</li> </ul>

注：「APV（Act de Punere în Valoare）」とは、森林管理のための林業の技術的基準に基づいて、伐採を予定している立木群の位置及びその量的質的評価結果を記録した技術的経済文書をいう（公有林資源からの木材の価値向上に係る規則（Regulamentul de valorificare a masei lemnoase din fondul forestier proprietate publică din 05.10.2017）第1条 a 号）

資料：木材の原産地及び流通に関する規則第5条第2項-第9項

## A. 原産地の確定方法

### a. 伐採地における原産地の確定方法

伐採地の決定は森林管理計画に基づき行われ、伐採許可申請には伐採対象地の APV（Act de Punere în Valoare：技術的経済文書）の添付が必要である。APV とは、林業関連法令においては「森林管理のための林業の技術的基準に基づいて、伐採を予定している立木群の位置及びその量的質的評価結果を記録した技術的経済文書」をいう<sup>109</sup>。

APV を作成するために、伐採対象地では境界の確定作業と技術的基準に基づく立木資源調査が行われる。

伐採対象地の境界確定作業では、立木への SUMAL 2.0 に登録されているマー

<sup>109</sup> 公有林資源からの木材の価値向上に係る規則第1条 a 号

キングデバイスの番号を含む表示（スタンプ）又は同じく登録されている承認番号が記載されている標識の設置が行われる。さらに伐採対象地では、地理的位置を確定するための GPS による位置測定が行われる。

立木調査並びにマーキング又は標識による境界確定及び GPS による位置測定の結果は、SUMAL 2.0 に入力する。SUMAL 2.0 は、これらのデータ入力により、APV の作成に要する計算を自動的にを行い、APV とマーキングデバイスの使用に係る報告書を自動作成する。

APV に記載される原産地の地理的な位置は、SUMAL 2.0 のデータベースに登録されている GPS の位置情報であり、この位置情報は輸送添付文書その他の SUMAL 2.0 が作成する書類や報告書に引用される。

さらに境界確定に用いたマーキングデバイス番号のデータは、伐採許可書の伐採対象地を示す欄に引用されている。

#### b. 流通拠点の「原産地」の位置情報

森林法が定める「原産地」には、木材選別・加工センター、木材倉庫、木材の販売を許可された市場、見本市、ヤードその他の流通拠点が含まれている。木材の保管スペースとして機能するこれらの施設については、SUMAL 2.0 への GPS 測定で取得した位置情報の登録が義務づけられている<sup>110</sup>。

#### c. 原産地を証明する文書

木材の原産地及び流通に関する規則では、木材の原産地を証明又は確認するために利用できる文書又は SUMAL 2.0 に記録されているデータを木材の取扱い状況別に定めている<sup>111</sup>（表Ⅱ－9）。

さらに同規則では、原産地を証明するための添付文書の種類を定めているので、その内容を表Ⅱ－10 にとりまとめた。同規則は、原産地証明として必ず添付しなければならないのは木材又は木材製品を積載した輸送手段の正面、側面及び背面の写真であり、この他に表Ⅱ－10 に掲げた 10 種類の書類の中から条件に応じたものを用いるように指定している<sup>112</sup>。

添付文書の発行主体は、林業地区又は経済事業者である。添付文書の発行主体は、木材を生産した場所などの条件により異なるので、表Ⅱ－10 では林業地区、経済事業者別に添付文書の発行対象となる木材の種類を整理している。

なお、表Ⅱ－9 の第 8 項の建築用材の原産を証明するための書類様式を図Ⅱ－5 として掲載した<sup>113</sup>。

図Ⅱ－6 は、オフライン用（印刷用）の輸送添付文書（AVIZ）の様式であり<sup>114</sup>、伐採地を「原産地」とする輸送添付文書は、木材の原産地を証明又は確認するための書類としても利用されている。

<sup>110</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 18 条第 1 項

<sup>111</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 7 条

<sup>112</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 8 条・第 9 条

<sup>113</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則附属資料 3

<sup>114</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 8 条第 1 項及び附属資料 5

表Ⅱ－９ 木材の原産地を証明又は確認するための文書及びデータ

木材の区分	原産地を証明するための文書又はデータ
1. 伐採が認可され、利用のために引き渡された伐採地の木材	APV（技術的経済文書） 伐採に係る損害は APV に追記
2. 倉庫又は仮設倉庫に在庫している選別加工センターが取扱う又は取引する丸太又は木材製品	SUMAL 2.0 で生成した倉庫識別コードにより識別できる電子登録簿
3. 木材の販売が承認されている市場、見本市又は納屋の丸太又は木材製品	同上
4. EU 加盟国産の丸太又は木材製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 受取人である経済事業者が、受取時に発行した「添付文書」</li> <li>▪ EU 内文書</li> <li>▪ 陸上貨物輸送契約書（CMR）又は混載貨物送り状（CIM）</li> </ul>
5. 非 EU 加盟国産の丸太又は木材製品	通関許可が与えられる場所で木材又は木材製品から利益を得る経済事業者が発行し、印刷した通知文書
6. 積み替えられた丸太又は木材製品	木材の原産地及び流通に関する規則附属資料 5 に掲げる原産地を証明する書類
7. 差押え又は没収された丸太又は木材製品	差押え品又は没収品を保管するための差押え報告書又は SUMAL 2.0 に登録している裁判所の最終判決データ
8. 次のいずれかの建築用材 <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 所有証明文書を添付した建築用材</li> <li>▪ 所有証明文書の添付がない個人用の建築用材</li> <li>▪ 解体により生じた建築用材</li> </ul>	SUMAL 2.0 により要求される標準化された情報を含む木材の原産地及び流通に関する規則附属資料 3 に掲げる様式の報告書
9. 文書書の許可材積を超える丸太又は木材製品	林業地区との間で締結された引渡し受領報告書
10. 個人森林所有者から取得した木材	木材の原産地及び流通に関する規則附属資料 5 に掲げる原産地を証明する書類
11. APV（技術経済文書）の材積を超える木材	伐採許可所持者と木材管理を引き継ぐ林業地区との間で締結された販売行為の材積を超える木材の材積目録報告書（原産地及び流通に関する規則附属資料 4 の様式）
12. 0.1 m <sup>3</sup> 未満の木材	領収書又は請求書

資料：木材の原産地及び流通に関する規則第 7 条

表Ⅱ-10 原産地証明の添付文書及び林業地区、経済事業者別添付文書発行対象

1. 原産地証明の添付文書	2-1. 林業地区の添付文書発行対象	2-2. 経済事業者の添付文書発行対象
<p>A. 積載した輸送手段の正面、側面及び背面の写真（必須）</p> <p>B. 次のうち、条件に応じて必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 伐採地からの「添付文書」</li> <li>b. 倉庫、仮設倉庫、見本市又は納屋からの「添付文書」</li> <li>c. 積替え地の「添付文書」。</li> <li>d. 差押え品又は押収品の「添付文書」</li> <li>e. 国産産木質原料の「添付文書」。</li> <li>f. 輸入木質原料の「添付文書」</li> <li>g. APV（技術的経済文書）の許可量を超える木質原料の「添付文書」</li> <li>h. 測樹法による測定材積の許容誤差（注）を超える木質原料の「添付通知」</li> <li>i. 購入した木質原料の「添付文書」</li> <li>j. その他の状況の「添付文書」又は木材製品に係る「添付文書」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 管理している又は林業サービスを提供している森林ファンドの伐採現場から出荷する当該森林地区で又は利用サービス提供者を通じて利用する法的条件を満たした木質材料</li> <li>b. 自らが管理する又は契約に基づいて林業サービスを提供する個人若しくは法人の私有財産又は行政地域単位の公有財産である森林ファンド内の伐採現場から出荷される法的条件に基づく利用により生じた木質材料</li> <li>c. 国家森林ファンド以外の森林植生に由来する木材の法的条件に基づく利用から生じた木質材料で、管轄地域内の伐採現場から出荷されるもの</li> <li>d. 専門家、宗教法人、公的機関又は団体以外の個人若しくは法人の書面による要請により、荷降ろし地点を明記した書類で合法的な所有の証明を提示したときに保管場所から輸送される木質材料又は木材製品</li> <li>e. 差押えられた又は没収された丸太又は木材製品</li> <li>f. 積替えられた丸太又は木材製品。</li> <li>g. 輸送手段の運転手又は所有者の要請により、受取人が受取りを拒否した又は受け取らなかった木材又は木材製品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 売買契約に基づいて購入した樫の利用から生じる伐採地からの木質材料</li> <li>b. 法律に基づいて保管、加工、選別又は販売し、倉庫から出荷する木質材料</li> <li>c. 通関地からの輸入木質材料</li> <li>d. 積替えられた木質材料又は木材製品</li> <li>e. コミュニティ内から生じた木質材料又は木材製品</li> <li>f. 技術設備を通じて輸送した木質材料又は木材製品（発行者により生成されて受取人が受取る添付通知は、それぞれの月に輸送した数量について少なくとも月に1回又は必要に応じて随時生成する）</li> </ul>

注：20%

資料：木材の原産地及び流通に関する規則第8条第1項・第2項及び第9条第1項・第2項

図 II - 5 建築用材の原産地を証明又は確認するための書類の様式<sup>115</sup>

Avizat Inspector-șef,

.....  
Ocolul silvic .....

Nr. .... / .....

PROCES-VERBAL DE INVENTARIERE

a materialelor lemnoase utilizate la construcții pentru care se face dovada deținerii acestora cu aviz de însoțire/a materialelor lemnoase rezultate din demolări/a materialelor lemnoase aflate în proprietatea persoanelor fizice pentru care nu dețin avize de însoțire

Încheiat astăzi .....

Subsemnatul, ....., în calitate de deținător al materialelor lemnoase și

....., reprezentant al Ocolului Silvic ..... în a cărei rază teritorială se află depozitate materialele lemnoase, azi, data de mai sus, am procedat la inventarierea materialelor lemnoase utilizate la construcții pentru care se face dovada deținerii acestora cu aviz de însoțire a materialelor lemnoase rezultate din demolări/a materialelor lemnoase aflate în proprietatea persoanelor fizice pentru care nu dețin avize de însoțire, rezultând următoarele cantități :

Specia	Sortimentul	Elemente dimensionale				Cantitate	
		Lungime (m/cm)	Lățime (cm)	Grosime (cm)	Diametru (cm)	Număr (buc.)	Volum (mc)

Deținătorul materialelor lemnoase declară pe propria răspundere că acestea provin din.....

Prezentul proces-verbal de inventariere s-a întocmit în două exemplare; după semnarea și înregistrarea lor la ocolul silvic în a cărei rază teritorială se află depozitate materialele lemnoase, câte un exemplar se înmânează fiecărei persoane semnatare.

Prezentul proces-verbal de inventariere reprezintă documentul de proveniență a materialelor lemnoase inventariate.

Deținător materiale lemnoase, .....	Reprezentant ocolsilvic, .....
--	-----------------------------------

【仮訳】

承認された主任検査官,

.....

林業地区 .....

No. .... / .....

所有証明が許可証とともに提供されている建設に使用された木材の在庫報告書、解体により生じた木材の在庫報告書、個人が所有する許可証を取得していない木材の在庫報告書

日付 .....

下記署名者 .....は木材の保有者であり、.....は木材が保管されている林業地区

.....の代表者であり、本日、上記の日付で、所有証明が添付された建設用木材、解体により生じた木材及び添付の通知がない個人所有の木材の目録を作成した結果、次の数量を得た。

樹種	品目	寸法				量	
		材長 (m/cm)	幅 (cm)	厚 (cm)	直径 (cm)	本数 (本)	材積 (m <sup>3</sup> )

木材の所有者は、自己の責任においてその木材が.....由来したものであると宣言する。この目録報告書は2部作成されており、木材が保管されている地域を管轄する林業地区に署名して登録した後、署名者に各一部送付する。

この報告書は、一覧表に記録された木材の原産地証明書である。

木材所有者 .....	林業地区代表 .....
----------------	-----------------

<sup>115</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則附属資料3

図Ⅱ－6 オフライン用（印刷用）の輸送添付文書（AVIZ）の様式<sup>116</sup>

Element identificare SUMAL 2.0  
 AVIZ DE ÎNSOȚIRE materiale  
 lemnoase/produse din lemn

Cod unic aviz	
Data și ora emiterii codului unic .....	Valabil până la data/ora .....
1. Emitent SC/OS ..... Nr. registrul comerțului/CUI Sediul/Domiciliul (localitatea, str. nr. , județul)	4. Destinatar ..... Nr. registrul comerțului/CUI ..... Sediul/Domiciliul (localitatea, str. nr. , județul) .....
2. Punct de încărcare ..... (denumire, locul încărcării)	5. Punct de descărcare ..... (denumire, locul descărcării)
3. Doc. Proveniența ..... (nr. APV, denumire depozit/DVI /FLEGT/cod unic aviz/PV confiscare nr./data/doc. justificativ nr./data)	6. Transport întrerupt din cauza
	Perioada întreruperii transportului
	Data și ora întreruperii transportului
	Data și ora reluării transportului

7. Specificația										
Nr. crt.	Grupa de specii	Specie	Sortiment	Subsortiment*	Nr. buc.	Lungime (m)	Lățime (m)	Înălțime (m)	Diametru** (cm)	Volum (mc)
(0)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)

8. Recapitulație aviz						
Grupa de specii	Rășinoase	Fag	Quercinee	Diverse tari	Diverse moi	Total general
Volum (mc)						
9. Date privind expediția			Mijlocul detransport	Cap tractor	Remorca	
10. Starea avizului de însoțire						

\* Se înscrie numai dacă există.  
 \*\* Se înscrie numai dacă cerințele art. 15 o impun.

図Ⅱ－6 オフライン用（印刷用）の輸送添付文書（AVIZ）の様式（つづき）

【仮訳】

識別要素

SUMAL 2.0 輸送添付文書

木質原料/木材製品

コメント固有コード		固有コード発行日時 .....		有効期限：日付/時間 .....	
1.	発行者 SC/OS ..... 商業登録番号/事業者番号 本社/住所（地域、番地、郡）	4.	荷受人 ..... 商業登録番号/事業者番号 ..... 本社又は住所（所在地、番地、郡） .....		
2.	積み込み地 ..... （名称、積み込み場所）	5.	荷下し地 ..... （名称、荷下し場所）		
3.	文書番号..... （APV 番号、積名称/ DVI/FLEGT/ コメント固有コード/PV 没収 番号/ 日付 /裏付文書番号/ 日付）	6.	交通機関が中断。 輸送中断期間 輸送中断日時 輸送再開日時		

7. 仕様										
文書 番号	樹種グループ	樹種	品目	小品目*	本数	材長 (m)	幅 (m)	厚 (m)	直径** (cm)	材積 (m <sup>3</sup> )
(0)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)

8. 輸送通知の要約						
樹種グループ	針葉樹	カバ	カシ	ブナ	その他	合計
材積 (m <sup>3</sup> )						
9. 出荷の詳細		輸送手段の 種類		トラクター	トレーラー	
10. 添付通知のステータス						

\* 利用可能な場合に限り登録  
 \*\*第15条の規定の要件<sup>117</sup>を満たす場合に限り登録

<sup>117</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 15 条の規定が定める丸太の検量方法及び SUMAL 2.0 を使用した材積計算方法をいう。

## B. SUMAL 2.0 のユーザー

### a. SUMAL 2.0 のユーザー

SUMAL 2.0 は、立木並びに丸太及び木材製品を扱う行政機関並びに広汎な個人及び法人をユーザーとしている。SUMAL 2.0 のユーザーは、次のとおりである<sup>118</sup>。

- a) 行政機関又は行政機関が指定する機関
  - i 林業を所管する中央政府機関
  - ii 森林管理業務の認定を受けた行政機関の専門部署
  - iii ロムシルバ
  - iv 林業地区
  - v 実験拠点
  - vi 法律が定める権限に基づいて林業分野の管理責任を負う団体の中央及び地方の組織
  - vii 税関
  - viii 国家安全保障の分野で責任を負う国家機関
  - ix 森林警察
- b) 経済事業者
  - i 立木を購入し、伐採後、伐採地から丸太を搬出する者
  - ii 木質原料又は木材製品を在庫、加工、仕分け又は取引する者
  - iii 市場、見本市、納屋、商品取引所の運営を行う者
  - iv 倉庫又は仮設倉庫から出荷する丸太又は半製品に添付する通知を発行する者
  - v 木質原料以外の木材製品を入手、在庫、保管、輸送又は取引する者
  - vi 輸送専門業者
  - vii 丸太及び木材製品の輸入業者又は輸出業者
- c) 一般国民

SUMAL 2.0 はデータを中央のデータベースで集中して管理するとともに、上記に列挙した多様なユーザーに対応するために9種類のアプリケーションを用意して各アプリケーションの利用権限をユーザーの区分別に付与している。

アプリケーション別利用者及び利用者が SUMAL 2.0 を利用して行う業務の概要は、次表のとおりである。

### b. SUMAL 2.0 のへの情報提出除外対象

木材の原産地及び流通に関する規則では、次に掲げる事項に該当する木材又は木材製品については、SUMAL 2.0 への標準化された情報の提出義務を除外している<sup>119</sup>。

- i 取引する木材又は木材製品の材積又は輸送手段の積載容量が 0.1 m<sup>3</sup>以下のもの
- ii 輸入した木材又は木材製品で、税関の輸送申告書を添付書類として税関の監視下で目的地まで流通するもの

<sup>118</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第5条第2項-第9項

<sup>119</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第8条第6項

- iii 輸出制度の対象となる木材又は木材製品で、税関輸出申告書を添付通知として税関の監視下で輸出税関から EU 域外への輸出製品を扱う出国税関事務所に向けられるもの
- iv EU 加盟国を原産地とする木質原料又は木材製品で陸上貨物輸送契約書（CMR）又は混載貨物送り状（CIM）を添付して目的地又は荷下ろし地点まで輸送するもの
- v 拘留又は没収された輸送中の木材又は木材製品

SUMAL 2.0への情報提出義務が免除されている木材又は木材製品は上記のように限られ、通常流通しているルーマニア国内産の木材又は木材製品で情報提出義務が除外されているのは、0.1m<sup>3</sup>以下のものだけである。

SUMAL 2.0のウェブサイトで公表されている木材又は木材製品の輸送添付文書の中には、少量の木材又は木材製品の輸送のために発行されたものも見受けられる<sup>120</sup>。図Ⅱ－7は、少量の木材を輸送する輸送添付文書の事例として、輸送添付文書の一部を示している。この事例は、倉庫を「原産地」として1.84m<sup>3</sup>のスプルス製材品を普通ワゴン車で輸送するために用意された輸送添付文書であり、この文書の全容は図Ⅱ－4に掲げた様式と同様である。

さらにこの事例は、SUMAL 2.0のトラッキング機能の対象は森林法が定義する木質原料である木材及び木材製品であるものの、輸送管理の範囲としては木質原料を加工した製材品その他の中間財にも及んでいることも示している。

図Ⅱ－7 少量の木材製品を輸送するための輸送添付文書の一部

Volum ^

Grupe Specii	RĂŞINOASE
Specii	MOLID
Sortimente	Cherestele
Total (mc)	1.840000

Poze Transport ^





出典：SUMAL 2.0 Inspectorul (<https://www.inspectorulpadurii.ro/>)

<sup>120</sup> 0.1 m<sup>3</sup>の材積は、日本で一般的に流通している製材品の寸法を用いて例えると、12 cm×12 cm×3 mの製材品2.3本分に相当する。

表Ⅱ-11 SUMAL 2.0 のアプリケーション別利用者・SUMAL 2.0 を利用する業務の内容

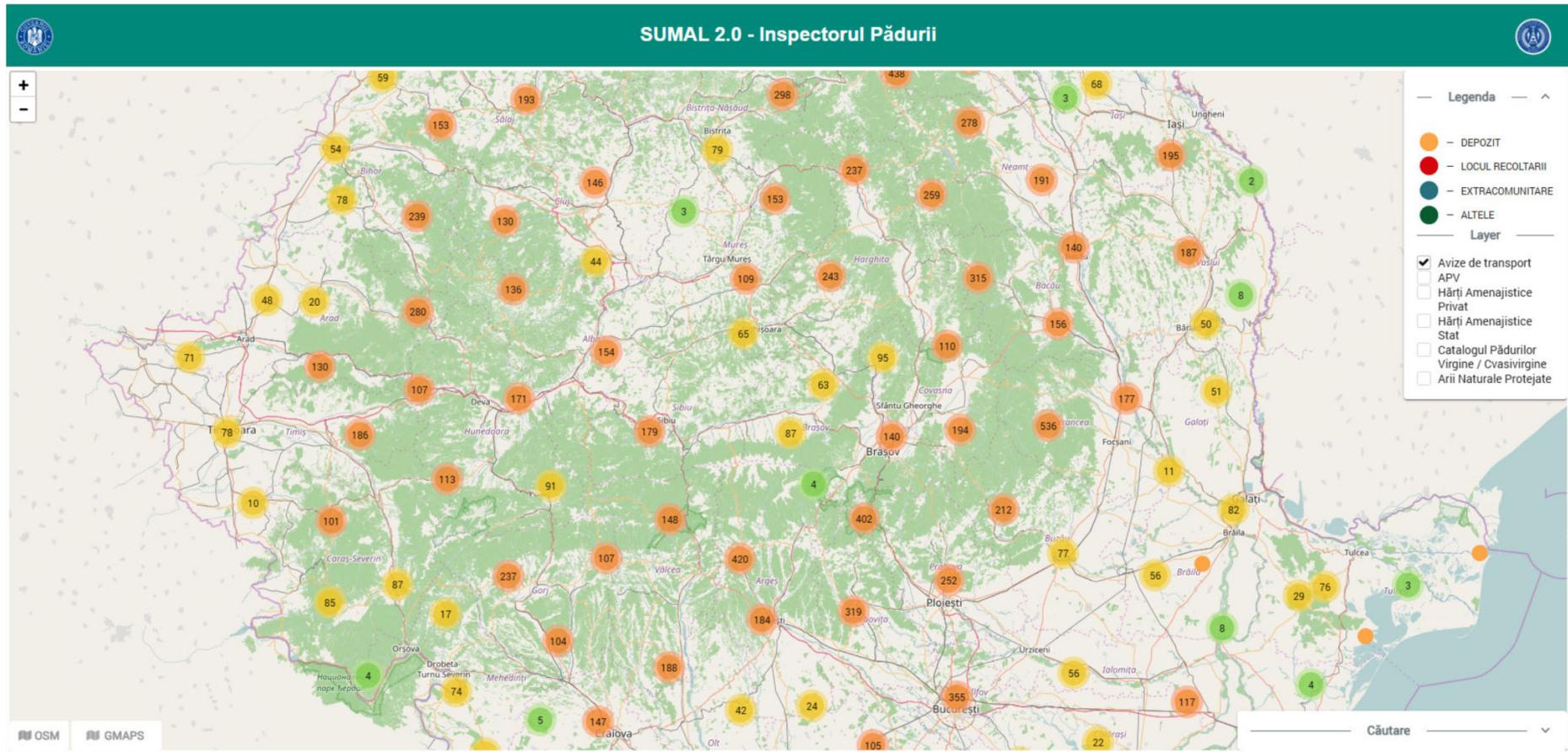
アプリケーション名	利用者	SUMAL 2.0 を利用する業務の概要
1. SUMAL 2.0 Amenajare	森林管理業務の認定を受けた専門部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 森林管理計画の策定を行う森林ファンドの領域における第1回及び第2回森林管理会議の議事録並びに森林技術委員会の意見及び承認命令の内容</li> <li>b. 森林管理記録</li> <li>c. 情報管理</li> <li>d. データベースの作成</li> </ul>
2. SUMAL 2.0 Ocol silvic	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 林業地区、上位行政組織、実験拠点</li> <li>b. 林業を所管する中央政府機関、専門地域組織</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 国家森林ファンドの管理下の又は契約に基づく林業サービスが提供されている地域の資産データの入力</li> <li>b. 国家林業ファンド以外の林業サービスが提供されている森林植生地の土地のデータの入力</li> <li>c. 伐採作業の認定を受けた経済事業者データの入力</li> <li>d. マーキング装置の登録</li> <li>e. マーキング委任状の発行</li> <li>f. SUMAL 2.0 マーキングアプリケーションを使用した立木在庫帳簿と記録の作成</li> <li>g. マーキングデバイス使用報告書の作成</li> <li>h. APV（技術的経済文書）の計算及び作成</li> <li>i. APV の承認、変更、キャンセル又は取消し</li> <li>j. 伐採許可の発行、延長、廃止、変更又は取消し</li> <li>k. 伐採許可書の作成</li> <li>l. 伐採木引渡し報告書の作成</li> <li>m. 伐採部門管理報告書の作成</li> <li>n. 不可抗力又は緊急事態の開始又は終了の記録作成</li> <li>o. 在庫を強調して表示した最終受領書様式の生成</li> <li>p. 林業地区若しくは森林管理者又は上位機関宛報告書の作成</li> </ul>
3. SUMAL 2.0 Agent	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 木質原料又は木材製品を在庫、加工、仕分け又は取引する経済事業者</li> <li>b. 市場、見本市、納屋、商品取引所の運営を行う経済事業者</li> <li>c. 木質原料以外の木材製品を入手、在庫、保管、輸送又は取引する経済事業者</li> <li>d. 販売用の木質原料又は木材製品を在庫、加工若しくは仕分けをする又は押収若しくは留置した木質原料を保管又は受領する林業地区</li> </ul>	<p>【倉庫又は仮設倉庫の入荷及び在庫、処理施設特定の活動及び出荷の状況を次のように入力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 入荷受付データ（NIR）の入力</li> <li>b. 在庫木材の選別報告書の作成（選別対象の数量及び樹種並びに選別結果として生じる数量と樹種を必要に応じて月に1回記録）</li> <li>c. （丸太の）玉切報告書の作成（玉切対象となる数量及び樹種並びに玉切の結果として生じる玉の数量と樹種を必要に応じて月に1回記録）</li> <li>d. 倉庫における活動に係る全ての報告書の作成。加工対象となる木材の数量及び品目並びに加工の結果生じる数量及び品目を必要に応じて少なく富む月に1回記録</li> <li>e. 内部消費の対象となる木材の数量と品目を記録し、自社の消費損失報告書を作成</li> <li>f. 木材製品加工の結果生じる木質原料の区分に含まない木材製品の倉庫からの出荷を記録</li> <li>g. 生産報告書の作成</li> </ul>

アプリケーション名	利用者	SUMAL 2.0 を利用する業務の概要
4. SUMAL 2.0 Avize	a. 立木を購入し、伐採地から丸太を搬出する経済事業者 b. 倉庫又は仮設倉庫から出荷する丸太又は半製品に添付する通知を発行する経済事業者 c. 敷地内で販売済み又は売れ残りの木材に限り取扱う市場、見本市、簡易倉庫、商品取引所その他の認可された市場の管理を行う者 d. 森林ファンド管理者、林業地区又は上位組織 e. 丸太又は木材製品の輸送専門業者 f. 丸太及び木材製品の輸入業者又は輸出業者 g. その他	a. 輸送対象の木材又は木材製品の原産地の登録及び確認 b. 受取人の登録 c. GPS による積載場所の確認 d. 荷下ろし地の所在地の入力 e. 輸送手段識別データの登録 f. 技術的材積*を使用するときは、樹種別品目別輸送量の登録 g. 部材別検査により数量を決定する場合の仕様の完成 h. オンライン又はオフラインの状態での添付書類作成のための入力 i. 輸送開始時刻、輸送実施時間及び輸送完了時刻を記録 j. 木質材料又は木材製品の輸送開始地から荷下ろし地までの GPS による輸送経路を記録 k. 木質材料又は木材製品の荷下ろし地の確認 l. 専門家以外の個人又は法人の受取人向けの SUMAL 2.0 入力用の荷下ろしに係る書類様式作成のために必要な標準化された情報の作成  ※「技術的材積」とは、図形上の見かけの体積を変換する指標を用いて、幾何学図形内に配置された木材・木製品の実際の体積を求める方法をいう（木材の原産地及び流通に関する規則附属資料 1）
5. SUMAL 2.0 Control	a. 林業関係法令等の違反の認定及び処罰に係る法律が定める権限に基づき林業分野管理責任を負う中央及び地方の機関。 b. 税関 c. 国家安全保障の分野で責任を負う国家機関	a. 森林管理計画を作成するときに現場から収集したデータの検証 b. APV（技術経済文書）の検証 c. 丸太又は木材製品の輸送の検証 d. 伐採若しくは輸送する丸太又は木材製品の原産地に係る公共の利益のためのデータの検証 e. 輸入申告書（DVI）に記入した輸入した丸太又は木材製品の樹種、量及び受取人に係るデータの検証 f. コミュニティ内で生産した丸太又は木材製品の樹種、量及び受取人に係るコミュニティ内の文書データの検証 g. 輸出申告書（DVE）に記入した樹種、量及び受取人に係るデータ並びに輸入木質原料若しくは木材製品の輸入相手国に係るデータの検証
6. SUMAL 2.0 Superadmin	林業及び林業機関を所管する中央機関	a. 利用者グループの作成 b. ユーザーグループ別のアクセス権及び機能を利用者に付与 c. 誤入力データの修正
7. SUMAL 2.0 Gardă Forestieră	森林警察	a. 管轄する県内を対象とした利用者グループの作成 b. 管轄する県内を対象としたユーザーグループ別のアクセス権及び機能を利用者に付与 c. 森林警備隊の県別アクセスコードの変更

アプリケーション名	利用者	SUMAL 2.0 を利用する業務の概要
8. SUMAL 2.0 Inspectorul Pădurii	一般国民	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 林業作業及び丸太又は木材製品の輸送に関して公開できる SUMAL 2.0 からの情報及びデータを一般的な国民に提供</li> <li>b. 森林所有者による森林所有者自身の財産に関する SUMAL 2.0 のデータへのアクセス確保</li> <li>c. 閲覧可能な公開情報は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 通知コード、発行日時、発行者、輸送手段の種別、原産地証明書、積込地点、材積、樹種又は樹種グループ、品目、輸送を実施した事業の名称及び輸送手段の登録番号に係る添付通知の情報</li> <li>ii. SUMAL 2.0 に登録された輸送手段の前面、背面及び側面並びにインストルメントパネル上のオドメーター（累積距離計）の写真</li> <li>iii. SUMAL 2.0 に登録された土地利用地図</li> <li>iv. SUMAL 2.0 に登録された販売行為及び在庫に係る情報</li> <li>v. SUMAL 2.0 に登録された作業を実施する経済事業者の名称を記載した事業許可書</li> <li>vi. 自動アラート生成用の人工衛星画像を使用したリモートセンシングによる樹冠又は画像の変化を示す地点の座標</li> </ul> </li> </ul>
9. SUMAL 2.0 Contravenții –SNEICS	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 法律が定める権限に基づいて林業分野の管理責任を負う団体の中央及び地方の組織</li> <li>b. 公有林材の入札又は売買交渉の主催者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 林業関係法令等の報告の記録</li> <li>b. 丸太又は木材製品の物理的価額の没収報告の記録</li> <li>c. 林業関係法令等に対する解決方法</li> <li>d. SUMAL 2.0 に登録された林業違反に係る報告書の作成</li> <li>e. 裁判所の判決により確定した林業違反に対する罰則に係る報告書の作成</li> </ul>

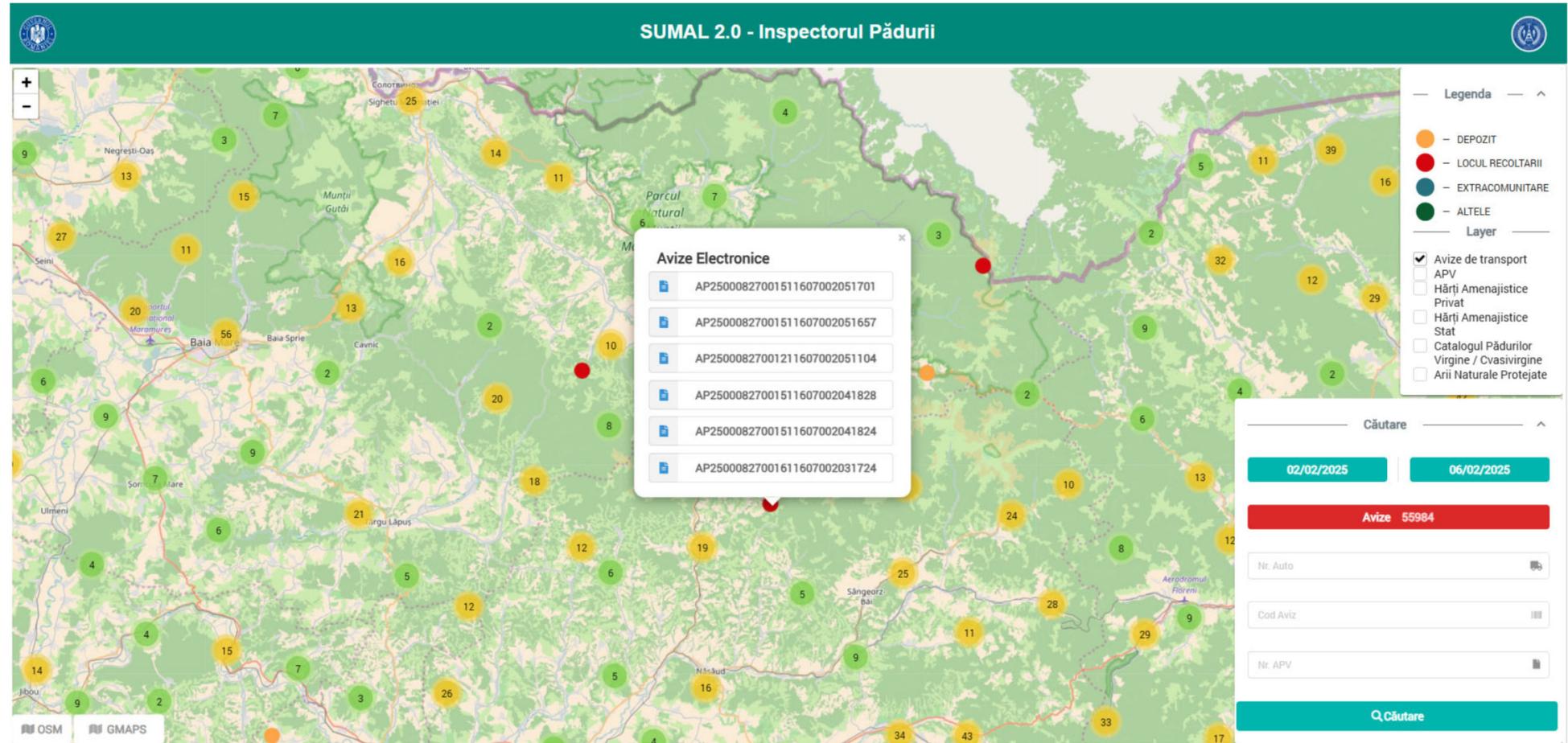
資料：木材の原産地及び流通に関する規則第 5 条第 2 項-第 9 項及び附属資料 1

図Ⅱ－8 SUMAL 2.0 Inspectorul の利用例 1（輸送添付文書の検索）（初期画面）



- この図は、一般国民が木材及び木材製品の輸送関連情報を取得するために環境森林省が設置している SUMAL 2.0 Inspectorul に接続したときの「初期画面」である。
- SUMAL 2.0 Inspectorul は、パーソナルコンピュータのブラウザに URL (<https://www.inspectorulpadurii.ro/>) を入力して接続すれば利用者登録などの手続きを経ないで利用できる。
- 「初期画面」では、利用者の便宜をはかるためにルーマニアの国土を広い範囲を表示している。地図上での輸送の発地が明らかなきは、地図をズームインすると、次の図のように詳細な地図を表示するので、次葉に示す方法で輸送の発地（「原産地」）が選択できる。

図 II - 9 SUMAL 2.0 Inspectorul の利用例 2 (承認された輸送添付文書の表示)



- SUMAL 2.0 Inspectorul では、画面右上のメニューにチェックマークを入れて閲覧したい情報の種類を選択できる。輸送添付文書を選択するときは、一番上の「Aviz de transport」にチェックマークを入れる。
- 承認済みの伐採地を発地（「原産地」）とする輸送添付文書の閲覧をするときは、地図上の赤い丸印をクリックすると承認済みの輸送添付文書の輸送許可番号の一覧が表示されるので、任意の輸送許可番号を選択すると図 II - 3 及び図 II - 4 に例示した輸送添付文書が表示される。
- 既知の輸送許可番号、車輛番号又は APV 番号で輸送添付文書の検索をするときは、画面右下の検索画面を開き、データを入力して検索し、輸送添付文書を表示させる。
- なお、輸送添付文書のデータによる検索は、接続した日の 4 日前までの期間について有効である。

## C. SUMAL 2.0 による合法性の具体的な管理方法

木材の原産地及び流通に関する規則は、木材及び木材製品の合法性を確保しながら輸送するための手順も定めている。その内容は次のようである。

### a. 輸送の発注<sup>121</sup>

#### a) 輸送専門業者に輸送を依頼する場合

輸送専門業者に木材又は木材製品の輸送を依頼する場合、輸送発注者は SUMAL 2.0 にアクセスして、標準化されたデータを入力し、オンライン用及びオフライン用の輸送用添付書類を作成する。輸送専門業者は SUMAL 2.0 のユーザーなので、輸送発注者はオンライン用の電子ファイルを輸送専門業者に送信して輸送を依頼する。

なお、「オフライン用の輸送添付文書」とは、図II-6に掲げた様式により SUMAL 2.0 が自動生成した文書を印刷したものである（以下、同様）。

#### b) 伐採地からの輸送を輸送専門業者以外の輸送業者又は個人に依頼する場合

伐採地からの輸送を輸送専門業者以外の輸送業者又は個人に木材又は木材製品の輸送を依頼する場合、輸送発注者は SUMAL 2.0 にアクセスして、標準化されたデータを入力し、オフライン用の輸送用添付書類を作成して文書により輸送を依頼するか、輸送発注者のモバイルデバイスで作成した PDF 形式の輸送添付文書の電子ファイルを輸送する者に送信して輸送を依頼している。

#### c) 伐採地以外の場所からの輸送を輸送専門業者以外の輸送業者又は個人に依頼する場合

伐採地以外の場所から輸送専門業者以外の輸送業者又は個人に木材又は木材製品の輸送を依頼する場合、輸送発注者は SUMAL 2.0 にアクセスして、標準化されたデータを入力してオフライン用の輸送用添付書類を作成し、PDF 形式の電子ファイル又は印刷したものを輸送業者又は個人に送付して輸送を依頼する。

### b. 輸送者の義務

次の三つの項目に掲げる事項は、木材の原産地及び流通に関する規則が定める輸送業者の義務であり、この義務を履行しないで木材又は木材製品を輸送した場合、積載している貨物は違法伐採材とみなされる。

なお、木材又は木材製品の輸送を行う運転手は、モバイルデバイスの携行及び目的地までの輸送行程においてモバイルデータ接続がアクティブな状態で、かつ、モバイルデバイスの GPS 受信機能を継続的にオンの状態で維持する義務を負っている<sup>122</sup>。

#### a) 輸送手段の写真の登録

輸送専門業者は、発行者から電子形式の運送状を受領した後、出発前に積載した輸送手段の前面、背面及び側面並びに車輛のインストルメントパ

<sup>121</sup> 木材の原産地及び輸送に関する規則第 10 条

<sup>122</sup> 木材の原産地及び輸送に関する規則第 10 条

ネル上に表示されているオドメーターの写真、計4枚を撮影し、SUMAL 2.0 に写真を登録しなければならない。後方から撮影した写真には、積載物全体と輸送手段の登録番号が含まれていなければならない。ただし、SUMAL 2.0 へのこれらの写真の登録は、輸送が船舶又は鉄道で行われる場合は除外されている<sup>123</sup>。

b) 輸送許可番号の管理

運送専門業者による輸送がオフライン用の輸送添付文書に基づいて開始された場合、木材を積載した輸送手段が GSM (Global System for Mobile Communications) のアクセスエリアに入った時点で、SUMAL 2.0 はその機能によりオフライン用の輸送添付文書を自動的にオンライン用のものに切替える。運送専門業者には、GSM アクセスエリアに入るまでオフライン用の印刷した輸送添付文書の管理が義務づけられている<sup>124</sup>。

c) 輸送専門業者以外の者が行う輸送に係るデータの入力

輸送業者が SUMAL 2.0 のユーザーではない輸送専門業者の資格を持たない個人又は法人であり、伐採現場で発行された添付通知がオフライン用である場合、輸送添付文書の発行者は、輸送の開始時刻から 24 時間以内に所持するモバイルデバイスで発行した輸送添付文書の情報をオンラインで SUMAL 2.0 に入力しなければならない<sup>125</sup>。

c. 輸送有効期限の設定

トラックによる木材及び木材製品の輸送においては、輸送有効期限を設定する。輸送有効期限は次表に掲げる輸送距離別輸送時間の範囲内で設定し、SUMAL 2.0 で生成された時刻が開始時刻として輸送添付文書に記載される<sup>126</sup>。

輸送有効期限を設定する目的は、輸送中の違法な荷積み及び荷下ろしの防止にある<sup>127</sup>。

表 II - 12 輸送距離別輸送時間

輸送距離	輸送時間
50km 未満	6 時間以内
50.1~100km	7~10 時間
100.1~200km	11~18 時間
200.1~500km	19~36 時間
500km 超	37~48 時間

資料：木材の原産地及び流通に関する規則第 14 条第 1 項

d. 貨物の受領

木材又は木材製品の受取人は、輸送されてきた荷口の検査を行い、荷主から通知された材積と受領する材積の間に許容誤差を超える差異があると

<sup>123</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 10 条第 3 項

<sup>124</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 10 条第 4 項

<sup>125</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 10 条第 5 項

<sup>126</sup> 木材の原産地及び輸送に関する規則第 14 条

<sup>127</sup> 環境水資源省による解説

きは、その発見から 24 時間以内に林業担当官庁の地域組織に当該事案を通知する義務を負う<sup>128</sup>。

さらに、次の事項に該当する木材及び木材製品の受領は禁止されている<sup>129</sup>。

- i. 輸送又は受領時に、輸送添付文書の有効期限が記載されていない又は有効期限が切れている場合
- ii. 受領、保管又は作業をする時に輸送添付文書が添付されているものの、オンライン上の輸送添付文書が目的地において有効ではない場合
- iii. 発送、輸送、受領、保管又は作業中に、輸送手段に発行された輸送添付文書が添付されていない場合
- iv. 放棄されている場合
- v. EU加盟国が出荷し、専門家がEU内文書（陸上貨物輸送契約書（CMR）又は混載貨物送り状（CIM））に基づいて木質材料に添付する通知を発行していない場合
- vi. EU加盟国以外の国が出荷し、専門家が輸入申告書（DVI）に基づく木質材料に添付する通知を作成していない場合
- vii. 木質材料又は木材製品の積み込み若しくは積下ろしの場所が、SUMAL 2.0のデータ又は添付通知に記録された場所と異なる場合

#### e. 森林ファンド以外の土地で生産された木材の購入

経済事業者（SUMAL 2.0 のユーザー）が国家森林ファンド以外の土地の森林又は森林植生を所有する個人から木材を購入するときは、図 II -10 に掲げる様式の木材購入注文書を用いて行う。

この場合の輸送添付文書は、当該木材に係る伐採許可書を発行した林業地区が発行する<sup>130</sup>。

---

<sup>128</sup> 木材の原産地及び輸送に関する規則第 11 条第 1 項

<sup>129</sup> 木材の原産地及び輸送に関する規則第 12 条第 1 項

<sup>130</sup> 木材の原産地及び輸送に関する規則第 22 条。林業地区は、管轄地域内に所在する森林ファンド所有者及び森林ファンド以外の立木を所有する林業地区に加入していない者が要する伐採許可書も発行している。

図 II - 10 木材購入注文書の様式

ACHIZITOR : .....  
 Nr. registrul comerțului/CUI .....  
 Sediul (localitatea, str., nr. , județul) .....  
 BORDEROU DE ACHIZIȚIE MATERIAL LEMNOS  
 Nr. .... data .....  
 (de la persoane fizice proprietare de păduri)

Nr. crt.	Data achiziției	Persoana fizică vânzătoare			Sortiment și specie material lemnos achiziționa
		Numele și prenumele	Domiciliul	CNP/CI	
0	1	2	3	4	5

Total lemn rotund achiziționat
Total alte sortimente achiziționate
Total lemn foc achiziționat
<b>TOTAL GENERAL</b>

Numele și prenumele persoanei fizice  
 .....  
 Semnătura  
 .....  
 Numele și prenumele reprezentantului achizitorului  
 .....  
 Semnătura  
 .....

【仮訳】  
 購入者 : .....  
 商業登録番号 / 事業所番号 .....  
 本社 (所在地、番地、県) .....

木材購入注文書  
 番号 ..... 日付 .....  
 (森林を所有する個人からの購入)

文書 番号	購入日	個人販売者			購入した木材の品目及び樹種
		氏名	住所	個人番号	
0	1	2	3	4	5

購入した丸太の材積
購入したその他の商品の材積
購入した薪の材積
<b>総材積</b>

個人の氏名  
 .....  
 署名  
 .....  
 購入者代表者氏名  
 .....  
 署名  
 .....

### (3) 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

#### ① 輸出に係る事項

##### A. 丸太等の輸出規制

ルーマニア国会は、2020年5月15日に「ルーマニアの森林の持続可能な管理に係る法律 (LEGE nr. 57 din 15 mai 2020 privind gospodărirea durabilă a pădurilor României)」を採択した。同法の施行により、ルーマニアは2021年1月1日から10年間、樹皮の有無に関わらずEU域外への丸太の輸出を禁止している<sup>131</sup>。

同法では、この輸出規制に違反する者に1年から3年までの懲役又は10万レイの罰金を課すとの罰則を定めている<sup>132</sup>。

現地の報道によれば、この輸出規制の対象物品は、丸太 (HS.4403) の他、木材チップその他のHS.4401に該当する物品及び枕木 (HS.4406) が含まれる<sup>133</sup>。

JETROは、2019年のこの法律の当初案では全ての丸太の輸出を禁止する内容であったが、経済的影響を考慮してEU諸国を禁止対象から除外したと伝えている<sup>134</sup>。

##### B. 丸太及び木材製品の輸出手続き

ルーマニアの森林の持続可能な管理に係る法律は、輸出する木材・木材製品の合法性を確保するために、輸出する木材及び木材製品に係る林業関係法令を含む法令への適合を輸出のための基本的な条件とし、さらに輸出する木材及び木材製品をSUMAL 2.0の管理対象としている<sup>135</sup>。木材・木材製品の輸出を申告するときは、税関に一般的な輸出税関申告書とともにモバイル端末からダウンロードしたPDF形式の輸送添付文書の電子ファイルの提出が義務づけられている<sup>136</sup>。

日本の輸入業者がルーマニアの木材製品の合法性の確認を行うときにシッパーが提示する輸送添付文書 (AVIZ) は、シッパーが輸出税関申告書に添付した輸送添付文書の「オフライン版」の印刷文書 (図II-6の様式の文書) である。

税関当局は、次に掲げる条件がともに満たされている場合に限り輸出税関申告書を受け付けている<sup>137</sup>。

- i 輸出を行う経済事業者が発行した輸送添付文書がオンラインでSUMAL 2.0のデータベース上で確認でき、木材又は木材製品の法的所有者又は受取人が輸出税関申告書に記載されている場合
- ii 木材又は木材製品の受取人がEU域外の国の受益者である場合<sup>138</sup>

税関の担当職員は、輸出物品が到着したときに輸送手段のオペレーターが携行しているモバイル端末に保存している輸送添付文書の有効性及びオンライン

<sup>131</sup> ルーマニアの森林の持続可能な管理に係る法律第1条

<sup>132</sup> ルーマニアの森林の持続可能な管理に係る法律第4条

<sup>133</sup> Romwoodhouse, “Exportul produselor din lemn ar putea fi permis numai sub formă de produs finit”, (<https://romwoodhouse.ro/>).

<sup>134</sup> JETRO、ミンドル・ユニアナ、「ルーマニア、EU域外への丸太の輸出を2021年から10年間禁止へ (ルーマニア)」、『ビジネス短信』、2020年6月1日 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/eb25157236824f76.html>)

<sup>135</sup> 環境水森林省による解説

<sup>136</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第8条第5項

<sup>137</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第17条第2項

<sup>138</sup> ルーマニアはEU加盟国である。

上の同輸送添付文書の存在を確認し、オペレーターのモバイル端末からコピーした PDF 形式の輸送添付文書の電子ファイルを受領して、SUMAL 2.0 に確認日時及び通関許可日時を記録している<sup>139</sup>。

なお税関当局は、輸出用物品がオンライン状態の輸送添付文書を伴わずに税関に提出された場合及び次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、必要な法的措置を講じるために林業を担当する中央機関の管轄地域組織に直ちに書面で通知する義務を負っている<sup>140</sup>。

- i. 税関を受領したときに輸送添付文書の有効期限が切れている場合又は輸送添付文書に有効期限が記載されていない場合
- ii. 受領、保管又は作業をするときには輸送添付文書が存在するものの、輸送添付文書が目的地に到着するときには有効期限が切れる場合
- iii. 輸送手段に対する輸送添付文書が添付されていない場合

## ② 輸入に係る事項

### A. 輸入材の取扱い

輸入した木材も SUMAL 2.0 の管理対象であり、その取扱いも木材の原産地及び流通に関する規則が定めている。

同規則は、輸入物品が最初の荷下ろし地（目的地）に到着するまでの間の輸送管理を次のように定めている<sup>141</sup>。

- i. EU 加盟国産の木質原料及び木材製品は、域内文書（陸上貨物輸送契約書（CMR）又は混載貨物送り状（CIM））を添付し、域内文書に記載している目的地又は荷降ろし地点まで輸送する。
- ii. 輸入した木質原料又は木材製品で税関の監視下で目的地まで流通し、自由流通に解放されるまでの間の流通過程にあるものについては、税関輸送申告書を添付通知とする。

### B. 原産地及び合法性の確認

木材の原産地及び流通に関する規則の規定には、輸入材の原産地及び合法性の確認方法が具体的に記されていないので、環境水森林省に説明を要請したところ、次のような回答があった。

#### a. EU 域内からの輸入

EU 加盟国を原産地とする木材及び木材製品については、陸上輸送をする場合にあっては域内文書（陸上貨物輸送契約書（CMR）又は混載貨物送り状（CIM））、船舶で輸送する場合にあっては船舶の係留地の税関で EU が定める T2L フォーム（税関管理下の輸送文書）又は T2LF フォーム（税関管理下の陸送又は内陸水路輸送文書）を使用して、輸送貨物の EU ステータスを証明しなければならない。

船舶から荷下ろしした木材及び木材製品の輸送は、輸送専門業者と荷受人である経済事業者間で締結した陸上貨物輸送契約書（CMR）又は混載貨物送り

<sup>139</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 14 条第 4 項

<sup>140</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 17 条第 4 項

<sup>141</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 8 条第 6 項 b 号及び d 号

状（CIM）を携えて行われ、経済事業者である荷受人に貨物とともに届けられるこれらいずれかの文書を原産地及び合法性の証明根拠としている。

T2L フォーム及び T2LF フォームは、輸送している物品の EU 関税規則への準拠を証明し、当該物品を EU 域内で自由に移動するための EU ステータスを獲得又は証明するための文書である。EU ステータスを獲得するためには、フォームを税関に提出し、輸送している貨物の検査を受けなければならない。EU ステータスを獲得した物品は、T2L フォーム又は T2LF フォーム及び輸入申告書に記載されている目的地まで税関の管理の下で輸送される<sup>142</sup>。

さらに、経済事業者である荷受人は、税関から輸入物品の目的地までの輸送に係る輸送添付文書を SUMAL 2.0 により作成し、輸入物品を輸送するときはこの輸送添付文書を携行させなければならない<sup>143</sup>。

ルーマニアへの船舶輸送は、黒海及びドナウ川その他の国際内陸水路が利用できるため、ルーマニアでは外国から船舶により運ばれた木材・木材製品については、それが EU 域内を原産地としていても T2L フォーム又は T2LF フォームを使用した EU ステータスの税関における証明を義務づけている。

#### b. EU 域外からの輸入

環境水資源省による説明によれば、EU 域外から輸入した木材・木材製品については、出荷者が税関に輸出申告をした国又は地域で発行した T2L フォーム若しくは T2LF フォーム又は FLEGT ライセンスを原産地と合法性の証明根拠としている。

#### c. 輸入材のルーマニア国内市場への出荷

受取人が輸入材を受領した後の流通については、輸入材の受取人である経済事業者（SUMAL 2.0 のユーザー）が輸入材を出荷するときに輸送添付文書を作成する<sup>144</sup>。さらに第三国から輸入した木材・木材製品については、SUMAL 2.0 に輸入申告書番号とその日付を入力して、輸送添付文書に記載する定めになっている<sup>145</sup>。

---

<sup>142</sup> <https://www.agi.global/news/t2l-t2lf-forms-your-guide-to-exporting-to-the-eu>

<sup>143</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 16 条

<sup>144</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 9 条第 3 項 c 号

<sup>145</sup> 木材の原産地及び流通に関する規則第 16 条 c 号

### 3. 木材生産・流通状況調査

#### (1) 調査対象国の木材生産・流通の特徴

##### ① 森林ファンド面積

##### A. 森林ファンド面積の推移

森林法は「1990年1月1日に森林経営に含まれていた又はその後法律の規定に基づいてこれに含まれるようになった全ての森林、植林を目的とした土地、文化、生産又は林業管理の必要にかなう土地、池、川床、林業及び非生産目的のその他の土地は、所有権の種類にかかわらず国家森林ファンドを構成する」と定め<sup>146</sup>、ルーマニアの全ての森林を国家森林ファンドの構成要素として規定している。

このように規定されているルーマニアの森林ファンドの面積は2023年現在、661万6,000haであり、国土面積（23万8,391km<sup>2</sup>）の28%を占めている。2023年の森林ファンド面積は、牧草地の再開発及び国家森林ファンド管理制度による荒廃地管理の開始により、2014年の654万5,000haから7万1,000ha拡大している<sup>147</sup>。

表Ⅱ-13 森林ファンド面積の推移

	(千ha)					
	2014	2019	2020	2021	2022	2023
計	6,545	6,592	6,604	6,607	6,613	6,616
森林	6,387	6,427	6,449	6,449	6,457	6,460
針葉樹	1,930	1,915	1,916	1,919	1,915	1,909
広葉樹	4,457	4,512	4,533	4,531	4,542	4,511
その他	158	165	155	157	157	156

注：各年末現在の面積。

資料：Institutul Național de Statistică, "Press Release", Nr. 139/29 May, 2020, Nr. 131/31 May, 2022 & Nr. 134/31 May, 2024.  
Institutul Național de Statistică, "Statistica activităților din silvicultură în anul 2023", 2024

さらに、森林ファンドの所有形態別面積の割合は、2014年には国有森林ファンドが65.0%、民有森林ファンドは35.0%であったが、2023年に同割合は国有森林ファンドが64.3%、民有森林ファンドは35.7%となり、かつての政権により没収された私有森林ファンドの返還プロセス<sup>148</sup>が継続しているために、民有森林ファンド面積の割合が拡大している<sup>149</sup>。

なお、ここでいう国有森林ファンドとは、ロムシルバが管理している森林ファンドをいい、この中には、国が所有する森林ファンドと地方自治体が所有している森林ファンドのうち、保護林としてロムシルバが管理している森林ファンドが含まれる。

##### B. 樹種別森林ファンド面積

2023年の樹種別森林面積割合は、ブナが33%、スプルースが23%、カシが17%、

<sup>146</sup> 森林法第1条

<sup>147</sup> Institutul Național de Statistică, "Statistica activităților din silvicultură în anul 2023", 2024, p 6.

<sup>148</sup> 第Ⅱ章、1. (1)、④林地の返還の項を参照

<sup>149</sup> Institutul Național de Statistică, "Statistica activităților din silvicultură în anul 2023", 2024, p 8.

その他は 27%であった<sup>150</sup>。

2023 年の針葉樹広葉樹別森林面積は、針葉樹が 190 万 9,000ha、広葉樹は 451 万 1,000ha であり、広葉樹面積が森林の 70%を占めている。同年の樹種別面積割合は、ブナが 34%、針葉樹が 23%、硬質広葉樹<sup>151</sup>が 17%、軟質広葉樹<sup>152</sup>が 15%、その他は 11%である<sup>153</sup>。

### C. 所有形態別森林ファンド面積

2020 年の所有形態別森林ファンド面積を表 II-14 に示した<sup>154</sup>。

国有森林ファンドには保護林が多く、2020 年の国有の森林ファンド面積 424 万 ha の内の 68%は特別な保護を要する保護林、残りの 38%は生産可能な保護林であった。この面積の中には、自治政府議定書遺産管理機構が管理する国有の森林ファンド (2,562ha) 及び国立林業調査開発研究所が管理する国有の森林ファンド (4 万 7,858ha) が含まれている<sup>155</sup>。

さらに、民有森林ファンドとは、個人及び法人が所有している森林ファンド並びに地方自治体が所有している保護林以外の森林ファンドである。このうちの、96% (226 万 4,000ha) は、個人有林・法人有林である。

県、市その他の地方自治体が所有している森林ファンド面積は、10 万 3,000ha と少なく、しかもその内の 91%は保護林で、木材が生産できる森林ファンドの面積は限られている<sup>156</sup>。

表 II-14 2020 年の所有形態別森林ファンド面積

(千ha)	
区 分	面 積
計	6,604
国有森林ファンド	4,240
国有林	3,179
地方自治体有保護林	1,061
民有森林ファンド	2,364
個人有林・法人有林	2,261
地方自治体有林	103

資料：MINISTERUL MEDIULUI, APELOR ŞI PĂDURILOR, “Raportul privind starea pădurilor pe anul 2020”, 2021

<sup>150</sup> Institutul Național de Statistică, “Statistica activităților din silvicultură în anul 2023”, 2024, p 7.

<sup>151</sup> アカシア、カエデ、トリネコ、クルミなどをいう。

<sup>152</sup> シナノキ、ヤナギ、ポプラなどをいう。

<sup>153</sup> Institutul Național de Statistică, “Statistica activităților din silvicultură în anul 2023”, 2024, p 7.

<sup>154</sup> MINISTERUL MEDIULUI, APELOR ŞI PĂDURILOR, “Raportul privind starea pădurilor pe anul 2020”, 2021, p5.

<sup>155</sup> MINISTERUL MEDIULUI, APELOR ŞI PĂDURILOR, “Raportul privind starea pădurilor pe anul 2020”, 2021, p4.

<sup>156</sup> 前掲に同じ

## ② 伐採面積及び伐採量

2023 年の再造林対象林地内の伐採面積は、19 万 3,000ha と同伐採面積の 2 % (3,000ha) である。皆伐は土壌の劣化防止、森林の再生及び残存木の保護の観点から制限しており、国立公園内では禁止している<sup>157</sup>。

表 II -15 伐採面積

		(千ha)				
		2019	2020	2021	2022	2023
再造林対象地内	伐採面積	191	185	178	206	193
	内、皆伐	4	3	4	4	3

注：国家森林基金面積は、各年末時点の数値。

資料：National Institute of Statistics, "Press Release", Nr. 139/29 May, 2020, Nr. 131/31 May, 2022 & Nr. 134/31 May, 2024.

2023 年の伐採量は 1,917 万 m<sup>3</sup> で、前年の 2,023 万 8,000 m<sup>3</sup> に対して 5 % 減少している。しかし、伐採量は増減しながらも増加傾向にあり、2023 年の伐採量は、2014 年から 7 % 増加して 1,788 万 9,000 m<sup>3</sup> に達している。

2023 年の樹種別伐採量は、針葉樹 717 万 5,000 m<sup>3</sup> (伐採量の 37%)、広葉樹 1,199 万 1,000 m<sup>3</sup> (同、63%) である。広葉樹の樹種別伐採量は、ブナ 619 万 5,000 m<sup>3</sup> (同、52%)、カシ 203 万 5,000 m<sup>3</sup> (同、17%)、硬質広葉樹 228 万 m<sup>3</sup> (同、19%)、軟質広葉樹 141 万 8,000 m<sup>3</sup> (同、12%) であった。

表 II -16 樹種別目的別伐採量

		(千m <sup>3</sup> )					
		2014	2019	2020	2021	2022	2023
計		17,889	18,904	19,652	19,994	20,238	19,170
樹種別	針葉樹	7,225	6,962	8,261	8,024	7,334	7,179
	広葉樹	10,667	11,942	11,391	11,970	12,904	11,991
	ブナ	5,836	6,431	6,110	6,146	6,469	6,195
	カシ	1,664	1,927	1,894	2,019	2,215	2,035
	硬質広葉樹	1,879	2,163	2,096	2,261	2,532	2,280
	軟質広葉樹	1,288	1,421	1,291	1,544	1,688	1,481
目的別	商業伐採	17,335	18,055	18,840	19,265	19,265	18,287
	自家伐採	554	849	812	729	973	883

注 1：硬質広葉樹とは、アカシア、カエデ、トリネコ、クルミなどをいう。

注 2：軟質広葉樹とは、シナノキ、ヤナギ、ポプラなどをいう。

資料：Institutul Național de Statistică, "Statistica activităților din silvicultură în anul 2023", 2024

一部表記をしていないが、針葉樹の伐採量は 2014 年の 722 万 5,000 m<sup>3</sup> から、2015 年から 2019 年までの間は 2018 年の 712 万 8,000 m<sup>3</sup> を除き 600 万 m<sup>3</sup> 台で推移した

後、2020年及び2021年に800万m<sup>3</sup>を超え、その後減少して2023年の伐採量は2014年の伐採量を若干下回る（0.6%減）水準に留まっている。

一方で広葉樹の伐採量は、2014年以降、増減があるものの微増傾向で推移している。2023年の広葉樹伐採量1,199万1,000m<sup>3</sup>は、前年の1,290万4,000m<sup>3</sup>よりも7%減少しているものの、2014年の1,066万7,000m<sup>3</sup>に対して12%増加している。広葉樹の樹種別伐採量については、ブナが2023年には619万5,000m<sup>3</sup>と2014年の583万6,000m<sup>3</sup>に対して6%の増加に留まっているのに対して、カシは2014年の166万4,000m<sup>3</sup>から2023年の203万5,000m<sup>3</sup>に22%増加し、同じく軟質広葉樹は187万9,000m<sup>3</sup>から228万m<sup>3</sup>に21%増加している。

2023年の目的別伐採量は、経済事業者向けの商業伐採が1,828万7,000m<sup>3</sup>（95%）、森林所有者が自ら消費する目的で行う自家伐採は88万3,000m<sup>3</sup>（5%）であった。2023年の伐採量は、商業伐採の伐採量が2014年の1,733万5,000m<sup>3</sup>から5%とやや増加している一方で、自家伐採の伐採量は割合が小さいものの2014年の55万4,000m<sup>3</sup>から59%も増加している。

### ③ 主要木材製品の生産

今回の調査では、木材製品の生産に係るルーマニアの行政機関が発行する公式な統計が入手できなかったため、FAOの林産物統計によりルーマニアの主要木材製品の生産量を示すと次表のようである。

表Ⅱ-17 主要木材製品生産量

	2019	2020	2021	2022	2023
	(千m <sup>3</sup> )				
製材品	5,717	6,195	5,246	4,650	4,100
針葉樹	4,117	4,580	3,546	3,200	2,900
広葉樹	1,600	1,615	1,700	1,450	1,200
単板	128	119	126	126	126
合板及びLVL	260	239	279	227	227
切削板	1,595	1,468	1,717	1,397	1,397
OSB	1,273	1,068	1,249	1,016	1,016
その他	322	400	468	381	381
繊維板	836	1,038	1,213	987	987
ハードボード	0	103	121	98	98
MDF	801	932	1,090	887	887
インシュレーションボード	35	2	3	2	2

資料：FAO, FAOSTAT (<https://www.fao.org/faostat>)

2023年の製材品の生産量は410万m<sup>3</sup>であり、その内訳は、針葉樹製材品が290万m<sup>3</sup>（製材品生産量の71%）、広葉樹製材品は120万m<sup>3</sup>（同29%）であった。2019年から2023年までの期間において、製材品生産量は2020年に619万5,000m<sup>3</sup>を記録した後に減少しており、2023年の生産量はこのピーク時に対して34%減、2019年の571万7,000m<sup>3</sup>に対して28%減少している。2019年から2023年までの期間においては、針葉樹製材品が2019年の411万7,000m<sup>3</sup>から30%減、同じく広葉樹製材品は160万m<sup>3</sup>から25%減となっている。針葉樹製材品の減少幅が広葉樹製材品より

も大きいため、製材品の針葉樹広葉樹別割合は、広葉樹で若干拡大している。

2023年の切削板の生産量は、139万7,000m<sup>3</sup>であり、この内、OSBが101万6,000m<sup>3</sup>（切削板生産量の73%）を占めている。2019年から2023年までの期間において、切削板生産量は2021年の171万7,000m<sup>3</sup>を記録した後に減少しており、2023年の生産量はこのピーク時に対して19%減、2019年の159万5,000m<sup>3</sup>から12%減少している。生産量の多くを占めるOSBの2023年の生産量は、2019年の127万3,000m<sup>3</sup>に対して20%減少しており、OSB生産量が切削板生産量に占める割合は、2019年の80%から2023年には73%に7ポイント縮小している。

2023年の繊維板生産量は98万7,000m<sup>3</sup>であり、このうち、MDFが88万7,000m<sup>3</sup>と生産量の90%を占めている。繊維板の生産量も2021年の121万3,000m<sup>3</sup>をピークに減少しており、2023年の生産量は、ピーク時に対して19%減であるが、2019年の83万6,000m<sup>3</sup>に対しては18%増加している。MDFの生産量も2021年の109万m<sup>3</sup>をピークに減少しているが、2023年の生産量は2019年の80万1,000m<sup>3</sup>に対して10%増加している。さらに、統計では2019年には記録がなかったハードボードの生産量が2020年から記載されており、この生産量は2021年に12万1,000m<sup>3</sup>を記録するものの、概ね10万m<sup>3</sup>前後の水準で推移している。

その他、2023年には単板生産量が12万6,000m<sup>3</sup>並びに合板及びLVLの生産量は22万7,000m<sup>3</sup>記録されている。

単板の生産量は、2019年から2023年までの期間においてほぼ横ばいである。

同じく合板及びLVLについては、2021年に27万9,000m<sup>3</sup>の生産があった後に減少しており、2023年の生産量はピーク時の2021年に対して19%減、2019年の26万m<sup>3</sup>に対して12%減少している。

#### ④ 木材・木材製品の貿易

ルーマニアの木材・木材製品(HS.44類。以下、同じ。)の貿易額は、2019年から2022年までの期間において増加傾向にある。

木材・木材製品の輸出額は、2019年の16億600万ユーロから2022年には23億6,400万ユーロに47%増加し、同じく輸入額は2019年の7億5,200万ユーロから2022年には11億2,600万ユーロに50%増加している。

2022年の木材・木材製品の輸出額は、輸入額の2.1倍の規模である。

表Ⅱ-18 木材・木材製品の貿易額  
(百万Eur)

	輸出額	輸入額
2019	1,606	752
2020	1,621	741
2021	2,203	1,002
2022	2,364	1,126

注: H.S.44類を木材・木材製品として集計。

資料: National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2021 & 2023

#### A. 輸出

##### a. 主要な輸出品目と輸出相手国

2022年の木材・木材製品の品目別の輸出量及び輸出額を次表に掲げた。

木材・木材製品の内、ルーマニアの主要な輸出品目は、製材品と切削板で、この二品目で木材・木材製品輸出額の49%を占めている。

製材品の輸出額は6億3,000万ユーロ（170万4,000m<sup>3</sup>）であり、木材・木材製品輸出額の27%を占めている。同じく切削板の輸出額は4億9,700万ユーロ

(132万4,000 m<sup>3</sup>)であり、木材・木材製品輸出額の21%である。

これらの他に、繊維板（2億3900万ユーロ、57万7,000 m<sup>3</sup>）及びその他木製品（HS 4421）（1億5,400万ユーロ、5万2000 t）にまとまった量の輸出がみられる。

表Ⅱ-19 品目別輸出量輸出額（2022年）

	輸出量	輸出額 (百万EUR)	備考 (H.S.コード)
計	—	2,364	44
丸太	89千m <sup>3</sup>	23	4403
製材品	1,704千m <sup>3</sup>	630	4407
単板	67千m <sup>3</sup>	126	4408
切削板	1,324千m <sup>3</sup>	497	4410
繊維板	577千m <sup>3</sup>	239	4411
合板・集成材・LVL	138千m <sup>3</sup>	144	4412
包装容器・梱包材	125千t	81	4415
ドア、ドア枠、敷居	787千個	110	4418-20、21、29
グルーラム・CLT・Iジョイスト ビーム等	69千t	7	4418-13、60、81 ~83、89
その他木製品	52千t	154	4421
その他	—	352	

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2021 & 2023

木材・木材製品の輸出額別主要輸出相手国は、イタリア、中国、日本及びドイツである。輸出額で第1位のイタリアは12%（2億8,000万ユーロ）、第2位の中国は8%（1億9,600万ユーロ）、第3位の日本（1億7,700万ユーロ）、第4位のドイツ（1億5,900万ユーロ）、第5位の米国は各7%のシェアであり、これら5か国の輸出額は、輸出額全体の41%を占めている。

#### b. 丸太輸出

2022年の丸太輸出量は8万9,000 m<sup>3</sup>であり、主要輸出相手国はブルガリア（2万9,000 m<sup>3</sup>）とスロバキア（2万4,000 m<sup>3</sup>）で、この2か国で丸太輸出量の60%を占めている。

丸太の輸出は、2. 木材の流通段階における法令等調査の（3）木材・木材製品を

表Ⅱ-20 輸出相手国別輸出額  
(2022年)  
(百万EUR)

輸出相手国		輸出額
計		2,364
1	イタリア	280
2	中国	196
3	日本	177
4	ドイツ	159
5	米国	156
6	ポーランド	113
7	ハンガリー	102
8	オーストリア	81
9	ブルガリア	80
10	フランス	76
その他		944

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例の項目で報告した「ルーマニアの森林の持続可能な管理に係る法律」の規定により、2021年1月1日からEU域外向けは禁止されているはずであるが、統計上では中国向けとして2,000 m<sup>3</sup>の丸太の輸出が記録されている。

#### c. 製材品輸出

2022年の製材品輸出量は、170万4,000 m<sup>3</sup>であった。製材品の主要輸出相手国は米国（34万2,000 m<sup>3</sup>）及び中国（24万7,000 m<sup>3</sup>）であり、この二か国で製材品輸出量の35%を占めている。

日本は2022年において第6位の製材品輸出相手国であり、10万1,000 m<sup>3</sup>（製材品輸出量の6%）の製材品が輸出された。

表Ⅱ-21 輸出相手国別丸太輸出量輸出額  
(2022年)

	輸出量 (千m <sup>3</sup> )	輸出額 (百万EUR)
計	89	23
1 ブルガリア	29	3
2 スロバキア	24	3
3 ドイツ	6	3
4 オーストリア	5	2
5 イタリア	3	1
6 中国	2	1
7 フランス	1	2
8 キプロス	1	0
9 クロアチア	0	1
10 オランダ	0	1
その他	18	5

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

表Ⅱ-22 輸出相手国別製材品輸出量輸出額  
(2022年)

	輸出量 (千m <sup>3</sup> )	輸出額 (百万EUR)
計	1,704	630
1 米国	342	105
2 中国	247	103
3 サウジアラビア	129	39
4 エジプト	122	38
5 アラブ首長国連邦	115	33
6 日本	101	58
7 レバノン	93	28
8 イタリア	61	34
9 ハンガリー	60	20
10 トルコ	35	12
その他	399	160

注：HS 4407該当製品を製材品として集計。

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

#### d. 切削板輸出

2022年の切削板輸出量は132万4,000 m<sup>3</sup>であった。主要輸出相手国は、中国（19万m<sup>3</sup>）、イタリア（12万1,000 m<sup>3</sup>）、セルビア（11万3,000 m<sup>3</sup>）及びハンガリー（10万9,000 m<sup>3</sup>）である。

#### e. 繊維板輸出

2022年の繊維板輸出量は57万7,000 m<sup>3</sup>であった。主要相手国はイタリア（19万4,000 m<sup>3</sup>）である。

Ⅱ-23 表 輸出相手国別切削板輸出量輸出額 (2022 年)

		輸出量 (千m <sup>3</sup> )	輸出額 (百万EUR)
計		1,324	497
1	中国	190	85
2	イタリア	121	37
3	セルビア	113	40
4	ハンガリー	109	35
5	ポーランド	80	29
6	ブルガリア	70	25
7	米国	68	28
8	ギリシャ	53	21
9	イスラエル	50	16
10	スロバキア	40	14
その他		428	168

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

表Ⅱ-24 輸出相手国別繊維板輸出量輸出額 (2022 年)

		輸出量 (千m <sup>3</sup> )	輸出額 (百万EUR)
計		577	239
1	イタリア	194	72
2	ポーランド	86	33
3	イスラエル	46	17
4	セルビア	28	13
5	ハンガリー	27	11
6	トルコ	18	6
7	ドイツ	17	8
8	エジプト	16	6
9	米国	15	11
10	ブルガリア	14	6
その他		115	56

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

## B. 輸入

### a. 主要な輸入品目と輸入相手国

2022 年の木材・木材製品の輸入額は 11 億 2,600 万ユーロであり、主要輸入品目は、繊維板（1 億 7,200 万ユーロ）、丸太（1 億 6,900 万ユーロ）、製材品（1 億 3,000 万ユーロ）及び切削板（1 億 2,600 万ユーロ）である。品目別輸入量としては、丸太の輸入量が 137 万 m<sup>3</sup> と他の品目と比べてひときわ大きくなっている。

表Ⅱ-25 品目別輸入量輸入額 (2022 年)

	輸入量	輸入額 (百万EUR)	備考 (H.S.コード)
計	—	1,126	44
丸太	1,370 千 m <sup>3</sup>	169	4403
製材品	331 千 m <sup>3</sup>	130	4407
単板	37 千 m <sup>3</sup>	33	4408
切削板	352 千 m <sup>3</sup>	126	4410
繊維板	271 千 m <sup>3</sup>	172	4411
合板・集成材・LVL	126 千 m <sup>3</sup>	88	4412
包装容器・梱包材	105 千 t	63	4415
ドア、ドア枠、敷居	1,966 千個	77	4418-20, 21, 29
グルーラム・CLT・Iジョイストビーム等	4 千 t	7	4418-13, 60, 81 ~83, 89
その他木製品	16 千 t	37	4421
その他	—	224	

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2021 & 2023

木材・木材製品の主要輸入相手国は、ウクライナ（1億6,500万ユーロ）、ポーランド（1億5,100万ユーロ）及びドイツ（1億3,900万ユーロ）であり、この三か国で木材・木材製品輸入額の40%を占めている。

b. 丸太輸入

2022年の丸太輸入量は、137万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>であった。丸太の主要輸入相手国は、チェコ（37万1,000<sup>3</sup>m<sup>3</sup>）、ドイツ（28万3,000<sup>3</sup>m<sup>3</sup>）、スウェーデン（23万2,000<sup>3</sup>m<sup>3</sup>）及びオーストリア（23万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>）であり、これら4か国で丸太輸入量の81%を占めている。

c. 製材品輸入

2022年の製材品輸入量は、33万1,000<sup>3</sup>m<sup>3</sup>であった。主要輸入相手国はウクライナ（11万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>）、オーストリア（7万7,000<sup>3</sup>m<sup>3</sup>）及びドイツ（5万6,000<sup>3</sup>m<sup>3</sup>）である

表Ⅱ-26 輸入相手国別輸入額  
(2022年)

輸入相手国		輸入額
計		1,126
1	ウクライナ	165
2	ポーランド	151
3	ドイツ	139
4	ハンガリー	95
5	オーストリア	94
6	チェコ	77
7	中国	67
8	トルコ	60
9	イタリア	36
10	スウェーデン	34
その他		209

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

表Ⅱ-27 輸入相手国別丸太輸入量輸入額  
(2022年)

		輸入量 (千 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> )	輸入額 (百万EUR)
計		1,370	169
1	チェコ	371	49
2	ドイツ	283	33
3	スウェーデン	232	27
4	オーストリア	230	26
5	スロバキア	118	15
6	ポーランド	69	11
7	ハンガリー	45	4
8	フィンランド	9	1
9	ロシア	5	0
10	リトアニア	4	1
その他		5	2

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

表Ⅱ-28 輸入相手国別製材品輸入量輸入額  
(2022年)

		輸入量 (千 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> )	輸入額 (百万EUR)
計		331	130
1	ウクライナ	110	41
2	オーストリア	77	27
3	ドイツ	56	20
4	ベラルーシ	12	3
5	ポーランド	12	5
6	スロバキア	11	3
7	ハンガリー	10	5
8	チェコ	8	2
9	スウェーデン	6	4
10	イタリア	5	4
その他		24	14

注：集計対象は、HS 4407に該当する製品。  
資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

d. 切削板輸入

2022年の切削板輸入量は、35万2,000<sup>3</sup>m<sup>3</sup>であった。切削板の主要輸入相手国はハンガリー（10万9,000<sup>3</sup>m<sup>3</sup>）であり、その他、ポーランド（6万7,000<sup>3</sup>m<sup>3</sup>）、ブルガリア（4万5,000<sup>3</sup>m<sup>3</sup>）及びウクライナ（3万5,000<sup>3</sup>m<sup>3</sup>）からもまとまった

量の輸入がみられる。

e. 繊維板輸入

2022年の繊維板輸入量は、27万1,000 m<sup>3</sup>であった。繊維板の主要輸入相手国は、トルコ（6万4,000 m<sup>3</sup>）、ポーランド（5万8,000 m<sup>3</sup>）及びドイツ（5万5,000 m<sup>3</sup>）で、これら三か国で65%のシェアを占めている。

表Ⅱ-29 輸入相手国別切削板輸入量輸入額  
(2022年)

		輸入量 (千m <sup>3</sup> )	輸入額 (百万EUR)
計		352	126
1	ハンガリー	109	39
2	ポーランド	67	28
3	ブルガリア	45	11
4	ウクライナ	35	11
5	チェコ	27	8
6	オーストリア	26	14
7	スロバキア	16	4
8	ドイツ	14	6
9	フランス	3	1
10	クロアチア	3	1
その他		8	5

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

表Ⅱ-30 輸入相手国別繊維板輸入量輸入額  
(2022年)

		輸入量 (千m <sup>3</sup> )	輸入額 (百万EUR)
計		271	172
1	トルコ	64	41
2	ポーランド	58	38
3	ドイツ	55	37
4	ハンガリー	27	16
5	ロシア	11	6
6	ブルガリア	10	5
7	ウクライナ	10	5
8	オーストリア	9	6
9	フランス	6	3
10	中国	6	4
その他		15	11

資料：National Institute of Statistics, "International Trade Yearbook of Romania", 2023

## (2) 森林認証システムの導入状況

ルーマニアの森林認証面積は、FSC が 2025 年 2 月現在 280 万 3,000ha<sup>158</sup>、PEFC は 2024 年 9 月現在 65 万 4,000ha<sup>159</sup>である。

PEFC と FSC が共同して積算している両方の認証スキームの認証を取得している（「ダブル認証」）認証林面積は、2023 年中頃の数値として発表している最新のものが 1 万 2,000ha である。ルーマニアの認証林面積は、両認証スキームの認証森林面積及び「ダブル認証」面積に変化がないと仮定すると 344 万 5,000ha であり、ルーマニアの森林面積（646 万 ha）の 53%を占めていると推計できる<sup>160</sup>。

前回調査を行った時点（2018 年度）では、ルーマニアでは FSC の森林認証だけが行われていたが、その後 PEFC による森林認証が開始された。森林に占める認証林面積の割合は、2018 年度の 4 割程度から 2024 年度には 5 割を超える水準まで拡大した<sup>161</sup>。

ルーマニアにおける CoC 認証件数は、FSC が 873 件（2025 年 2 月現在）、PEFC は 84 件（2024 年 9 月現在）である。前回の調査報告書によれば、CoC の件数は FSC が 695 件（2019 年 3 月）、PEFC は 28 件（2018 年 12 月）であったので、FSC の件数は 26%増、PEFC は件数が少ないものの PEFC の森林認証が開始されたこともあり 3 倍もの増加をみせている。

ルーマニアにおいては、後述のように違法伐採のリスクが払拭できない状態が続いていると報じられているため、ルーマニア材を輸入している日本の輸入業者の中には、森林認証材であることを必須の調達要件としている事例がみられる<sup>162</sup>。

---

<sup>158</sup> この項の FSC に関する情報ソースは、<https://connect.fsc.org/impact/facts-figures>

<sup>159</sup> この項の PEFC に関する情報ソースは、<https://www.pefc.org/>

<sup>160</sup> PEFC, “PEFC and FSC Double Certification (2016-2023), mid-2023.”

<sup>161</sup> 『平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報収集（欧州地域等）報告書』、林野庁、2019 年 3 月、42 頁

<sup>162</sup> 国内調査結果。認証材であることに加え、サプライヤーの原料調達基準の内容とその実行状況の審査を行い、自社の調達基準への適合を確認してから輸入を開始している。

### (3) 違法伐採に関する関連情報

#### ① 2020年における違法伐採及び法令違反

環境水森林省は、2020年まで『森林状況報告書 (Raportul privind starea pădurilor)』を毎年公表し、林業関連法令違反に係る報告を盛り込んでいた。この報告書は2021年以降公表されていないので、最後に公表された2020年版の報告書の林業関連法令違反に係る事項を要約すると次のようである。

2020年版の同報告書によれば、2020年にルーマニアでは林業関連の法令違反が1万8,393件摘発されている。そして、違法伐採、木材の移動（搬出又は輸送）に係る違反及び木材の施設、倉庫等に係る違反により、26万320 m<sup>3</sup>の丸太、加工木材及び薪材並びに2,519本のクリスマスツリーが押収されている。

違反事案で最も件数が多かったのは、違法伐採及び木材の窃盗の7,429件である。この内、違法伐採は2,951件であり摘発により21万3,425 m<sup>3</sup>の木材が押収されている。さらに、伐採地の境界を確定するためのマーキング装置の違法使用が14件、その他の違法伐採又は木材の窃盗に係る違反行為が4,464件摘発されている。

次いで違反件数が多かったのは、木材の移動に係る違反で6,384件が摘発され、3万2,453 m<sup>3</sup>の木材とともに2,519本のクリスマスツリーが押収されている。

木材の施設、倉庫等に於ける違反も2,141件と多く、この違反の摘発により丸太が7,104 m<sup>3</sup>、加工木材が4,857 m<sup>3</sup>、薪材が2,481 m<sup>3</sup>押収されている。

『森林状況報告書』ではこれらの他の林業関連法令の違反として、技術的基準不適合その他の伐採規制違反（1,254件）、過放牧（813件）、森林管理又は林業サービス提供の不履行（303件）及び放火（20件）の摘発を報告している。

表Ⅱ-31 2020年に摘発された森林関連法令違反

(単位：件、m <sup>3</sup> )			
違反事案	件数	押収材積	備考
計	18,393	260,320	
1. 森林管理又は林業サービス提供の不履行	303	—	
2. 違法伐採及び木材の窃盗	7,429	—	
違法伐採	2,951	213,425	
マーキング装置の違法使用	14	—	
その他違反行為	4,464	—	
3. 森林の健全性・永続性に対する違反	49	—	
森林ファンド面積の違法縮小	40	—	
法的手続きを経ない森林ファンドの占有	8	—	
再造林義務違反	1	—	
4. 木材の移動に係る違反	6,384	32,453	この他に、クリスマスツリー2,519本。
5. 木材の施設、倉庫等における違反	2,141	14,442	丸太7,104m <sup>3</sup> 加工木材4,857m <sup>3</sup> 薪材2,481m <sup>3</sup>
6. 伐採規則違反	1,254	—	
7. 過放牧	813	—	
8. 放火	20	—	

資料：MINISTERUL MEDIULUI, APELOR ŞI PĂDURILOR, "Raportul privind starea pădurilor pe anul 2020", pp51-53

これらの違反の摘発は、環境水森林省所属の林業関係部署職員、ロムシルバ、国立林業調査開発研究所及び林業地区が環境水森林省の林業狩猟管理局を通じて行った<sup>163</sup>。

前表に掲げた違反が行われた翌年の2021年1月には、違法伐採対策をより強化してバージョンアップしたSUMAL 2.0の運用が開始されている。このため、2021年以降の伐採並びに輸送又は保管中の木材の管理に係る違反件数の変化を探りたいところではあるが、今回の調査では情報を入手できなかった。しかし、欧州議会は、2023年5月に現地での聴き取りを含むルーマニアの違法伐採に関する事実調査を実施し、報告書を公表しているため、次項でその報告書の概要を報告する。

## ② 欧州議会による違法伐採事実調査

2023年5月、欧州議会はルーマニアに調査団を派遣してルーマニアにおけるヒグマの個体群の管理及び保護並びに違法伐採についての事実調査を実施した。欧州議会は、その調査の結果並びにルーマニア当局及び欧州委員会への勧告を記した最終報告書（以下、「欧州議会報告書」という。）を2023年11月29日に発表している<sup>164</sup>、ルーマニアの違法伐採の状況を把握するための参考として違法伐採に係る部分を要約して報告すると次のようである。

### A. 事実認識と調査団派遣までの経緯

欧州議会報告書では、ルーマニアの現地調査に至る違法伐採の事実認識と欧州議会が調査団を派遣するまでの経緯について次のように述べている<sup>165</sup>。

- ルーマニアにおける違法伐採は長年にわたる問題であり、COVID-19パンデミック中に大幅に増加したと報告されている。
- 2008年から2014年までの伐採量（年間880万m<sup>3</sup>）のほぼ半数は違法伐採によるものとされ、さらにルーマニアの国家森林資源調査によると、承認された森林管理計画の許容量を超えて毎年2,060万m<sup>3</sup>が伐採されたとの報告がある。
- さらに違法伐採と森林破壊は、活動家、ジャーナリスト、森林警察職員に対する数百件の暴行事件や殺人事件をも引き起こしている。
- このため欧州委員会は、2020年にEUの機能に関する条約（TFEU：The Treaty on the Functioning of European Union）第258条の規定に基づき、ルーマニアに対する林業活動に係るEU環境法違反を根拠とした違反手続きを開始し、2020年2月の正式通知書とそれに続く2020年7月の理由付き意見においてルーマニアに違法に伐採された丸太から生産した製品のEU市場への出荷を禁じるEUTRを適切に実施するよう求めた。
- 欧州委員会は2019年から2021年までの間にルーマニアの違法伐採及び森林破壊の増大並びにEU環境法違反に関する4件の請願書<sup>166</sup>を受理してい

<sup>163</sup> MINISTERUL MEDIULUI, APELOR ŞI PĂDURILOR, "Raportul privind starea pădurilor pe anul 2020", p 51.

<sup>164</sup> European Parliament, "The fact-finding visit to Romania from 15 to 18 May 2023 on the management and the protection of the brown bear population and the illegal logging in Romania, as raised in Petitions Nos: 1188/2019, 1214/2019, 0685/2020, 0534/2021, 0410/2022 (the brown bear population), as well as 1248/2019, 0408/2020, 0722/2020, 1056/2021 (the illegal logging)", "Mission Report", 29.11.2023.

<sup>165</sup> 「欧州議会報告書」3～4頁

<sup>166</sup> 請願書番号 1248/2019、0408/2020、0722/2020 及び 1056/2021

る。欧州委員会は、2020年2月にルーマニアの違法伐採に係る違反手続き<sup>167</sup>を開始し、EU環境法の侵害を進行中の事案とみなしている。

## B. 現地調査の概要

欧州議会報告書では、請願書提出者、行政機関（中央官庁、地方当局、ロムシルバ、警察その他の法執行当局機関）、環境運動活動家、利害関係及びNGOに行った面接調査で受けた説明と質疑応答の内容を掲載している<sup>168</sup>。

同報告書には被面接者の発言の検証に係る記載はないものの、合法性の確認を行う上で参考となる事項又は留意しなければならない事項が多く掲載されているので、これらに焦点をあてて概要を報告する。

### a. 森林担当大臣、国務長官、検事総局からの情報

- 不正行為への対応の一環として、SUMALの機能を活用して、ユーロポールその他の欧州の取締機関との協力及び多様なレベルで組織化した情報ネットワークを構築して不正行為に対応している。
- 現段階では、実施されている伐採の約90%が合法的な伐採である。
- 捜査対象となっている犯罪の中で最も多いのは、水質汚染、廃棄物処理、違法伐採、保護種の密売などの環境犯罪で、年間約8,000件の事件を解決している。

### b. 地方当局、ロムシルバ、地方警察からの情報

- 違法伐採はとても複雑な問題で、他の種類の犯罪と関連しているケースが多い。
- 森林警察が実施している措置の目的は、森林法の遵守及び経済事業者による適正な木材の輸送及び加工の維持にあり、私有林も対象にしている。
- SUMAL 2.0の導入により、違法伐採材の輸送が確実に把握できるようになり、木材をシャドーマーケット<sup>169</sup>で商品化するネットワークを解体した。
- 2022年にスチャバ県<sup>170</sup>では違法伐採に対する警察活動に高い成功率がみられ、1万m<sup>3</sup>の木材と21両の車輛を押収した。2022年以降、同県内での違法伐採活動は減少している。

### c. 請願者、環境活動家、学識経験者、NGOからの情報

- 自然保護地域であるナチュラ 2000 サイト<sup>171</sup>で、2021年から2022年までの間に56万m<sup>3</sup>の伐採が承認されている。
- 2020年に解決したとされる8,000件の違法伐採事案のうち、起訴又は司法

<sup>167</sup> INFR (2020) 2033- NATURAL- Logging in Romania.

<sup>168</sup> 欧州議会報告書7頁～27頁

<sup>169</sup> 「シャドーマーケット」とは闇市場を指している。アマエル・カッターツァ、ピエール・サンデス共著、『地図で見るバルカン半島ハンドブック』、原書房、2017年では、その124頁において、「密売と闇経済はバルカン半島に古くからある現実である。地勢学的・政治学的な十字路口であるこの地域は、19世紀から不安定な国家が多かったため、バルカン半島内だけでなく域外との不正取引がおこなわれてきた。（中略）しかし実情はきわめて多様で国際的な犯罪組織網もあれば、生活のための小さな密売もある」と密売及び闇経済を解説している。

<sup>170</sup> ルーマニア北東部の県で、ウクライナ及びモルドバと接している。

<sup>171</sup> 生物多様性を保全するために、1992年生息地指令（92/43/EEC）が定める特別保護地域

取引により裁判に至ったものはわずか 356 件である。捜査官の関心が十分に高まらずに解決した事案が 3,100 件存在した。

- 林業労働者、ジャーナリスト及び NGO 代表への攻撃については、件数は少ないが、森林管理者を殺害した事件、森林保護活動家 3 人に対する暴行事件が発生している。
- 森林警察隊員が許可書を携えずに違法伐採材をトラックで輸送して逮捕された事件が発生している。
- ルーマニアで伐採した木材の半分以上がシャドーマーケットに流れている。
- 違法伐採は単なる窃盗ではなく、汚職の現れである。SUMAL 2.0 の導入により、違法伐採対策に進展がみられるが、汚職防止のための一貫した法的枠組みの構築が必要。
- 適切な林道がないこと及び森林所有者に課せられた環境規制のコストが生じていることが木材の価格に影響し、違法伐採を助長している。
- 地元のコミュニティが木材を合法的に利用できるようにするための法整備が必要である。

### C. 現地調査の結論

調査団メンバーは、2023 年 5 月 18 日に事実調査の結果について記者発表を行っている。欧州議会報告書に記されている違法伐採事案に係る記者発表の内容は、次のようである<sup>172</sup>。

- 調査団メンバーは、違法伐採が引き起こす経済的財政的社会的環境的被害の甚大な影響を目撃し、詳しい説明を聴取した。影響を受けた地域では目に見える影響があったにもかかわらず、公開され信頼に足りうる違法伐採の規模に係る統計が明らかに不足していた。特に、調査団メンバーは、一方では当局から、他方では請願者、NGO、環境活動家、学界の代表者から、異なる情報を提供された。さらに調査団メンバーは、詐欺、脱税、マネーロンダリングなどの犯罪に直接結びついている違法伐採犯罪の背後にある複雑なネットワークを理解した。
- 違法伐採に関連する様々な犯罪により逮捕された個人に与えられる罰はほとんどないか、全くないようだった。木材の最終的な行き先に関する情報もほとんどなく、当局による信頼できる犯罪者プロファイリングがなかった。違法伐採を予防する面では、環境水森林省及び地元の森林当局が調査団メンバーに、2022 年 1 月 31 日に SUMAL2.0 が導入されてからルーマニアでの違法伐採が減少していると報告した。しかし他の対話者は、このシステムの限定的なメリットは認めながらも正反対の見解を示し、SUMAL2.0 では対処できない合法伐採と違法伐採の区別を困難にする盗難のいくつかの方法を概説した。

### D. 勧告

欧州議会は、ルーマニアのヒグマの個体群の管理及び保護並びに違法伐採の事実調査結果に基づき、ルーマニアの地方、地域及び国家当局並びに欧州委員会に

勧告を行っている。

この勧告内容のうち、違法伐採に係る事項は次のとおりである<sup>173</sup>。

- a. 違法伐採は犯罪として認識されるべきで、公的機関と市民社会は違法伐採対策に寛容を示さなければならない。当局によるこの犯罪の存在の認識が最も重要である。2020年2月に欧州委員会はルーマニアの違法伐採材に関する違反手続きを開始したが、それ以来、ルーマニアに EUTR 遵守を保障するための大きな進展が見られなかった事実は遺憾であると指摘する。
- b. 立法の枠組みは、この犯罪に対する全ての側面を網羅するべきで、法律にはこの犯罪に立ち向かう当局の明確な権限及び協力プロトコル並びに違法行為を抑止するための体系的、かつ、犯罪の程度に比例した制裁と刑罰が必要である。
- c. 関係当局は、違法な伐採及び貿易の活動に対し実施する様々な対策の有効性を評価するために、違法伐採の量をより明確に把握しなければならない。当局は人工衛星による全ての森林地域を対象とした明確、かつ、継続的な監視に向けて努力を続けなければならない。
- d. SUMAL 2.0 トレーサビリティーシステムの付加価値及び成果は認めるが、システムにはさらなる改善の余地がある。当局は、木材のライフサイクル全般における盗難及び法令の回避に対処するために、システムの弱点を全て把握し、機能開発を行いながらシステムの効率性を客観的に分析しなければならない。
- e. 2023年6月29日に発効した EUDR の徹底的な実施の必要性を強調する。
- f. 森林を保護し、国境を越えた適切な執行措置を適用して違法伐採実施者を有罪判決に導くという最終目標のために、違法伐採ネットワークを特定するための犯罪プロファイリング活動を展開する必要がある。
- g. 違法伐採は、国境を越えた事案である場合があり、さらに汚職にも関連しているため、公的機関は EU 加盟国の担当当局、インターポールその他の国際機関及びユーロポール、欧州検察庁 (EPPO<sup>174</sup>) その他の欧州機関に積極的な協力をすべきである。
- h. 林業従事者は、森林保護の職務遂行に係る課題に対応できるように、より適切な訓練と装備を受けるべきであり、当局はその責任を認識すべきである。
- i. 当局と警察は、環境 NGO 及び活動家と協力し、彼らの専門知識を活用し、彼らの犯罪グループ又は犯罪ネットワークからの保護を確実にして違法伐採対策に臨むべきである。特にジャーナリスト、市民社会の代表者、林業従事者に対する攻撃や暴力は直ちに厳重に処罰し、徹底的に捜査すべきである。さらに当局には、これまで報告された違法伐採及び個人に対する暴力事件の全てについて、遅滞なく追跡調査をするよう要請する。
- j. 欧州委員会に対しては、違法伐採その他の重大な環境犯罪に対処するため、欧州検察庁に EU 規模の環境犯罪に係る捜査を要請する。
- k. 公有林の管理は、環境アセスメントを条件とする森林管理計画に基づいて行われるべきで、自然保護区の管理計画に基づいて調整すべきである。

<sup>173</sup> 欧州議会報告書 32~34 頁

<sup>174</sup> European Public Prosecutor's Office.

1. 国及び地方レベルでの啓発キャンペーン及び学校カリキュラムの開発、さらに持続可能な観光並びに伝統的な芸術及び工芸にも重点を置き、違法伐採が環境や経済に与える影響又は違法伐採を行ったときの法的な結果に係る教育を、地域社会を対象として行うべきである。
- m. EU 機関は、違法伐採活動の抑制を目的とする補助事業や循環型経済の構築に係る取組を推進し、現在の枠組みを補完して地域社会が薪に代わる手頃な代替エネルギー源にアクセスできるようにすべきである。

### III. フィリピン

本報告書は、林野庁のクリーンウッドナビに掲載されている平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報収集（熱帯地域）事業で実施したフィリピンの調査の結果をとりまとめた報告書の情報の更新及び補足をするものである。

#### 1. 森林の伐採段階に於ける法令等調査

##### (1) 法令等の概要及び運用状況

###### ① 森林の定義

フィリピンの森林面積は、2020 年の時点で 772 万 6,000ha であり、国土面積（29 万 8,170 km<sup>2</sup>）の 26%を占めている。

フィリピンでは森林を面積が 0.5ha 以上、樹冠被覆率が 10%を超え、立木が成熟時に最低でも 5 mの樹高に達する土地で、若齢の天然林及び林業目的の造林地を含む土地をいうと定義している<sup>175</sup>。

森林は、閉鎖林（森林面積の 31%）及び開放林（同 65%）に区分し、前掲の森林面積にはこれらの他にマングローブ林（同 4%）が加えられている。

表Ⅲ－1 森林面積（2020 年）

区 分	面積（千 ha）	定 義
森林（計）	7,726	樹冠被覆率が 10%を超え、立木が成熟時に 5 m以上に達する土地。若齢の天然林及び林業目的で造林地を含む
閉鎖林	2,221	多様な階層の立木及び下草が表土の 40%以上を覆い、連続して密集した草草がない土地
開放林	4,694	連続していない樹木群があり、その被覆率が 10%を超え、かつ、40%未満である土地
マングローブ林	311	マングローブが構成している森林

資料：DENR, Forest Management Bureau, “Philippine Forestry Statistics”, 2022.

DENR, Forest Management Bureau, “Philippine Forests at a Glance”, 2023 Edition, p 23.

###### ② 憲法が定める森林の位置付け

1987 年フィリピン共和国憲法（以下、「憲法」という。）は、森林の所有と利用について次のように定めている<sup>176</sup>。

- 森林、木材、野生生物、動植物その他の天然資源は、全て国家の所有である。
- 農地を除き天然資源は譲渡できない。
- 天然資源の探査、開発及び利用は、国家の完全な管理監督の下におかれる。
- 国家は、天然資源の探査、開発及び利用を直接行うか、フィリピン国民又は同国民が資本の 60%以上を所有する企業又は団体との共同生産、合弁事業又は生産分与の契約の締結を通じて行える。
- 上記の契約は、法律が規定する条件に基づき、契約期間は 25 年を超えない範囲で行い、契約を更新する場合もその期間は 25 年を超えられない。

<sup>175</sup> DENR, Forest Management Bureau, “Philippine Forests at a Glance”, 2023 Edition, p 23.

<sup>176</sup> 憲法第 12 章第 2 条の規定から抜粋

憲法は、上記のように森林の所有と利用を定めているため、森林や森林内の木材を一般国民又は憲法が定める要件に該当する法人が利用するときは、国との契約が必要である。さらに、林業関連法令が定める土地利用に係る契約又は協定の期間は、憲法が定めるように、新規契約の場合で25年、更新契約の場合も25年に設定されている。

### ③ 林業全般に係る法令

フィリピンでは、森林破壊や環境及び天然資源の劣化を緩和するために、森林及び森林資源の適切な管理と利用に係る様々な法令が公布されている。

これらの法令は、次表に掲げる「改正フィリピン森林法（The Revised Forestry Code of the Philippines or Presidential Decree (PD) No. 705, series of 1975）」（以下、「森林法」という。）、「天然林及び残存林における木材の伐採及び収穫の一時停止の宣言並びに違法伐採防止タスクフォースの設置のための2011年行政命令第23号（Moratorium on the cutting and harvesting of timber in the natural and residual forests and creating the Anti-Illegal Logging Task Force or Executive Order (EO) No. 23, series of 2011）」及び「2002年チェーンソー法（Chainsaw Act of 2002 or Republic Act (RA) No. 9175）」を通じて、森林資源の利用、開発及び所有に関する事項並びにライセンス、ライセンス契約、リース、認証又は許可その他の林業に関連する活動に係る規則を定めている。

さらに、森林及び生物多様性の保護を行う国家戦略のツールとして、2018年には「景観及び野生生物多様性指標（LAWIN : Landscape and Wildlife Indicator）」による森林及び生物多様性の保護システムを採用する行政命令（The LAWIN Forest and Biodiversity Protection System (DENR Administrative Order (DAO) No. 2018-21）」が公布され、2019年から同システムの運用を開始して立木を含む森林資源の監視及び管理を推進している。

表Ⅲ－２ 林業全般に係る法令

法令名（仮訳）	法令名（原文）	概要
改正フィリピン森林法（1975年大統領令第705号）（改正を含む）（PD 705）	The Revised Forestry Code of the Philippines or Presidential Decree (PD) No. 705, series of 1975	森林関連法令の中心となる法律。森林の管理体制、森林の分類及び調査、森林の利用及び管理並びに罰則を定める。
天然林及び残存林における伐採及び収穫の一時停止の宣言並びに違法伐採防止タスクフォースの設置のための2011年行政命令第23号（EO 23）	Moratorium on the cutting and harvesting of timber in the natural and residual forests and creating the Anti-Illegal Logging Task Force or Executive Order (EO) No. 23, series of 2011	天然林における伐採及び収穫の一時停止ならびに違法伐採対策タスクフォースの設置を定める命令
2002年チェーンソー法（共和国法 RA 9175）	Chainsaw Act of 2002 or Republic Act (RA) No. 9175	違法伐採又は無許可伐採を防止するためにチェーンソーの所持、販売、譲渡、輸入及び使用を規制する法律
LAWIN 森林及び生物多様性保護システム（環境天然資源省命令：DAO 2018-21）	The LAWIN Forest and Biodiversity Protection System (DENR Administrative Order (DAO) No. 2018-21.)	国家戦略として森林及び生物多様性の保護のためにLAWINシステムを採用する決定し、同システムの運用体制を規定

資料：環境天然資源省森林管理局提供文書

## A. 森林法（1975年大統領令第705号）

森林法は、フィリピンの森林関連法令の中心に位置付けられている法令である。

同法は国の森林政策の対象として、次の四点を掲げている<sup>177</sup>。

- 国の発展及び進展のための要件、科学技術の進捗及び公共福祉に沿った林地の多様な利用
- 体系化され、迅速化された土地の分類及び測量
- 木材加工工場の設立の奨励及び合理化
- 生産性の維持が確保された林地の保護、開発及び再生

これらの森林政策を対象とした改正フィリピン森林法の概略は、次のとおりである。

### a. 土地の分類及び調査

大臣は、全ての公有地を分類するための基準、指針及び方法を定めるものとし、未分類の公有地における林業用途に必要な土地は永久林として特定し、不要と判断できる土地にあっては譲渡・処分可能地として土地局に、海岸保全に不要なマングローブ林で釣り場として適切な土地にあっては漁業水産資源局に移管する<sup>178</sup>。

永久林と譲渡・処分可能地との境界を確定し、境界標識の配置その他の視認性が高い有効な方法により境界を表示する<sup>179</sup>。

### b. 森林の利用及び管理

森林の利用、開発、占有、所有及び活動は、事前評価を実施し、国の発展と公共福祉のための最大限の効果を担保し、諸活動の影響を最小限にとどめる方法を用いる場合に限り認められる<sup>180</sup>。森林の利用、開発、占有、所有及び活動又は木材加工工場の設立及び運営は、ライセンス契約、ライセンス、リース契約又は許可を要する<sup>181</sup>。

林地における林産物の活用及び生産林の伐採については、立木資源調査その他の事前調査を行い、法令が定める持続可能な収量を担保する方法を採用する<sup>182</sup>。

### c. 木材産業政策

指定された木材産業の拠点又は経済エリアにおける木材産業の育成及び輸出入拠点の整備を行う。原料調達地における木材の持続可能な供給が担保されない限り新たな工場は設立できない。加工工場は、政府の合理化政策の対象であり、合理化計画にそぐわない不採算工場については、政府が

---

<sup>177</sup> 森林法第2条

<sup>178</sup> 森林法第13条

<sup>179</sup> 森林法第17条

<sup>180</sup> 森林法第19条

<sup>181</sup> 森林法第20条

<sup>182</sup> 森林法第21条—第28条

計画の中止、操業停止又は段階的な廃止を決定する<sup>183</sup>。

産業用人工林及び樹木農地の開発を奨励し、天然資源を開発又は利用する資格を有する者に森林再生対象林地として指定された公有林地における1,000ha以上の産業用人工林又は100ha以上の樹木農地のリース権を付与し、これらの開発に対する優遇措置を講じる<sup>184</sup>。

#### d. 森林保護

森林資源の破壊、減退又は劣化を防ぐためのコンセッション内の管理、木材利用及び木材加工工場に係る規則の制定、譲渡処分可能地における資源調査及び開発への参加、沼地及びマングローブ林の保護、採鉱活動の規制、監督体制の整備、林道その他の路網及び基盤の整備、林地の占有を管理するための調査及び決定に係る農林開発計画の策定並びに林地における焼畑農耕民、不法占拠者その他の占拠者に係る調査を実施する<sup>185</sup>。

#### e. その他

改正フィリピン森林法では、丸太、製材品、合板その他の林産物を国内外の市場に販売する者に政府が定める等級規則の遵守及び荷口別の販売製品の種類、規格及び寸法を正確に記載したインボイスの発行を義務付けている<sup>186</sup>。

### B. 天然林及び残存林における伐採及び収穫の一時停止の宣言並びに違法伐採防止タスクフォースの設置のための2011年行政命令第23号

2011年行政命令第23号は、森林地帯の減少により悪化している気候の変動が環境に与える破壊的な影響が深刻であること、水資源を支える流域及び河川の速やかな保護と回復が必要であること及び森林資源の無秩序な破壊を阻止することが重要であるとして<sup>187</sup>、天然林における伐採の一時停止及び違法伐採対策タスクフォースの設置を制定している。

#### a. 天然林材の伐採の一時停止

国内の天然林及び残存林での伐採は、この命令が発効し解除されるまでの間、停止する。このため、環境天然資源省その他の機関が発行する天然林及び残存林<sup>188</sup>における伐採許可の発行は、全面的に停止する。ただし、公共事業道路省（DPWH）による道路建設に伴う伐採<sup>189</sup>及び環境天然資源省の指

<sup>183</sup> 森林法第30条・31条

<sup>184</sup> 森林法第33条—第36条

<sup>185</sup> 森林法第37条—第52条

<sup>186</sup> 森林法第79条

<sup>187</sup> 2011年行政命令第23号前文

<sup>188</sup> フィリピンでは、森林又は立木の法令上の取扱いが自然発生したものか又は植林したものかにより大きく異なる。自然発生したものに含まれるものには、「天然林」、「残存林」及び「自然発生した立木」がある。この内、「天然林」及び「残存林」は天然林のカテゴリーに含まれ、「残存林」とは天然林の択伐後に残された立木で構成する森林を指している。「自然発生した立木」は、植林はしていないものの林地に自然に発生して成長した立木をいい、この立木を利用するときは、発生した場所が人工林の中であっても環境天然資源省の承認を要する。

<sup>189</sup> 伐採木は環境天然資源省に引き渡す。

針を厳格に遵守した先住民権利法に基づく文化的慣行に関連する伐採はこの限りではない<sup>190</sup>。

現在もこの命令は解除されていないため、前段落の但し書の場合を除き、フィリピンでは天然林及び残存林の伐採禁止が継続されている。

#### b. 違法伐採防止タスクフォースの設置

違法伐採タスクフォースは、環境天然資源省の監督下で天然林及び残存林における伐採の一時停止に係る措置を執行し、違法伐採防止キャンペーンを主導している<sup>191</sup>。

### C. 2002年チェーンソー法

2002年チェーンソー法は、憲法が定める持続可能な管理による森林資源の保全、開発及び保護の原則に基づき、チェーンソーの使用により悪化している違法伐採その他の森林破壊の撲滅を目的として、チェーンソーの所有、所持、販売、譲渡、輸入又は使用を規制するための共和国法である<sup>192</sup>。

同法では、チェーンソーの製造、販売若しくは輸入又はその使用若しくは使用を許可制とし、この許可の要件及びチェーンソーの登録方法について規定している。

### D. LAWINシステムの採用

表Ⅲ－2に掲げる法令の内、前回実施した調査（2018年度）以降に施行されたものは、2018年の「フィリピンにおける森林及び生物多様性の保護のための国家戦略としてのLAWINシステムの採用」（以下、「LAWINシステム採用令」という。）である。

LAWINシステムは、環境天然資源省がUSAID（United States Agency for International Development：米国国際開発庁）の協力を得て開発したウェブベースのモバイルアプリケーションであり、環境天然資源省が行う計画、巡回及び環境に対する脅威に対応する環境天然資源省職員及び森林の管理者が行う活動の標準化と近代化を目的としている。データ収集には、オープンソースソフトウェアである「サイバートラッカー（Cyber Tracker）」を使用し、データ分析、マッピング及び報告書生成用ソフトウェアには「スペーシャルモニタリング（Spatial Monitoring）」及び「スマート（Smart）」を使用している。2019年にLAWINシステムが導入された結果、重要な生物多様性地域の適格な特定と分析がなされ、保護地域の管理計画を強化するための保護目標の設定ができるようになっていく<sup>193</sup>。

「LAWINシステム採用令」では、命令の目的を「森林と生物多様性の管理に関連する科学に基づいた技術支援の森林保護システムの適用により、森林と生物多様性の保護を強化する景観及び野生生物指標（LAWIN）及び生物多様性保護システムを国の森林生物多様性に係る国家戦略としての採用し、森林と生

<sup>190</sup> 2011年行政命令第23号第2条

<sup>191</sup> 2011年行政命令第23号第3条

<sup>192</sup> 2002年チェーンソー法第2条

<sup>193</sup> Development Academy of the Philippine, “LAWIN Forest and Biodiversity Protection System”, (<https://coe-ppsp.dap.edu.ph/>)

物多様性の保護と保全活動の透明性、説明責任及び効率性を確保することにある」と定めている<sup>194</sup>。

景観及び野生生物指標は、次の四つの要素で構成している<sup>195</sup>。

#### a. 森林保全地域計画

環境天然資源省コミュニティ事務所（CENRO）は、森林保全地域計画を5年以上10年以下の期間を対象に策定し、同計画を策定するために次の活動を行っている。

- i. 現在の森林被覆の分析
- ii. 保全目標の特定
- iii. 望ましい将来の森林状態の策定
- iv. 測定可能な保全目標の策定
- v. 目標を達成するための戦略と活動の特定

#### b. 巡回の計画と実施

環境天然資源省コミュニティ事務所は、森林の巡回を計画し、実施する。巡回計画では、対象地の決定、効果的、かつ、効率的な巡回ルートの設定、巡回チームの編成と対象地の割当及び巡回スケジュールの設定が行われる。

巡回ルートには森林保護区内のホットスポット、重要な生息地、指標種の既知の場所その他の戦略的な場所が含まれ、巡回計画には四半期に一回の更新が義務付けられている。

#### c. データの管理と活用

巡回活動により収集したデータは、行政部門の現場、州、地域及び国家レベルで管理される。

分析したデータは、巡回計画の更新、巡回実績の分析、保全目標の達成度の測定及び観察された脅威への対応の追跡のための参考資料として使用し、森林と生物多様性の管理に係る政策、計画又はプログラムの開発ツールとして関係省庁が使用している。

#### d. 脅威への対応

脅威への対応は、環境天然資源省コミュニティ事務所により実施されるが、脅威が州、地域及び国家のレベルにまで及ぶ可能性があるため、森林管理局及び生物多様性管理局が共同で対応プロトコルの作成及び巡回チームが定期巡回中及び巡回後に脅威に対応できるための支援を行っている。

フィリピン開発アカデミー（Development Academy of the Philippine）<sup>196</sup>は、LAWIN システムの導入により、保護区の状態がリアルタイムで報告できるようになったほか、野生生物保護官や地域ボランティアが関係機関に環境犯罪の証拠となる観察結果や写真を迅速に通報でき、国及び地方レベルの管理者

<sup>194</sup> LAWIN システム採用令第3条

<sup>195</sup> LAWIN システム採用令第4条

<sup>196</sup> 国家経済開発庁の付属機関

及び巡回担当者の環境犯罪の監視と解決のために行う報告書作成及び行動計画の実施に必要なデータと情報の迅速な利用に効果をあげているとウェブニュースで伝えている<sup>197</sup>。

#### ④ 森林管理に係る法令

森林管理局によれば、森林管理に係る主要な法令は、1995年7月に発効した「国の森林資源の持続可能な開発を確保するための国家戦略としてコミュニティベースの森林管理の採用及びその実施のためのメカニズムの提供について（行政命令第263号）（Adopting Community-based Forest Management as the National Strategy to Ensure the Sustainable Development of the Country's Forestlands Resources and Providing Mechanisms for its Implementation, EO No, 263）」（以下、「コミュニティベース森林管理の採用に係る命令」という。）及び2004年6月に発効した「フィリピンにおける持続可能な森林開発の促進（行政命令第318号）（Promoting Sustainable Forest Management in the Philippines, EO No. 318）」（以下、「持続可能な森林開発の促進に係る命令」という。）及び1995年7月に公布された行政命令、「国の森林資源の持続可能な開発を確保するための国家戦略としてコミュニティベースの森林管理の採用及びその実施のためのメカニズムの提供について（行政命令第263号）（Adopting Community-based Forest Management as the National Strategy to Ensure the Sustainable Development of the Country's Forestlands Resources and Providing Mechanisms for its Implementation, EO No, 263）」（以下、「コミュニティベース森林管理の採用に係る命令」という。）である。

##### A. コミュニティベースの森林管理の採用に係る命令

コミュニティベースの森林管理は、フィリピンの中心的な森林管理方法である。2022年現在、環境天然資源省が発している協定、リース契約その他の土地利用権により管理されている森林面積は207万9,000haであり、この面積の8割にあたる166万5,000haはコミュニティベース森林管理協定（Community-Based Forest Management Agreement: CBFMA）により管理されている面積である<sup>198</sup>。

コミュニティベース森林管理の採用に係る命令では、コミュニティベースの森林管理を持続可能な林業と社会正義を実現するための国家戦略とする<sup>199</sup>と位置付け、その前文で森林の再生、保護、保全の責任を利害関係者であるコミュニティに委ね、コミュニティへの森林と沿岸の資源への公平なアクセスの提供は、環境天然資源省及びさまざまな支援機関の経験から得られた実行可能な森林地帯管理戦略であると述べている。

##### B. 持続可能な森林開発の促進に係る命令

持続可能な森林開発の促進に係る命令は、持続可能な森林管理のためには、山間部や沿岸地域を含む流域単位の総合的な生態系管理アプローチが適切であるとして、次の政策提言を行っている<sup>200</sup>。

- 政府の政策は、流域内の森林及び林地の持続可能な管理の追求にある。

<sup>197</sup> Development Academy of the Philippine, "LAWIN Forest and Biodiversity Protection System", (<https://coe-psp.dap.edu.ph/>)

<sup>198</sup> 森林管理局提供資料

<sup>199</sup> コミュニティベース森林管理の採用に係る命令第1条

<sup>200</sup> 持続可能な森林開発の促進に係る命令第1条

- 流域を生態系管理の単位とみなし、包括的、かつ、科学的で、権利、技術及び地域社会に基づく方法で管理されるべきである。
- 政府の政策は、多目的利用、地方分権化、権限の移譲及び地方行政機関の積極的な参加、経済的・環境的・社会的・文化的目標の相乗作用並びに存在する全ての資源の合理的利用の原則を遵守しなければならない。
- 政府の政策は、公有地及び私有地における健全で効果的、かつ、効率的で国際競争力があり、公正な林業の実践を促進する。

### C. 木材の合法性を確認のために参考となる法令

コミュニティベース森林管理の採用に係る命令及び持続可能な森林開発の促進に係る命令の実施に係る規則の実施規程は、それぞれの命令の発効後に作成すると定められている。フィリピン森林管理に係る主要な法令は、これら二つの命令とそれを実行するための数多くの行政命令により構成されている。

次表は、森林管理局が数多くの行政命令の中から木材の合法性の確認に焦点をあてて特定した森林管理に係る主要な法令を一覧表にとりまとめたものである。同表のうち、最下欄の「森林地帯内の隣接する未保有地域をカバーするためにコミュニティベース森林管理協定（CBFMA）の対象地域を拡張するための申請の処理に関するガイドライン（Guidelines on the Processing of Applications for Expansion of Areas Under Community Based Forest Management Agreement（CBFMA） to Cover Adjacent Untenured Areas within Forestlands, DAO 2024-42）」（以下、「CBFMA 面積拡張申請ガイドライン」という。）は、2024年に発効された新しい命令なので、次にその内容を報告する。

表Ⅲ－３ 森林管理に係る主な法令

法令名（仮訳）	法令名（原文）	概要
国の森林資源の持続可能な開発を確保するための国家戦略としてコミュニティベースの森林管理の採用及びその実施のためのメカニズムの提供について（行政命令第 263 号）（1995 年 7 月）	Adopting Community-based Forest Management as the National Strategy to Ensure the Sustainable Development of the Country's Forestlands Resources and Providing Mechanisms for its Implementation (EO No, 263)	コミュニティベースの森林管理を持続可能な林業と社会正義を実現するための国家戦略と位置付け実施するための体制その他の枠組みを定めた行政命令
フィリピンにおける持続可能な森林経営の促進に係る行政命令第 318 号）（2004 年 6 月）	Promoting Sustainable Forest Management in the Philippines (EO No. 318)	森林の流域単位の持続可能な管理、多目的利用、地方分権化、経済的環境的社会的文化的目標の相乗的作用の発揮、森林の合理的利用の遵守並びに民有地における健全で国際競争力ある校正な林業の実践を促進するための行政命令
行政命令 263 号の実施に関する規則及び規制、別名コミュニティベースの森林管理戦略 (CBFMS)（環境天然資源省命令：DAO 1996-29)	Rules and Regulations for the Implementation of Executive Order 263, Otherwise Known as the Community Based Forest Management Strategy(CBFMS) (DAO 1996-29)	行政命令 263 号の実施に関する規則及び規制。これまで実施していた 10 種以上の林業プログラムを統合
コミュニティベースの森林管理戦略 (環境天然資源省命令：DAO 2004-29)	Community Based Forest Management Strategy (DAO No. 2004-29)	行政命令第 263 号の実施規定で、コミュニティベース森林管理プログラムと称す。プログラムの参加者及び実施手順、土地利用権、協定の管理体制並びに運営資金に係る事項を規定
総合森林管理プログラム (IFMP) に関する規則 (環境天然資源省命令：DAO 1999-53)	Regulations Governing the Integrated Forest Management Program (IFMP) (DAO 1999-53)	均衡があり生産性が高く効率的に機能する森林生態系の達成、産業造林の開発及び継続的生産の確保、山間地域住民・共同体の経済・福祉の向上等を目的とした総合森林管理プログラム (IFMP) に係る規則
森林地帯内の隣接する未保有地域をカバーするためにコミュニティベース森林管理協定 (CBFMA) の対象地域を拡張するための申請の処理に関するガイドライン (環境天然資源省命令：DAO 2024-42)	Guidelines on the Processing of Applications for Expansion of Areas Under Community Based Forest Management Agreement (CBFMA) to Cover Adjacent Untenured Areas within Forestlands (DAO 2024-42)	管理、開発、維持、保護のために森林地帯内の隣接する未保有地域を対象とする既存の森林管理協定 (CBFMA) の拡張に関する基準と手順を定めるためのガイドライン

資料：環境天然資源省森林管理局提供文書

A. 森林地帯内の隣接する未保有地域をカバーするためにコミュニティベース森林管理協定 (CBFMA) の対象地域を拡張するための申請の処理に関するガイドライン (CBFMA 面積拡張申請ガイドライン)

環境天然資源省は、森林の確実な管理のために、コミュニティベース森林管理協定 (CBFMA) その他の公有地を使用するための協定により管理する森林面積の拡大をはかっている<sup>201</sup>。

CBFMA 拡張申請ガイドラインは、管理、開発、維持及び保護のために森林地帯内の隣接する未保有地域を対象とする既存のコミュニティベース森林

<sup>201</sup> FAS, USDA, "Philippine Wood Products Report", Gain Report, October 29, 2021, p 3.

管理協定締結林地の拡張に関する基準と手順を定めたものであり、「ガイドライン」と題しているが、単なる「手引書」ではなく、行政命令の一つである。

このガイドラインでは、具体的な目的として次を掲げている<sup>202</sup>。

- 環境条件の改善と貧困削減及び飢餓緩和に向けた民間機関（PO）<sup>203</sup>の社会経済的条件の改善のために、特定の森林地を開発、利用及び管理するインセンティブを民間機関に付与する。
- コミュニティベース森林管理協定の地域に隣接する未保有地域を、フィリピンの気候変動に強い森林開発マスタープランのプログラムと戦略を考慮した適切な管理体制下に置く。
- 開発地域と天然林の継続的な保護と持続可能な管理を確保する。

コミュニティ森林管理協定面積の拡張は、森林の管理、開発、維持及び保護する目的で既存の同森林管理協定のエリアを拡張するために、譲渡できる「処分可能な土地」又は天然林の存在により同森林管理協定から分離されたエリアを含む森林地帯内に隣接する未保有地域に適用すると定めている<sup>204</sup>。

コミュニティベース森林管理協定のエリアの拡張申請は、同森林管理協定を管理している民間機関が行うものとし、申請の条件については拡張しようとしている隣接地の現況別に次のように指定している<sup>205</sup>。

**i 隣接する未保有地域に既存の人工林又はプロジェクトがない場合**

対象地域に隣接するコミュニティベース森林管理協定を管理している民間機関に拡張申請の優先権がある。ただし、同コミュニティベース森林管理協定所持者が既存の植林可能地域を完全に（100%）開発していることが条件である。

**ii 隣接する未保有地域に既存の人工林又はプロジェクトがある場合**

隣接した未保有地への拡張申請の優先権は、人工林又はプロジェクトを設立及び開発したコミュニティベース森林管理協定を管理する民間機関にある。ただし、拡張の範囲は、承認された覚書又は協定に基づいて開発された実際の人工林又はプロジェクトのエリアに限定する。

**iii 隣接する未保有地域には確立された人工林又はプロジェクトはあるが、人工林又はプロジェクトを設立し発展させた民間機関又は団体に対象エリアの開発、保護又は管理を継続する意向がない場合（民間機関又は団体のメンバーが居住していない場合）**

<sup>202</sup> CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第1条・第2条

<sup>203</sup> コミュニティがコミュニティ内の懸念及びニーズへの対処並びにその取組みから得られる利益を相互に共有するための集団的行動を実行するために設立した協会、協同組合又は連盟をいう（PO : Peoples' Organization）（CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第2条第6項）

<sup>204</sup> CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第3条

<sup>205</sup> CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第5条

確立された人工林又はプロジェクトがある土地に隣接するコミュニティベース森林管理協定を管理している民間機関は、既存の植栽可能エリアを完全に（100%）開発していることを条件に拡張を申請できる。環境天然資源省は林地の保有権を移すために、人工林又はプロジェクトを設立したものの管理等を継続する意向がない民間機関又は団体とのコミュニティベース森林管理協定を解約する。

iv **隣接する未保有地域には住民が居住する既存の人工林又はプロジェクトがあるものの人工林又はプロジェクトを設立して開発した民間機関又は団体には未保有地域の開発、保護又は管理を継続する意向がない場合**

土地所有者が既存の植林可能地域を完全に（100%）開発している場合、その土地をコミュニティベース森林管理協定により管理する民間機関は、隣接する未保有地域への拡張を申請できる。ただし申請を行う場合は、民間機関への加入を拡張しようとしている隣接の未保有地域内に居住する住民に義務付ける。その後、環境天然資源省は、人工林又はプロジェクトを設立し、林地を譲り渡す民間機関又は団体とのコミュニティベース森林管理協定を解約する。

v **対象の未保有地域には、すでに植林地又はプロジェクトが確立されているが、譲渡可能、かつ、処分可能な土地又は天然林の存在により森林管理協定地域から分離している場合。**

当該人工林又はプロジェクトを確立し、開発したコミュニティ森林管理協定を管理する民間機関には、拡張を申請する優先権があるが、申請はGISで生成された地図により裏付けられなければならない。さらに、対象となる未保有地域は、同一の自治体及び環境天然資源省コミュニティ事務所の管轄内に所在しなければならない。

vi **拡張対象の未保有地域に人工林がなく、農耕地又は天然林により区切られている場合**

対象地域に隣接するコミュニティベース森林管理協定を管理する民間機関は、拡張の申請を選択できる。ただし、コミュニティベース森林管理協定契約者による既存の植栽可能エリアの完全な（100%）開発が完了していることが拡張申請の条件である。

vii **隣接する未保有地域が天然林に分類されている場合**

天然林に隣接するコミュニティベース森林管理協定エリアを管理する民間機関は、拡張の目的が天然林の保護と維持にある場合に限り拡張の申請ができる。

なお、コミュニティベース森林管理協定エリアの拡張を希望する同森林管理協定の契約所持者には、次の申請資格要件が課されている<sup>206</sup>。

- i 拡張を申請する時点で、コミュニティ資源管理フレームワーク (CRMF) が確認されていること
- ii コンプライアンスの監視又はパフォーマンス評価を通じて良好な結果と判定された者で、かつ、次の要件を満たす者
  - 期限が切れていないコミュニティベース森林管理協定の契約者場合  
コンプライアンス監視の実施を通じて判断されるプロジェクトの実施及び契約条件の遵守に関して良好なパフォーマンスを示しているコミュニティベース森林管理協定契約所持者
  - 森林管理局の技術速報第36号<sup>207</sup>に基づくパフォーマンス評価を受けて更新したコミュニティベース森林管理協定契約者の場合  
コンプライアンスの監視又はパフォーマンス評価の達成又は並外れた実績のある業績者としての評価あるコミュニティベース森林管理協定契約所持者

環境天然資源省コミュニティ事務所又は環境天然資源省州事務所 (PENRO) は、コミュニティベース森林管理協定所持者から提出された書類を審査及び評価し、関係する民間機関、地方行政機関 (LGU) その他の利害関係者と連携して、申請された拡張エリアの現地検証及び調査を実施し、エリア拡張申請の有効性を確認する<sup>208</sup>。

審査によりコミュニティベース森林管理協定のエリア拡張申請が適合と判定された場合、森林管理局の地域局長がエリアの拡張を承認する<sup>209</sup>。

なお、コミュニティベース森林管理協定の最大面積は、協定一件あたり 5,000ha 以下又は民間機関のメンバー一人あたり 5 ha を超えてはならない (拡張面積を含む) と定められている<sup>210</sup>。

## B. 環境天然資源省が発行する林業関連の権利文書に係る法令

環境天然資源省は、現在及び将来の世代の福祉に向けた森林を含む天然資源による利益の公平な分配を保証するための許可制度を設けている。林業関連の土地保有権証書、利用許可書その他の権利文書の発行は、この許可制度の一部である。

### 【土地の権利文書と暫定合意書に関するガイドライン】

2021年3月に発効した「林業分野で発効される全ての土地所有権証書に係る暫定合意の発行に関するガイドライン (Prescribing the Guidelines on the Issuance of

<sup>206</sup> CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第6条

<sup>207</sup> コミュニティベース森林管理協定の更新の諾否を決定する基準と手順を定める環境天然資源省職員、同協定契約者及び地方行政機関向けのガイドライン

<sup>208</sup> CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第7条第2項

<sup>209</sup> CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第7条第6項

<sup>210</sup> CBFMA 面積拡張申請ガイドライン第7条第2項

Provisional Agreement for all Tenure Instruments Issued Under the Forestry Sector, DAO No. 2021-27)」(以下、「暫定合意に関するガイドライン」という。)は、環境天然資源省が申請を受けて発行する全ての権利文書に係る暫定合意の発行に関するガイドラインである。

暫定合意に関するガイドラインは、環境天然資源省が申請を承認して発行する有効期間が25年という長期の土地権利の契約期間中に、権利取得者による土地の適正な管理運営能力を評価するための暫定合意期間を設定し、暫定合意期間中に良好な評価結果が得られた者については「本契約」に移行する基準及び手順を定めた規則である。

暫定合意に関するガイドラインの第2条の規定は、「全ての権利文書」の具体的な名称を列挙して適用範囲を定めている。この条文及び森林管理局提供資料から現在、環境天然資源省が発行している権利文書の種類を列挙すると次のようである。

#### 《協定》

- i コミュニティベース森林管理協定 (CBFMA : Community-Based Forest Management Agreement)
- ii 総合森林管理協定 (IFMA : Integrated Forest Management Agreement)
- iii 林間放牧管理協定 (FLGMA : Forestland Grazing Management Agreement)
- iv 社会化産業林管理協定 (SIFMA : Socialized Industrial Forest Management Agreement)
- v 林地利用協定 (FLAg : Forest Land Use Agreement)
- vi 土地利用特別許可 (SLUP : Special Land Use Permits)
- vii 観光目的林地利用協定 (FLAgT : Forest Land Use Agreement for Tourism Purposes)
- viii 私有林開発協定 (PFDA: Private Forest Development Agreement)

#### 《リース契約》

- i 樹木農場リース契約 (TFLA : Tree Farm Lease Agreement)
- ii 土地利用特別リース協定 (SPLULA : Special Land Use Lease Agreement)
- iii 林間放牧リース契約 (FLGLA : Forestland Grazing Lease Agreement)
- iv アグロフォレストリー農場リース契約 (AFFLA : Agroforestry Farm Lease Agreement)
- v その他の合法目的リース契約 (OLPLA : Other Lawful Purposes Lease Agreement)

まず、暫定合意に関するガイドラインに記載されている用語である「暫定合意」とは、森林部門内での土地保有権証書の新規、更新及び土地保有権の種類の変換<sup>211</sup>を申請した個人又は法人に対して国が付与する2年間の契約をいうと定義されている<sup>212</sup>。

<sup>211</sup> 契約をリースから協定に変更するなどの行為

<sup>212</sup> 暫定合意に関するガイドライン第3条

暫定合意に関するガイドラインは、土地保有権証書の新規申請又は更新申請を承認した後に、原則として2年間<sup>213</sup>の暫定合意期間を設定している。暫定合意期間中は、土地の保有を証明するための「暫定合意書」が発行される。

暫定期間は、暫定期間中に法令違反がなかった者に対して行われる前提条件証明書（Certification Precondition ; CP）<sup>214</sup>又は非重複証明書（Certificate of Non-Overlap : CNO）<sup>215</sup>の発行により終了するものとし、土地保有者はこれらの証明書のいずれかを土地保有権証書とする。暫定期間は、新規契約、更新契約ともに25年である土地保有権の有効期間に含めるものとしている<sup>216</sup>。暫定合意並びに前提条件証明書及び非重複証明書は、国家先住民族委員会（National Commission on Indigenous Peoples : NCIP）が申請を審査し、その承認を受けてから環境天然資源省地域事務局長が発行する<sup>217</sup>。

さらに暫定合意に関するガイドラインは、暫定合意書を発行できる申請者の条件を、新規申請、更新申請別に、次のように定めている<sup>218</sup>。

#### i 新規申請

- 土地取得予定区域の土地測量、境界の画定及び区分を行えること
- 当該地域を管理し、維持し、あらゆる形態の違法行為から保護できること
- 行政機関が当該地域に対して行う一時的な改善指導の実施を承諾すること

#### ii 更新申請

- 当該地域に追加の恒久的な改良を導入しないこと
- いかなる形態の違法行為に対しても当該地域を管理し、保護し続けられること
- 更新前の契約又は許可の条件に従うこと
- 承認された計画又は許可に基づいて既存の林間農園及び人工林からの製品を収穫し、利用すること

2022年に設定されている土地利用権の件数及び面積を参考のために掲げると、次表のとおりである。2022年現在の土地利用権の件数の総数は3,529件であり、種類別土地利用権として件数が多いのはコミュニティベース森林管理協定（CBFMA）の1,971件（総件数の56%）及び社会化産業林管理協定（SIFMA）の1,174件（同33%）である。しかし、種類別土地利用権設定面積では、森林政策の重点と位置付けられているコミュニティベース森林管理協定の面積が166万5,181ha（土地利用権設定面積の79%）と圧倒的に広い。

<sup>213</sup> 「本契約」を付与するための審査の状況により、延長する場合がある。

<sup>214</sup> 国家先住民族委員会の議長又は権限を与えられた代表者が署名し、関係する先住民文化コミュニティ又は先住民族による自由意志に基づく事前の十分な情報に基づく同意を証明する同委員会が発行する証明書をいう。

<sup>215</sup> 計画、プログラム、プロジェクト又は活動が行われるエリアが先祖伝来の領域と重複せず同領域に影響を与えないことを証明する国家先住民族委員会が発行する証明書をいう。

<sup>216</sup> 暫定合意に関するガイドライン第4条第3項

<sup>217</sup> 暫定合意に関するガイドライン第4条第1項

<sup>218</sup> 暫定合意に関するガイドライン第4条第1項第1号

表Ⅲ－４ 種類別土地利用権設定件数及び面積（2022年）

区 分	件 数	面積 (ha)
計	3,529	2,079,070
コミュニティベース森林管理協定 (CBFMA)	1,971	1,665,181
総合森林管理協定 (IFMA)	39	345,828
林間放牧管理協定 (FLGMA)	126	38,801
社会化産業林管理協定 (SIFMA)	1,174	21,513
林地利用協定 (FLAg)	78	6,054
土地特別利用許可 (SLUP)	94	1,048
観光目的林地利用協定 (FLAgT)	38	324
樹木農場リース契約 (TFLA)	1	235
私有林開発協定 (PFDA)	1	60
土地利用特別リース協定 (SPLULA)	7	26

資料：DENR, Forest Management Bureau, “Philippine Forests at a Glance”, 2023 Edition

#### ⑤ 環境天然資源省が発行する権利文書に係る法令

環境天然資源省が発行している権利文書に係る法令は、部分改正したものがあるものの、いずれも2000年代中頃までに制定されて現在に至っており、その内容は前回の調査報告書で報告がなされている<sup>219</sup>。

このため本報告書では、合法性確認を行うときの参考のために、森林管理局が木材の合法性の確認に資する法令として特定した土地利用権発行に係る主な法令を表Ⅲ－５にとりまとめて報告する。

なお、同表に掲載した法令には、資料としての表の利便性を考慮してコミュニティベース森林管理協定に係る規則その他の表Ⅲ－３に掲載したものを再度掲載している。

ただし、2024年11月には土地権利文書を含む各種権利文書の承認推奨者及び発行権者の改正が「環境天然資源省行政命令第2022-10号（特定事項の承認・発行権限に関する改正環境天然資源省マニュアル）に基づく承認・発行権限の改正規程（Amending and Prescribing the Approving/ Issuing Authority for Certain Tenorial Instruments Under Administrative Order (DAO) No. 2022-10 or the Revised DENR Manual of Authorities on Technical Matters, DAO No. 2024-11）」によりなされている。この改正規程により改正した承認推奨者及び発行権者の一覧を表Ⅲ－６に掲載して報告する。

<sup>219</sup> 林野庁『平成29年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）報告書 抜粋 《フィリピン共和国》』、2019年3月、44～51頁

表Ⅲ-5 環境天然資源省が発行している土地権利文書に係る主な法令

法令名 (仮訳)	法令名 (原文)
国の森林資源の持続可能な開発を確保するための国家戦略としてコミュニティベースの森林管理の採用及びその実施のためのメカニズムの提供について (行政命令第 263 号) (1995 年 7 月)	Adopting Community-based Forest Management as the National Strategy to Ensure the Sustainable Development of the Country's Forestlands Resources and Providing Mechanisms for its Implementation (EO No, 263)
行政命令 263 号の実施に関する規則及び規制、別名コミュニティベースの森林管理戦略 (CBFMS) (環境天然資源省命令 : DAO 1996-29)	Rules and Regulations for the Implementation of Executive Order 263, Otherwise Known as the Community Based Forest Management Strategy(CBFMS) (DAO 1996-29)
コミュニティベースの森林管理戦略 (環境天然資源省命令 : DAO 2004-29)	Community Based Forest Management Strategy (DAO No. 2004-29)
コミュニティベースの森林経営協定 (CBFMA) の保有者のコミュニティ資源管理フレームワーク (CRMF) の確認と 5 年作業計画 (FYWP) の承認に関するガイドライン (環境天然資源省命令 : DAO 2021-17)	Guidelines for the Affirmation of Community Resource Management Framework (CRMF) and Approval of Five-year Work Plan (FYWP) of the Holders of Community-based Forest Management Agreement (CBFMA) (DAO 2021-17)
コミュニティベース森林管理協定 (CBFMA) の更新に係る手続きガイドライン (技術速報第 36 号)	Procedural Guide on the Conduct of Participatory Community Based Forest Management Agreement (CBFMA) Holder Performance Evaluation as a Requirement for the Renewal of Expiring CBFMA's (Technical Bulletin No. 36)
総合森林管理協定 (IFMA) (環境天然資源省命令 : DAO 1999-53)	Integrated Forest Management Agreement (IFMA) (DAO No. 1999-53)
社会化産業森林管理協定 (SIFMA) (環境天然資源省命令 : DAO 2004-30)	Socialized Industrial Forest Management Agreement (SIFMA) (DAO No. 2004-30)
林地の特別利用に係る規則及び制限 (環境天然資源省命令 : DAO 2004-35)	Rules and Regulations Governing the Special Uses of Forestlands (DAO No. 2004-59)
林業分野で発行される全ての土地所有権証書に係る暫定合意の発行に関するガイドライン (環境天然資源省命令 : DAO 2021-27)	Prescribing the Guidelines on the Issuance of Provisional Agreement for all Tenure Instruments Issued Under the Forestry Sector (DAO No. 2021-27)
環境天然資源省行政命令第 2022-10 号 (特定事項の承認・発行権限に関する改正環境天然資源省マニュアル) に基づく承認・発行権限の改正規程 (環境天然資源省命令 : DAO 2024-11)	Amending and Prescribing the Approving/ Issuing Authority for Certain Tenurial Instruments Under Administrative Order (DAO) No. 2022-10 or the Revised DENR Manual of Authorities on Technical Matters (DAO No. 2024-11)

資料 : 環境天然資源省森林管理局提供文書

表Ⅲ－6 土地権利文書の承認推奨者及び発行権者（2024年11月改正）

区分	件名	承認推奨者	承認発行権者
林業	コミュニティベース森林管理協定（CBFMA）	環境天然資源省 州事務所長又は現場運用担当次官の同意	環境天然資源省 森林管理局担当次官
	林間放牧管理協定（FLGMA）		
	総合森林管理協定（IFMA）		
	社会化産業林管理協定（SIFMA）		
	観光目的林地利用協定（FLAgT）		
	林地利用協定（FLAg）		
土地	林地利用権契約の更新	環境天然資源省 森林管理局担当次官	環境天然資源省長官
	林地利用権契約停止命令の発行及び解除		
	林地利用権契約停止命令の解除、終了及び復活命令の発行		
土地	海岸リース契約及びその他のリース契約の発行	環境天然資源省州事務 所長の同意	環境天然資源省 土地管理局担当次官
	エネルギー関連事業に係る海岸リース契約及びその他のリース契約の発行		
	エネルギー関連事業に係る海岸リース契約及びその他のリース契約の更新	環境天然資源省土地管 理局担当次官の同意	環境天然資源省長官
	停止命令の発行及び解除		
	停止命令の解除、終了及び復活命令の発行		
生物多様性	保護地域の特別利用契約の発行	環境天然資源省州事務 所長又は現場運用担当 次官の同意	環境天然資源省 生物多様性管理局 担当次官
	保護地域のコミュニティ資源管理契約の発行		
	保護地域の権利契約の更新	環境天然資源省 土地管理局担当次官	環境天然資源省長官
	停止命令の発行及び解除		
	停止命令の解除、終了及び復活命令の発行		

出典：Amending and Prescribing the Approving/ Issuing Authority for Certain Tenorial Instruments Under Administrative Order (DAO) No. 2022-10 or the Revised DENR Manual of Authorities on Technical Matters, DAO No. 2024-11.

## (2) 伐採に関する許認可制度の状況及び許認可等の法令に基づく書類の概要

法令上の伐採の許可及び生産した丸太の基本的な取扱いについては、前回の調査の報告書に記載している内容から変更がない<sup>220</sup>。次表は、森林管理局が特定した生産した丸太の合法性を確認するために参考となる丸太及び木材の副生物の利用、生産及び輸送に係る主な法令をとりまとめた一覧表である。

表Ⅲ－7 丸太及び木材の副生物の利用、生産及び輸送に係る主な法令

法令名 (仮訳)	法令名 (原文)	概要
丸太、製材品、木材及び非木質林産物の証明書の発行に係る改訂ガイドライン (環境天然資源省命令 : DAO 1994-07)	Revised Guidelines Governing the Issuance of Certificate for Logs, Timber, Lumber and Non-Timber Forestproducts (DAO No. 1994-07)	原産地証明書の運用に係るガイドライン
DAO 1994-07 の特定の規定を改正し、コンピューターで生成された木材原産地証明書 (CTO) 及び木材原産地証明書 (CLO) のフォームを使用する規定 (環境天然資源省命令 : DAO 2007-31)	Amending certain provisions of DAO 1994-07, and prescribing the use of computer-generated Certificate of Timber Origin (CTO) and Certificate of Lumber Origin (CLO) forms (DAO No. 2007-31)	コンピューターで生成された木材原産地証明書 (CTO) 及び木材原産地証明書 (CLO) のフォームの使用並びに木材及び木材製品の移動と輸送を監視するためのガイドライン
人工林開発を促進し包摂的な成長と持続可能な開発のための人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化 (環境天然資源省命令 : DAO 2020-18)	Promoting Tree Plantation Development and Liberalizing Harvesting and Transport of Planted Trees and Tree Derivatives for Inclusive Growth and Sustainable Development (DAO No. 2020-18)	人工林材及び樹木副生物の収穫及び輸送の要件を簡素化し、国の木材需要を満たすために生産林での人工林用地の設立を加速し、私有地での人工林開発の促進を目的とした規則

資料 : 環境天然資源省森林管理局提供文書

表Ⅲ－7 に掲げる法令の内、上部の二つの法令については前回の調査の報告書で報告がなされている<sup>221</sup>ので、本報告書では 2020 年に発効した「人工林開発を促進し包摂的な成長と持続可能な開発のための人工林材及び樹木の副生物の採取と輸送の自由化 (Promoting Tree Plantation Development and Liberalizing Harvesting and Transport of Planted Trees and Tree Derivatives for Inclusive Growth and Sustainable Development, DAO No. 2020-18)」(以下、「人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令」という。)について報告する。

### 【人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令】

人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令は、人工林開発を促進し、植林した樹木と樹木由来製品の採取及び自由化を行うために定められたガイドラインである<sup>222</sup>。この命令の目的は、人工林材及び樹木副生物の収穫及び輸送の要件を簡素化し、国内の木材需要を満たすために生産林内の人工林用地の設立及び私有地での人工林開発の促進にある<sup>223</sup>。

<sup>220</sup> 林野庁『平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集 (熱帯地域) 報告書 抜粋 《フィリピン共和国》、2019 年 3 月、51～57 頁

<sup>221</sup> 林野庁『平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集 (熱帯地域) 報告書 抜粋 《フィリピン共和国》、2019 年 3 月、55～60 頁

<sup>222</sup> 人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令前文

<sup>223</sup> 人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令第 2 条

この命令の適用の範囲及び対象は、既存の保有権又は管理契約がある林地及び登録された私有人工林地での人工林の設立、認証、植林木又は樹木副生物の収穫及び輸送にあり、林地内で自然に生育した樹木は適用対象から除外している<sup>224</sup>。

なお、この法令に用いている「樹木副生物」という用語については、「根、樹皮、切株、枝、葉その他の樹木から抽出または採取されたあらゆる材料をいう」と定義しているが、樹液や樹脂は「樹木由来物」とみなし、その収集、収穫及び輸送は別の特定の規則により規制すると定めている<sup>225</sup>。

さらに、この法令における「私有地」とは、「課税申告された譲渡及び処分が可能な土地及び司法により又は所有権証明書原本（OCT：Original Certificate of Title）、所有権移転証明書（TCT：Transfer Certificate of Title）若しくは土地所有証明書（CLOA：Certificate of Land Ownership）により私有が証明できる土地を含む法令又は慣習法に基づいて個人、個人グループ又は法人に属する土地をいう」<sup>226</sup>と定義されている。

人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令は、生産林地内で環境天然資源省と協定を締結している者が伐採を行うときに、次のガイドラインの遵守を要求している<sup>227</sup>。

- i. 私有人工林保有者の当該地域における植林、伐採、木材加工スケジュールその他の全ての林業活動は、現行の規制が要求する承認済みの包括的開発管理計画、指標開発計画その他の管理計画に基づき行う。
- ii. 植林された立木を伐採する前に、既存の法律、規則及び規制に基づき認可を受けた森林管理者は、5%の立木を対象とした立木資源調査を実施する。情報収集、データベースの整備又は監視を目的とする立木資源報告書は、正式に認可を受けた森林管理者が署名し、環境天然資源省コミュニティ事務所又は環境天然資源省州事務所に提出しなければならない。
- iii. 登録した人工林地から伐採した丸太を伐採及び輸送するときは、環境天然資源省が正式に登録又は認定した第三者の人工林認証機関の認証が必要であるが、伐採許可証及び自己監視フォームは不要である。
- iv. 輸送を容易にするため、輸送を行うときは丸太及び樹木副生物が土地所有者の私有地からのものである旨を記載した証明書の原本を添付しなければならない。証明書は、環境天然資源省が正式に登録し、認定した第三者の人工林認証機関が発行し、輸送時には丸太及び樹木副生物を輸送する車輛の目立つ場所に掲示し、さらに情報管理用及びデータベース用の資料として環境天然資源省コミュニティ事務所又は環境天然資源省州事務所に写しを提出しなければならない。
- v. 丸太及び樹木副生物が土地所有者の私有地内で使用される場合は、証明書を携帯する必要はない。

なお、人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令の対象となる私有人工林は、環境天然資源省への登録が必要であり、同省への登録が完了すると、私有人工林を管轄する環境天然資源省州事務所又は環境天然資源省コミュニティ事務所から私有

---

<sup>224</sup> 人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令第3条

<sup>225</sup> 人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令第2条・第3条

<sup>226</sup> 人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令第4条

<sup>227</sup> 人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令第5条・第6条

人工林登録証が発行される。

さらに、上記箇条書きの第iii項及び第iv項に掲げる「証明書」とは、輸送証明書でありこれには二種類の様式が用意されている。

これらの証明書の様式と記載内容については、次項で報告する。

### (3) 伐採の合法性が確認できる書類（証明システム）の事例及びその発行条件

この項では、伐採に要する書類の内、前項で報告した「人工林材及び樹木副生物の採取と輸送の自由化に係る命令」の私有人工林登録証及び私有人工林材に係る輸送証明書の様式と書類に記載する内容について報告する。

なお、伐採に係る全般的な事項については、私有人工林の伐採を含めて前回調査報告書<sup>228</sup>に掲載されているので参照いただきたい。

#### ① 私有人工林登録証

私有人工林登録証は、環境天然資源省が発行する証明書で、証明書のヘッドとして、私有人工林を管轄する環境天然資源省地域事務所及び州事務所及びコミュニティ事務所の名称が記載され、証明書末尾には環境天然資源省コミュニティ事務所職員の署名がなされる（図Ⅲ－1）。

私有人工林登録証に記載する情報は、次のとおりである。

- i. 私有人工林登録番号
- ii. 所有者の基本情報  
氏名又は利用権所持者名、居住地、契約番号、連絡先番号及びEメールアドレス
- iii. 人工林所在地  
所有権証明書原本又は所有権移転証明書の番号、バランガイ名、自治体名、州名、林地の総面積及び開発した人工林の総面積並びに植林予定樹種
- iv. 添付書類  
所有権証明書原本又は所有権移転証明書の写し及びGISで生成した植林地の地図

#### ② 輸送証明書

輸送証明書は、環境天然資源省が正式に登録し、認定した第三者の人工林認証機関が発行する証明書で、管理機関（人工林認証機関）の署名がなされる。さらに証明書のフッターには、この証明書が環境天然資源省の規則及び規制に基づいて発行されていること、同省その他の委任政府機関が実施する無作為検査において違反が判明したときは、貨物所有者と人工林認証機関が責任を負う旨を表示している。

輸送証明書は二種類あり、その一つは「利用権が設定された又は管理された人工林の人工林材輸送証明書（Transport Certificate of Planted Trees in Tenured/ Managed Forest Plantations）」（図Ⅲ－2）で人工林が所在する行政地域<sup>229</sup>外への輸送に用いる。もう一つは、「私有地人工林材輸送証明書（Transport Certificate of Planted Trees in Private Lands）」（図Ⅲ－3）であり、この証明書は人工林が所在する行政地域内での輸送に用いる。

輸送証明書には、人工林所有者と人工林認証機関の情報が記載されている。二つの輸送証明書の記載内容は、最上段の欄の林地の保有に係る項目（図Ⅲ－2では「利用権所持者名」、図Ⅲ－3では「土地所有者名」）を除いて共通している。

輸送証明書の記載内容は、次のとおりである

<sup>228</sup> 林野庁『平成29年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）報告書 抜粋 《フィリピン共和国》』、2019年3月、51～57頁及び71～72頁

<sup>229</sup> フィリピンでは、全国を15の行政地域に区分している。

- i. 人工林保有者の情報  
土地所有者名（図Ⅲ－２）又は利用権所持者名（図Ⅲ－３）、連絡先番号、人工林所在地、林地総面積、樹種及び総材積。
- ii. 人工林認証機関の情報  
人工林認証機関名、認定番号及び連絡先

図Ⅲ－１ 私有人工林登録証の様式

天然環境資源省	
地域事務所	天然環境資源省州事務所
環境天然資源省コミュニティ事務所	
DEPARTMENT OF ENVIRONMENT AND NATURAL RESOURCES	
Regional Office	PENRO
CENRO	
私有人工林登録	
PRIVATE TREE PLANTATION REGISTRATION	
No. _____	

Owner's Basic Information 所有者の基本情報

Name	氏名
Permanent Address	居住地
Contact Number	連絡先番号
Email Address	Eメールアドレス

Tree Plantation Location 人工林所在地

OCT/TCT No.	所有権証明書原本又は所有権移転証明書の番号		
Barangay/s	バランガイ名		
Municipality/ies	自治体名		
Province	州名		
Total Lot Area	ロット面積	Total Lot Area Devoted to Plantation	開発人工林地ロット総面積
Tree Species to be Planted	植林予定樹種		

Attachments 添付書類

Certified True Copy of OCT/TCT	認定された所有権証明書原本又は所有権移転証明書写し
GIS 2.enerated map of Tree Plantation	GIS 2 で生成された植林地の地図

I hereby certify that the above information are true and correct.

上記の情報が真実、かつ、正確であることをここに証する。

Signature over Printed Name of Applicant

申請者の印刷された氏名の上に署名

Date Submitted

提出日

I hereby certify that the above information are verified and the Private Tree Plantation registration is approved:

上記の情報を確認し、私有人工林の登録の承認をここに証する。

Signature over Printed Name of CENR Officer

環境天然資源省コミュニティ事務所職員の印刷された氏名の上に署名

Date Approved

承認日

図Ⅲ－２ 利用権が設定された又は管理された人工林の人工林材輸送証明書の様式

TRANSPORT CERTIFICATE  
OF PLANTED TREES IN TENURED/MANAGED FOREST PLANTATIONS

利用権が設定された又は管理された人工林地の人工林材輸送証明書

This is to certify that the logs and/or derivatives contained in this shipment are planted trees from the Tenured/Managed Forest Plantations.

本書は、本出荷に含まれる丸太又は副生物が、利用権が設定された又は管理された人工林に植えた樹木から生産されたことを証明する。

Tenure Holder	利用権所持者名
Contact No.	連絡先番号
Location	場所
Total Area	総面積
Species	樹種
Total Volume	総材積

Forest Certifier	人工林認証機関
Accreditation No.	認定番号
Contact Details	連絡先

Authorized Signature

管理機関署名

Date Certified

認証年月日

This certification is issued pursuant to existing rules and regulations of the Department of Environment and Natural Resources (DENR). The DENR and other deputized government agencies may conduct random inspection of shipments. The shipment owner and forest certifier shall both be held liable for any violations found herein.

この証明書は、環境天然資源省の既存の規則及び規制に基づいて発行されます。環境天然資源省その他の委任政府機関は、貨物の無作為検査を実施する場合があります。ここで違反が判明した場合は、貨物所有者と人工林認証機関の双方が責任を負います。

図Ⅲ－３ 私有人工林材輸送証明書の様式

TRANSPORT CERTIFICATE  
OF PLANTED TREES IN PRIVATE LANDS

私有人工林材輸送証明書

This is to certify that the logs and/or derivatives contained in this shipment are planted trees from the Tenured/Managed Forest Plantations.

本書は、本出荷に含まれる丸太又は副生物が、利用権が設定された又は管理された人工林に植えた樹木から生産されたことを証明する。

Landowner	土地所有者
Contact No.	連絡先番号
Location	場所
Total Area	総面積
Species	樹種
Total Volume	総材積

Forest Certifier	人工林認証機関
Accreditation No.	認定番号
Contact Details	連絡先

Authorized Signature

管理機関署名

Date Certified

証明年月日

This certification is issued pursuant to existing rules and regulations of the Department of Environment and Natural Resources (DENR). The DENR and other deputized government agencies may conduct random inspection of shipments. The shipment owner and forest certifier shall both be held liable for any violations found herein.

この証明書は、環境天然資源省の既存の規則及び規制に基づいて発行されます。環境天然資源省その他の委任政府機関は、貨物の無作為検査を実施する場合があります。ここで違反が判明した場合は、貨物所有者と人工林認証機関の双方が責任を負います。

## 2. 木材の流通段階における法令等調査

### (1) 法令等の概要及び運用状況

フィリピンでは、丸太、製材品及び商業用パイル（杭、鋤木等）の生産、加工又は販売を行う業者の登録が 1995 年に公布された共和国法である「丸太、製材品及び商業用パイルの代理店、請負業者及びディーラーの登録法（Registration of Agents, Contractors and Dealers in Logs, Lumber and Commercial Piles, RA No. 1239）及び 1956 年に発せられた林業行政命令<sup>230</sup>「丸太、製材品及び商業用パイルの代理店、請負業者、販売店の林業登録（Forestry Registration of Agents, Contractors and Dealers in Logs, Lumber and Commercial Piles, Forestry Administrative Order: FAO No. 26）」により義務付けられている。

その後、1994 年には行政命令である「製材工場許可証及び製材品販売店登録証の新規発行及びその更新に係る追加要件（Additional Requirements in the Issuance of New Sawmill Permits and Certificates of Registration as Lumber Dealers, Including Renewals Thereof, DAO No. 1994-08）」が公布された。この命令により、小規模製材工場の新規申請及び受付の停止<sup>231</sup>、伐採禁止区域における製材工場許可発行の禁止<sup>232</sup>、木材流通業者の許可の新規及び更新の手続きにおける製材工場との木材供給契約の提出の義務化<sup>233</sup>並びに年間許容伐採量が設定されている林地、植林地、外国その他の製材工場の木材供給先の限定<sup>234</sup>が行われた。

次表は、森林管理局が特定した木材の合法性の確認をするときに参考となる木材の加工及び流通に係る主な法令の一覧表である。

一覧表に掲げた法令のうち、最下欄以外のものについては、前回の報告書でその内容が報告されている<sup>235</sup>。このため、本項では 2021 年に発効した行政命令である「木材加工工場(WPP)の設立と運営に関する規則の改正」について報告する。

---

<sup>230</sup> 現在の環境天然資源省行政命令に相当

<sup>231</sup> 製材工場許可証及び製材品販売店登録証の新規発行及びその更新に係る追加要件第 5 条

<sup>232</sup> 製材工場許可証及び製材品販売店登録証の新規発行及びその更新に係る追加要件第 6 条

<sup>233</sup> 前掲に同じ

<sup>234</sup> 製材工場許可証及び製材品販売店登録証の新規発行及びその更新に係る追加要件第 3 条及び第 5 条

<sup>235</sup> 林野庁『平成 29 年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）報告書 抜粋 《フィリピン共和国》』、2019 年 3 月、54～60 頁

表Ⅲ-8 木材の加工及び流通に係る主な法令

法令名（仮訳）	法令名（原文）	概要
丸太、製材品及び商業用パイルの代理店、請負業者及びディーラーの登録法（共和国法：RA-1239）（1955年）	Registration of Agents, Contractors and Dealers in Logs, Lumber and Commercial Piles (RA No. 1239)	丸太、製材品及び商業用パイルを取扱う代理店、請負業者又はディーラーに森林管理局への登録を義務付ける法律
丸太、製材品及び商業用パイルの代理店、請負業者、販売店の林業登録（林業行政命令；FAO-26）（1956年）	Forestry Registration of Agents, Contractors and Dealers in Logs, Lumber and Commercial Piles (Forestry Administrative Order (FAO No. 26)	製材工場の新規許可書及び木材販売業者登録書の発行及び更新に係る命令
製材工場許可証及び製材品販売店の登録証の新規発行及びその更新に係る追加要件（環境天然資源省命令：DAO 1994-08）	Additional Requirements in the Issuance of New Sawmill Permits and Certificates of Registration as Lumber Dealers, Including Renewals Thereof (DAO No. 1994-08)	許可されていない木材の伐採及び加工による森林の劣化を防止するために、製材工場の新規許可証及び木材販売業者登録証の新規発行と更新に追加要件を加える規則
私有林材許可証又は特別私有地木材許可証 (PLTP/SPLTP) の発行に関する改訂ガイドライン（環境天然資源省命令：DAO 2000-21）	Revised Guidelines in the Issuance of Private Land Timber Permit/ Special Private Land Timber Permit (PLTP/SPLTP) (DAO 2000-21)	私有林材許可証の発行に係る改訂ガイドライン。私有林材の伐採及び輸送の条件を規定
DAO 1994-07 の特定の規定を改正し、コンピューターで生成された木材原産地証明書 (CTO) 及び木材原産地証明書 (CLO) のフォームを使用する規定（環境天然資源省命令：DAO 2007-31）	Amending certain provisions of DAO 1994-07, and prescribing the use of computer-generated Certificate of Timber Origin (CTO) and Certificate of Lumber Origin (CLO) forms (DAO No. 2007-31)	コンピューターで生成された木材原産地証明書 (CTO) 及び木材原産地証明書 (CLO) のフォームの使用並びに木材及び木材製品の移動と輸送を監視するためのガイドライン
木材加工工場 (WPP) の設立と運営に関する改訂規則（環境天然資源省命令：DAO 2021-05）	Revised Regulations Governing the Establishment and Operations of Wood Processing Plants (WPPS) (DAO No. 2021-05)	木材加工工場の設立及び運営に係る許可書の発行を規定

資料：環境天然資源省森林管理局提供文書

## (2) 木材の流通・合法性の確保に関する法令

### ① 木材加工工場の設立と運営に関する規則の改正

「木材加工工場 (WPP) の設立と運営に関する改正規則 (Revised Regulations Governing the Establishment and Operations of Wood Processing Plants (WPPS), DAO No. 2021-05)」(以下、「木材加工工場の設立と運営に関する規則」という。)は、「1986年11月19日付省令第50号(木材加工工場の設立及び運営に関する総合規制)の一部規定の改正 (Amending certain provisions of Ministry Administrative Order No. 50, dated November 19, 1986 (Integrated Regulation on the Establishment and Operations of Wood Processing Plants, DAO 2003-41))」を改正するものであり、この改正規則により木材加工工場の設立と運営に関する規則が定める1986年及び2003年に発効したの木材加工工場の設立及び運営に係る行政命令の規定は廃止又は修正されている<sup>236</sup>。

木材加工工場の設立と運営に関する規則は、国内の木材加工工場の設立、立地及び運営の規制により、木材産業の合理化をはかる国家政策の推進を目的としている<sup>237</sup>。この規則が対象としている木材加工工場 (Wood Processing Plants) は、「防腐処理、丸太又は木質原料を製材品、単板、合板、ブロックボード、パルプ、紙、木材チップ、フレック、木粉、木質複合材その他の半製品及び完成品に形状変化させるために使用する木工用の機械又は設備を備えた施設をいう」<sup>238</sup>と定義されている。

木材加工工場の設立及び運営許可発行の対象者は、次のとおりである<sup>239</sup>。

- i. フィリピン国民又は個人事業主
- ii. 証券取引委員会に正式に登録されている民間企業並びにパートナーシップ及び協会
- iii. 既存の木材加工工場の所有者又は経営者
- iv. コミュニティベース森林管理協定 (CBFMA)、総合森林管理協定 (IFMA)、社会化産業林管理協定 (SIFMA) その他の既存の土地保有者

木材加工工場の設立と運営に関する規則では、木材加工工場の設立又は許可の更新の申請を行うときは、申請書、市町村長が発行した事業許可証 (新規申請の場合) 又は木材加工工場許可書 (更新申請の場合)、環境管理局が発行した環境コンプライアンス証明書その他の必要書類とともに、5年以上の期間における合法的、かつ、持続的な供給源を確保している事実を次の書類により証明すると定めている<sup>240</sup>。

- i. 国産材について
  - 環境天然資源省地域事務局長が承認した丸太、単板又は製材品の木材供給契約の原本
  - 申請説明報告書並びにジオタグ付の写真及び供給先の森林の5%以上の立木を対象に行った立木資源調査結果及び宣誓書
  - 環境天然資源省地域事務局長が承認した丸太、単板又は製材品供給契

<sup>236</sup> 木材加工工場の設立と運営に関する規則第19条

<sup>237</sup> 木材加工工場の設立と運営に関する規則第1条

<sup>238</sup> 木材加工工場の設立と運営に関する規則第2条第22項

<sup>239</sup> 木材加工工場の設立と運営に関する規則第3条

<sup>240</sup> 木材加工工場の設立と運営に関する規則第6条

約の対象となる原料の量的入手可能性及び持続可能性に係る環境天然資源省州事務所又は同地域事務所の宣誓検証報告書

- 原料の供給先が人工林である場合は、総合森林管理協定、コミュニティベース森林管理協定、社会化産業林管理協定その他の保有権証書及び伐採許可書
- 原料の供給先が私有人工林である場合は、人工林保有権証明書<sup>241</sup>の写し及び地図

ii. 輸入材について

- 丸太、単板又は製材品の輸入業者としての登録証明書

《新規申請の場合》

- 加工機械の所有を証明する証拠書類
- 木材加工工場の所在地を示す GIS (Geographic Information System) で生成した地図

《更新申請の場合》

- 船荷証券、植物検疫証明書その他の輸入実績を証明できる書類
- 法令で義務付けられている CCTV (Closed Circuit Television) カメラの設置を証する地域事務所が発行した証明書

木材加工工場許可書は、審査の上、環境天然資源省の現場業務担当次官が発行し、その有効期限は5年間である。ただし、木材加工工場の運営者がコミュニティベース森林管理協定、総合森林管理協定 (IFMA)、社会化産業林管理協定その他の土地利用権保有者である場合は、木材加工工場許可書の期限は土地利用権証書のものと同一にすると定めている<sup>242</sup>。

木材加工工場許可書を得て操業する加工工場には、入荷する原料の記録及び証拠書類の保管が義務付けられている。この記録には、入荷した原料の材積 (m<sup>3</sup>単位)、樹種、原料供給者名及び原料が生産された森林の利用料その他の公的手数料に使用された領収書の番号及び日付が含まれる。さらに証拠書類については、領収書並びにそれに対応する商業請求書及び明細請求書が指定されている<sup>243</sup>。

森林管理局は、同局が行う木材加工工場の監視活動の一部として、木材加工工場に報告書の提出を義務付けている。木材加工工場は、年次報告書にあっては役職員の一覧表及び会計事務所が認証した財務諸表による年次報告書、四半期報告書にあっては工場の稼働日数及び雇用の増減、月次報告書にあっては供給先別原料購入・消費材積、国内向け輸出向け別製品材積・販売額で構成する報告書を作成し、森林管理局に提出する他、必要に応じて木材加工工場の運営に係るデータを森林管理局長又は環境天然資源省地域事務局長に提出しなければならない<sup>244</sup>。

森林管理局の現地事務所には、木材加工工場に到着した木材の検査その他の工場運営に対する厳格な監視が義務付けられており、同現地事務所は違法行為が行われたときは工場の閉鎖を命じ、さらに供給される予定の木材が木材加工工場に到着しないときは十分な量の木材が到着するまでの間を対象とする木材加工工場

<sup>241</sup> Certification of Tree Plantation Ownership (CTPO).

<sup>242</sup> 木材加工工場の設立と運営に関する規則第 10 条・第 11 条

<sup>243</sup> 木材加工工場の設立と運営に関する規則第 12 条

<sup>244</sup> 木材加工工場の設立と運営に関する規則第 13 条

の操業停止命令を発しなければならない<sup>245</sup>。

さらにこの規則では、木材加工工場には、CCTV カメラを設置して森林管理局の監視能力強化に協力する義務を課している<sup>246</sup>。

## ② 木材の輸出入に係る法令

木材の輸出入に係る基本的な手続き及び物品の取扱いについては、前回の調査報告書に記載している内容<sup>247</sup>から大きな変更はないが、一部、追加及び補足する情報があるので報告する。

表Ⅲ－9は、森林管理局が木材の合法性を確認する上で参考となる法令として特定した法令の一覧表である。本項では、主に前回の調査以降に施行された一覧表の2番目と3番目の欄に掲げた法令について報告する。

表Ⅲ-9 木材・木材製品の輸出入に係る主な法制

法令名 (仮訳)	法令名 (原文)	概要
人工林からの丸太、木材、木材製品、完成品及び半完成木材製品の輸出に係る覚書 (環境天然資源省命令：DMO 1993-33)	Policy on the Exportation of Logs, Lumber, Boules, Finished and Semi-finished Wood Products from Plantations (DMO No. 1993-33)	天然林からの丸太、製材品及びボウルの輸出禁止並びに人工林からの完成品及び半製品の輸出を許可する政策に係る覚書
2019年12月現在の輸出禁止品目及び輸出規制品目リスト (税関覚書回覧：CMC 240-2020)	Dissemination of List of Prohibited and Regulated Products for Export as of December 2019 (CMC 240-2020).	木材・木材製品を含む輸出規制品目の一覧
輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則 (環境天然資源省命令：DAO 2021-06)	Revised Regulations Governing the Entry and Disposition of Imported Wood Products (DAO No. 2021-06)	国産材供給が充実するまでの暫定措置としての輸入の手続きを合理化するための改正規則

資料：環境天然資源省森林管理局提供文書

### A. 人工林からの丸太、木材、木材製品、完成品及び半完成木材製品の輸出に係る覚書

「人工林からの丸太、木材、木材製品、完成品及び半完成木材製品の輸出に係る覚書 (Policy on the Exportation of Logs, Lumber, Boules, Finished and Semi-finished Wood Products from Plantations, DMO No. 1993-33)」は、森林法その他の関連規定に基づき、天然林からの丸太、製材品及びボウル<sup>248</sup>の輸出を禁止する政策並びに完成品及び半製品の輸出を許可する政策を確認し、維持するために1999年に環境天然資源省が発した覚書である。

この覚書では、輸出を許可できる木材製品として、木材産地として指定された人工林及び政府所管の植林事業地を除く再造林契約地区並びに私有林開発協定 (PFDA) の対象となる私有地に植林された樹木を原料とした完成品、半製品及びノックダウン製品を掲げている<sup>249</sup>。

<sup>245</sup> 木材加工工場の設立と運営に関する規則第15条

<sup>246</sup> 木材加工工場の設立と運営に関する規則第14条c項

<sup>247</sup> 林野庁『平成29年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集 (熱帯地域) 報告書 抜粋 《フィリピン共和国》、2019年3月、60～65頁

<sup>248</sup> エッジング機を通さずに製材され、ほぼ元の形に戻された丸太から造られたエッジがない木材 (人工林からの丸太、木材、木材製品、完成品及び半完成木材製品の輸出に係る覚書第2条第1項)

<sup>249</sup> 人工林からの丸太、木材、木材製品、完成品及び半完成木材製品の輸出に係る覚書第3条

## B. 2019年12月現在の輸出禁止品目及び輸出規制品目リスト

フィリピン税関は、2020年9月に「2019年12月現在の輸出禁止品目及び輸出規制品目リスト (Dissemination of List of Prohibited and Regulated Products for Export as of December 2019, CMC 240-2020)」を公開した。

このリストは、大統領令 1016 号 (1985 年) に基づく機関横断委員会 (IAC : Inter-Agency Committee) が輸出規制対象物品のリストをレビューし、関係する物品を管轄する機関から提案されたリストの更新について、物品の仕様並びに法的正当性及び規制の根拠について審議して作成された。

この輸出規制品目リストから木材・木材製品の輸出禁止物品を抜粋し、次表により報告する。

表Ⅲ-10 木材・木材製品の輸出禁止物品

輸出禁止物品	根拠法
全てのマングローブ	1975年改正森林法
モンキーポッドアカシア (Monkey pod “Acacia”) / レインツリー (Raintree) ( <i>Samanea saman</i> )	1977年国内歳入法の特定の条項を別名「フィリピンの改正森林法」として知られる大統領令第705号(改正後)に組み込み、木材その他の林産物の森林税を増額する改正法 (An Act Incorporating Certain Sections of the National Internal Revenue Code of 1977, as Amended, to Presidential Decree No. 705, as Amended, Otherwise Known as “the Revised Forestry Code of the Philippines,” and Providing Amendments Thereto by Increasing the Forest Charges on Timber and Other Forest Products, RA 7161)
次に掲げる未処理のラタン (Rattan) の棒 a. 加工や製造を一切行っていないラタンの棒 b. 所用の寸法に裁断していないラタンの棒 c. 保存処理を一切していないラタンの棒	ラタンに関する改正規則 (Revised Regulations Governing Rattan Resources, DAO 1989-04)
天然木 (自然発生した樹木) から生産した丸太、杭及びパイル (丸太の剥き芯、フリッチ及び枕木を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 天然林及び残存林における木材の伐採及び収穫の一時停止の宣言並びに違法伐採防止タスクフォースの設置のための2011年行政命令第23号 (EO 23)</li> <li>▪ 製材品及び人工林丸太輸出に関する輸出規制 (Regulations Governing the Exportation of Lumber and Plantation Logs, DAO 1988-33)</li> </ul>
「高級広葉樹」又は保護種から生産された製材品、ポウルその他の半加工製品。	インドカリンその他の高級広葉樹種の伐採又は集材に関する暫定ガイドライン (Interim Guidelines on the Cutting/Gathering of Narra and Other Premium Hardwood Species, DAO 1987-78)

注：表中の「高級広葉樹」とは次の樹種をいう。

- |   |   |
|---|---|
| ▪ Narra ( <i>Pterocarpus indicus</i> )        | ▪ Betis ( <i>Madhuca betis</i> )                          |
| ▪ Molave ( <i>Vitex Parviflora</i> )          | ▪ Kalantas ( <i>Toona calantas</i> )                      |
| ▪ Dao ( <i>Dracontomelon dao</i> )            | ▪ Lanete ( <i>Wrightia pubescens</i> subsp. Lanti)        |
| ▪ Kamagong ( <i>Diospyros blancoi</i> )       | ▪ Lumbayao ( <i>Heretiera javanica</i> )                  |
| ▪ Ipii ( <i>Instia bijuga</i> )               | ▪ Sangilo ( <i>Pistacia chinensis</i> )                   |
| ▪ Akle ( <i>Albizia acie</i> )                | ▪ Supa ( <i>Sindora supa</i> )                            |
| ▪ Apanit ( <i>Mastixia philippinensis</i> )   | ▪ Tidalo ( <i>Afzelia rhomboidea</i> )                    |
| ▪ Banuyo ( <i>Wallaceosendron celebicum</i> ) | ▪ Teak ( <i>Tectona philippinensis/ Tectona grandis</i> ) |
| ▪ Batikuling ( <i>Lisea leytenis</i> )        | ▪ Manggis ( <i>Koompassia excelsa</i> )                   |

資料：Bureau of Customs, “Dissemination of List of Prohibited and Regulated Products for Export as of December 2019”, CMC 240-2020, October 6, 2020.

## C. 輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則

2021年に公布された「輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則 (Revised Regulations Governing the Entry and Disposition of Imported Wood Products, DAO No. 2021-06)」

は、木材の輸入を国産材供給が国内需要を満たせるまでの間の木質原料の継続的な供給を確保するための暫定措置として位置付け、木材製品輸入の要件及び手続きの合理化により既存の木材加工工場能力の確保及び国産材供給能力の増強並びに家具その他の木材産業の雇用と収入の創造を目的として制定された<sup>250</sup>。

この規則で適用範囲としている物品は、関税分類番号 HS4401 から HS4413 までの区分に該当する木材・木材製品及び同じく HS4701 から HS4705 までの区分に該当するパルプである<sup>251</sup>。

表Ⅲ－11 輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則の対象物品

関税分類	品名
HS 4401	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材
HS 4402	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）
HS 4403	木材（粗のものに限るものとし、皮もしくはは辺材を剥いてあるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）
HS 4404	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの
HS 4405	木毛及び木粉
HS 4406	木製の鉄道用又は軌道用の枕木
HS 4407	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが 6 ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
HS 4408	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸剥ぎした木材（厚さが 6 ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
HS 4409	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）
HS 4410	パーティクルボード、オリエンテッドストランドボード (OSB) その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）
HS 4411	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）
HS 4412	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
HS 4413	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は型材のものに限る。）
HS 4701	機械木材パルプ
HS 4702	化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）
HS 4703	化学木材パルプ（ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）
HS 4704	化学木材パルプ（亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）に限るものとし、溶解用のものを除く。）
HS 4705	機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ

出典：輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則第 3 条

輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則では、木材を輸入できる者を次

<sup>250</sup> 輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則第 2 条

<sup>251</sup> 輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則第 3 条

のように定めている<sup>252</sup>。

- 輸入木材の代理店、請負業者又は販売業者として登録されている木製家具の製造業者、代理店又は請負業者
- 環境天然資源省が発行した丸太、ポール及び杭又は製材品のディーラー証書所持者
- ポール及び杭又は木材販売業者の許可書を取得している木材加工工場（WPP）許可証所持者又は木材加工工場登録証明書所持者

2021年7月にフィリピン税関が発した「環境天然資源省行政命令」<sup>253</sup>によると、輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則により、通関港から目的地までの輸送のために必要な輸入木材製品の輸送関係書類の簡素化がなされるとともに、輸入する木材・木材製品の通関港が追加された。

輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則が定める通関港から目的地までの輸入木材・木材製品に添付しなければならない書類は次のとおりである<sup>254</sup>。

- i 輸入許可証又は輸入木材製品輸入業者登録証書
- ii 関税局が発行した植物防疫検疫輸入許可証（SPSIC）又は植物検疫サービス証明書（PQSC）（原産国が発行した植物検疫証明書又は要求若しくは適用された検疫処置の種類を記載した証明書）（該当する場合）
- iii 輸入申告書及び国税申告書（BOC IEIRDフォーム236）
- iv 商業送り状
- v 船荷証券（B/L）
- vi 梱包明細書（梱包された貨物の品目別数量、重量及び説明を記載した一覧表）
- vii CITES輸入許可証（該当する場合）

さらに、輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則が定める木材・木材製品の通関港は次表のとおりである。

表Ⅲ－12 輸入木材・木材製品の通関港

地域名	港名	地域名	港名
Luzon	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Poro Point, San Fernando, La Union</li> <li>▪ Sta. Ana, Cagayan</li> <li>▪ Mariveles, Bataan</li> <li>▪ Subic Bay Port</li> <li>▪ Legaspi City</li> <li>▪ South Harbor, Manila</li> <li>▪ North Harbor, Manila</li> <li>▪ Batangas City</li> </ul>	Visayas	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Iloilo City</li> <li>▪ Cebu City</li> <li>▪ Bacolod City</li> <li>▪ Dumaguete City</li> </ul>
		Mindanao	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Cagayan De Oro City</li> <li>▪ Butuan City</li> <li>▪ Bislig, Surigao del Sur</li> <li>▪ Davao City</li> <li>▪ Zamboanga City</li> <li>▪ Parang, Maguindanao</li> <li>▪ General Santos City</li> </ul>

資料：輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則第6条

<sup>252</sup> 輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則第5条

<sup>253</sup> “Department of Environment and Natural Resources (DENR) Administrative Order (DAO) 2021-06”, Custom Memorandum Circular, No. 154-2021.

<sup>254</sup> 輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則第8条

#### D. 木材製品を輸入するときの輸入相手企業の事前調査

フィリピンで木材・木材製品を輸入するときは、事前に輸入相手国に所在するフィリピンの大使館又は領事館が行う輸入相手企業の調査を税関に申請しなければならない。調査を申請するときは、売買当事者間で締結した合意書を提出する。輸入相手国に所在するフィリピンの大使館又は領事館により調査が完了すると、輸入業者に調査結果通知書が公布され、輸入業者はこの通知を受け取ってから当該輸出業者の木材・木材製品の通関手続きを開始できる。

輸入相手国に所在するフィリピンの大使館又は領事館の調査は、輸入相手企業の確認及び合意書に署名した者及び署名が署名者の自由意志に基づき行われた事実の確認並びにフィリピンの輸入業者が輸入しようとしている木材・木材製品の合法性及び原産地の確認をするために行われている<sup>255</sup>。

さらに、売買当事者間の合意書には、取引予定の木材の種類（樹種、品目）、寸法、年間取引予定量、取引価格に係る事項及び代金の精算方法の記載があり、環境天然資源省はこれらのデータを管理して、輸入業者登録証書を発行するときには輸入相手企業別の年間取引予定量を同登録証書に記入する他、事業所に対する管理監督活動のための基礎データとして用いている。

なお、木材・木材製品の輸出入全般に係る法令、手続き及び必要書類については、前回の調査報告書に掲載されているので参照いただきたい<sup>256</sup>。

---

<sup>255</sup> 「丸太、木材、製材品及び非木質林産物の原産地証明書の発行に関するガイドライン（Revised Guidelines Governing the Issuance of Certificate of Origin for Logs, Timber, Lumber and Non-timber Forest Products, DAO 1994-07）」第11条の規定が定める原産地証明書を作成するときには公務員の介入を要するとの要件を満たすための行為

<sup>256</sup> 林野庁『平成29年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（熱帯地域）報告書 抜粋 《フィリピン共和国》』、2019年3月、60～65頁

### (3) 木材・木材製品を輸入・輸出する際の法令・証明システムの概要及び事例

前掲の輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則に関連して、輸入に関連する文書を掲載する。

図Ⅲ－４は、輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則が定める輸入木材製品輸入業者登録証の様式で、この登録を受けた者は登録証書を社内の目立つ場所に表示している。

この様式は、下線部分に任意のデータが記載されるようになっており、中央部からやや下に位置するサプライヤー及び取扱い材積を記載する欄は、複数のサプライヤーから輸入を行っている業者の登録証書の場合、サプライヤーの取扱い材積がサプライヤー別に一行ずつ加えられて複数の行で表示される。

輸入木材製品輸入業者登録証書に記載されているサプライヤー別の年間取引予定量のデータは、輸入を開始する前に輸入相手国に所在するフィリピン大使館又は領事館が行った輸入相手業者に係る調査を申請するときに提出した売買当事者間の合意書に記載されていた年間取引予定量の材積である。

輸入相手国に所在するフィリピン大使館の調査結果通知文書の事例を図Ⅲ－５に、合意書の事例を図Ⅲ－６に掲げて報告する。

図Ⅲ－４ 輸入木材製品輸入業者登録証書の様式



Republic of the Philippines  
 Department of Environment and Natural Resources  
 NATIONAL CAPITAL REGION  
 National Ecology Center, East Avenue, Diliman, Quezon City

**CERTIFICATE OF REGISTRATION**  
 Registration No. \_\_\_\_\_  
 This is to certify that,

\_\_\_\_\_

Mr./Mrs. \_\_\_\_\_, a Filipino citizen of \_\_\_\_\_ that has been registered  
 (Proprietor) (Office Address)

in this Office as

**IMPORTER/DEALER OF WOOD MATERIALS**  
 ( \_\_\_\_\_ )

Pursuant to the pertinent provision of PD No. 705, as amended, and in accordance with the provision of DAO No. 99-46 and the regulations promulgated thereto, and subject to the Terms and Conditions enumerated at the back of permit, and such other additional regulation which may hereinafter prescribed. The registrant has purchase order(s) with the following:

SUPPLIER	VOLUME (C.U.M)
_____	_____

The place of its/his/her business operation is in \_\_\_\_\_. This Certificate of Registration is non-negotiable and non-transferable and, unless sooner terminated, will expire on \_\_\_\_\_.

Issued on \_\_\_\_\_ at Quezon City, Philippines.

\_\_\_\_\_  
 Regional Executive Director

Forestry Bond (Cash):	Application/Oath Fee:	Registration Fee:
_____	_____	_____
O.R. No.:	O.R. No.:	O.R. No.:
_____	_____	_____
Date:	Date:	Date:
_____	_____	_____

出典：輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則附属資料 A

図Ⅲ-4 (つづき) 輸入木材製品輸入業者登録証書の様式 (仮訳)



Republic of the Philippines  
 Department of Environment and Natural Resources  
**NATIONAL CAPITAL REGION**  
 National Ecology Center, East Avenue, Diliman, Quezon City

**登録証書**  
**CERTIFICATE OF REGISTRATION**  
 Registration No. \_\_\_\_\_ (登録番号)  
 This is to certify that,  
 \_\_\_\_\_ (企業名)

本書は次の (企業名) を証明する

PD No.705 (修正を含む) の関連規定、DAO No.99-46 の規定及びこれらに基づいて公布された規制に基づき、許可証の裏面に列挙された利用規約及び今後規定される可能性があるその他の追加規制に従います。登録者は、次の注文書を保有している。

Mr./Mrs. \_\_\_\_\_ (代表者氏名) a Filipino citizen of \_\_\_\_\_ (事業所所在地) that has been registered  
 (Proprietor) (Office Address)

in this Office as

**IMPORTER/DEALER OF WOOD MATERIALS**  
 (取扱い品目)

(代表者氏名) は、フィリピン国民であり、(事業所所在地) の事務所に (取扱い品目) の木質材料の輸入業者又は販売業者として登録されている者である。

Pursuant to the pertinent provision of PD No. 705, as amended, and in accordance with the provision of DAO No. 99-46 and the regulations promulgated thereto, and subject to the Terms and Conditions enumerated at the back of permit, and such other additional regulation which may hereinafter prescribed. The registrant has purchase order(s) with the following:

SUPPLIER	VOLUME
(輸出企業名)	(CU.M) (年間取引予定量)

The place of its/his/her business operation is in \_\_\_\_\_ (輸入材取扱い場所). This Certificate of Registration is non-negotiable and non-transferable and, unless sooner terminated, will expire on \_\_\_\_\_ (有効期限).

Issued on \_\_\_\_\_ (発行日) at Quezon City, Philippines.

森林保証金  
Forestry Bond  
(Cash): \_\_\_\_\_ (金額)

O.R. No.: \_\_\_\_\_  
(領収書 No.)

Date: \_\_\_\_\_ (日付)

申請宣誓手数料  
Application/Oath Fee: \_\_\_\_\_ (金額)

O.R. No.: \_\_\_\_\_  
(領収書 No.)

Date: \_\_\_\_\_ (日付)

登録手数料  
Registration Fee: \_\_\_\_\_ (金額)

O.R. No.: \_\_\_\_\_  
(領収書 No.)

Date: \_\_\_\_\_ (日付)

\_\_\_\_\_  
 (地域事務局長署名)  
 Regional Executive Director

事業を展開している場所は (輸入材取扱い場所) であり、この登録証明書は譲渡不可で、早期に終了しない限り、有効期間は (有効期限) である。

出典：輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則附属資料 A

図Ⅲ－５ 輸入相手国に所在するフィリピン大使館の調査結果通知文書の事例



EMBASSY OF THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES

Stockholm

CONSULAR SECTION ) S.S.

STOCKHOLM, SWEDEN)

SAMPLE

総領事氏名

BEFORE ME, [Redacted], Consul General of the Embassy of the Philippines in Stockholm, Sweden, duly authorized and qualified, personally appeared

[Redacted] 輸出企業名

to me, known to me, to be the same person who is the signatory of the attached MEMORANDUM OF AGREEMENT acknowledged before me that he executed the same and that it is of his own free will and deed.

For the contents of the annexed documents, the Embassy assumes no responsibility.

IN WITNESS WHEREOF, I have hereunto set my hand on these presents and affixed hereon the seal of the Embassy of the Philippines at Stockholm, Sweden this 30th day of July 2024.



総領事氏名  
[Handwritten Signature]  
[Redacted]  
Consul General

【本文仮訳】  
スウェーデンのストックホルムに所在するフィリピン大使館の総領事（総領事氏名）は、正式に権限と資格を有し、（輸出企業名）として私の前に直接現れ、添付の合意書の署名と同一の人物であることを確認し、同人が署名したこと及びそれが彼自身の自由意志と行為であることを私の前で認めました。  
  
添付文書の内容については、大使館は一切責任を負いません。  
  
以上の証として、私は本書に署名し、2024年7月30日にスウェーデンのストックホルムに所在するフィリピン大使館の印章を押印します。

図Ⅲ－6 合意書の事例

SAMPLE

MEMORANDUM OF AGREEMENT

合意書締結日

This memorandum of agreement is entered into the [redacted] day of [redacted] between; Seller

and Address: [redacted] 販売業者名  
販売業者所在地

And 購入業者名  
購入業者所在地

Buyer and Address: [redacted]

Whereas both parties agree to transact the sale and purchase of Lumber for period of ten (10) years according to the specifications, terms and conditions (if any) stated below:

1. Lumber specifications (Pine/ Spruce) and Engineered wood.
2. Various lengths of 2000 mm to 6100 mm, and cross sectional dimension of 16 mm to 500 mm.
3. Annual estimate total volume of up to [redacted] m3 subject to mutual agreement. 年間予定取引量
4. Price (s) to be determined based on prevailing market value at the same time order volume agreed quarterly; otherwise changes arise shall agreed by both parties.
5. Payment by Buyer is as per shipment agreed through Telegraphic Transfer to Seller's bank account number.

In witness whereof, the parties have affixed their signatures on the dates listed below.

By Seller: 販売業者名

[redacted signature]

By Buyer: 購入業者名

[redacted signature]

Name [redacted]	氏名 (署名)	Name [redacted]
Position: [redacted]	役職名	Position: [redacted]
Date: [redacted]	日付	Date: [redacted]

**【仮訳】 合意書**

本合意書は（合意書締結日）に販売者（販売業者名・販売業者所在地）及び購入者（購入業者名・購入業者所在地）により締結された。

両当事者は、次に掲げる仕様及び条件（該当する場合）に基づいて、10年間製材品の売買を行うことに合意する。

1. 規格化された製材品（マツ及びスプルース）及びエンジニアドウッド。
2. 長さ 2,000mm から 6,100mm まで、木口寸法 16mm から 500 mm までの多様な寸法。
3. 年間予定総量は、双方の合意により最大で（年間予定取引量）とする。
4. 価格は、四半期別に合意された注文量とともに市場価格に基づいて決定される。それ以外の場合は、両当事者の合意によるものとする。
5. 購入者による支払いは、合意された出荷別に販売者の銀行口座に電信送金により行う。本契約の証として、両当事者は次の日付で署名する。

### 3. 木材生産・流通状況調査

#### (1) 調査対象国の木材生産・流通の特徴

2022年におけるフィリピンの丸太及び主要木材製品の名目消費量<sup>257</sup>は、丸太が80万8,000 m<sup>3</sup>、製材品が91万7,000 m<sup>3</sup>、合板は89万2,000 m<sup>3</sup>である。名目消費量に占める国内生産量の割合は、丸太が99%、製材品が38%、合板は24%である。

このようにフィリピンの木材市場は規模が限定的であり、かつ、既存の工場が使用する丸太はほぼ国産材の供給で満たされているものの、製材品、合板その他の木材製品については需要の多くを輸入に依存しているのが特徴である。

フィリピン政府は、国内の人工林資源の充実を促進する一方で、木材輸入を国産材供給が国内需要を満たせるまでの暫定措置として位置付けている<sup>258</sup>。

#### ① 木材生産

2022年の丸太生産量は139万7,000 m<sup>3</sup>であり、用途別丸太生産量は、産業用丸太が79万7,000 m<sup>3</sup> (57%)、薪用丸太は60万m<sup>3</sup> (43%)である。2018年には126万4,000 m<sup>3</sup>であった丸太生産量は、コロナパンデミックが始まった2019年には107万2,000 m<sup>3</sup>まで減少したが、その後回復している。

表Ⅲ-13 用途別丸太生産量

	(1,000 m <sup>3</sup> )				
	2018	2019	2020	2021	2022
計	1,264	1,072	1,113	1,572	1,397
産業用	884	948	832	827	797
薪用	380	124	281	745	600

資料: "Philippine Forestry Statistics", Forest Management Bureau, DENR.

フィリピンでは、天然林及び残存林の伐採が禁止されているため、2022年の産業用丸太生産量79万7,000 m<sup>3</sup>の内の79万4,000 m<sup>3</sup> (99.6%)は人工林で生産されている。人工林以外で生産された3,000 m<sup>3</sup> (0.4%)の丸太は、天然林又は残存林以外の林地において自然に発生した立木から生産したものである<sup>259</sup>。

産業用丸太は、ファルカタ (*Paraserianthes falcataria*) が主要樹種である。2022年においては産業用丸太生産量の77% (61万3,000 m<sup>3</sup>) がファルカタであり、ファルカタが産業用丸太生産量に占める割合は2018年の63%から2022年に至るまで一貫して拡大している。

ファルカタ以外に産業用丸太として生産されている樹種としては、マホガニー (*Swietenia macrophylla*)、アカシアマンギウム (*Acacia mangium*)、メリナ (*Gmelina arborea*) などがあるが、生産量は限られている。2022年の樹種別生産量は、マホガニーが6万6,000 m<sup>3</sup> (産業用丸太生産量の8%)、アカシアマンギウムが2万9,000 m<sup>3</sup> (同4%)、メリナは2万7,000 m<sup>3</sup> (同3%)であった。

ファルカタ及びアカシアマンギウムは、パルプ用材としての需要がある他、アカ

<sup>257</sup> 名目消費量=生産量+輸入量-輸出量として計算

<sup>258</sup> 輸入木材製品の輸入及び処分に関する改正規則第2条

<sup>259</sup> "Philippine Forestry Statistics", Forest Management Bureau, DENR, 2022

シアマンガウムはマホガニーの代替材として合板にも使用されている<sup>260</sup>。

表Ⅲ－14 樹種別産業用丸太生産量

(1,000m<sup>3</sup>)

一般名		学名	2018	2019	2020	2021	2022
和名	フィリピン名						
計			884	948	831	827	797
ファルカタ	Falcata	<i>Paraserianthes falcataria</i>	561	633	571	593	613
アカシアマンガウム	Mangium	<i>Acacia mangium</i>	90	119	74	23	29
マホガニー	Mahogany	<i>Swietenia macrophylla</i>	64	77	64	52	66
メリナ	Yemane	<i>Gmelina arborea</i>	44	62	72	36	27
レインボーユーカリ	Bagras	<i>Eucalyptus deglupta</i>	33	16	6	0	1
パラゴムノキ	Para Rubbe	<i>Hevea brasiliensis</i>	13	12	9	2	7
モンキーポッド	Acacia	<i>Samanea saman</i>	5	3	3	2	4
イピルイピル	Ipil-ipil	<i>Leucaena leucocephala</i>	3	3	5	0	1
その他			71	23	27	119	49

資料: "Philippine Forestry Statistics", Forest Management Bureau.

## ② 木材製品生産

2022年現在、フィリピンには211件の木材製品加工工場が存在している。

種別別木材加工工場数は、製材工場が158件と最も多く、この中には製材品を再加工する11件の再加工工場が含まれている。丸太から製材を行う製材工場数は2018年の107工場から2022年には141工場に32%増加し、工場の増加とともに製材品生産量も増加している。製材品生産量は2018年の17万m<sup>3</sup>から2022年には34万4,000m<sup>3</sup>と倍増し、1工場あたりの製材品生産量は、同期間に1,589m<sup>3</sup>から2,440m<sup>3</sup>に53%も増加している。

2022年における合単板工場数は10件あり、この件数は2018年の43件から大幅に減少している。一方で、複数の木材製品を生産し、複数の販路を有する複合工場(Integrated Plant)の件数は、2018年の17件から2022年には39件に大きく増加している。合単板工場の中には業務を拡大して、統計上、合単板工場に分類される工場から複合工場に分類される工場に移行したものが存在している<sup>261</sup>。合単板の2018年から2022年までの生産量の推移は、単板については増減があるもののほぼ横ばい、合板は2018年の18万9,000m<sup>3</sup>から2022年の21万8,000m<sup>3</sup>に29%増加している。この他、ブロックボード生産量は、増減しながら減少し、生産量は2018年の9万m<sup>3</sup>から2022年には2万3,000m<sup>3</sup>と74%もの減少となった。

さらに、繊維板については、2018年には生産量が1万m<sup>3</sup>あったが、2020年以降は毎年3,000m<sup>3</sup>で推移している。繊維板工場数は、2020年から統計に掲載されており、その件数は1件である。

<sup>260</sup> "Philippine Wood Products Report", Gain Report, FAS, USDA, 2021, p 3

<sup>261</sup> 森林管理局による解説

表Ⅲ－15 主要林産物生産量

	(1,000m <sup>3</sup> )				
	2018	2019	2020	2021	2022
製材品	170	246	284	212	344
単板	213	285	168	291	213
合板	189	210	120	261	218
繊維板	10	6	3	3	3
ブロックボード	90	92	48	56	23

資料："Philippine Forests at a Glance", Forest Management Bureau, DENR.

表Ⅲ－16 木材加工工場数

	(件)				
	2018	2019	2020	2021	2022
計	167	233	156	198	211
製材工場	107	156	98	140	158
丸太を製材する工場	107	156	91	127	147
製材品を再加工する工場	—	—	7	13	11
合単板工場	43	69	13	15	10
集成材工場	—	—	—	1	—
複合工場	17	8	39	38	39
繊維板工場	—	—	1	1	1
保存処理工場	—	—	4	2	2
マッチ工場	—	—	1	2	1

注：「複合工場」とは、複数の種類の木材製品を生産し、複数の販路を持つ工場をいう。

資料："Philippine Forests at a Glance", Forest Management Bureau, DENR.

### ③ 木材製品貿易

森林管理局は、木材・木材製品及び紙・パルプの貿易額を集計して公表している。この数値によれば、2022年の木材・木材製品及び紙・パルプの輸出額は10億1,000万USD、同じく輸入額は26億USD（金額は輸出、輸入ともにFOBベース）であり、輸入額は輸出額の2.6倍に達している。

フィリピンにとって日本は、最も重要な木材・木材製品及び紙・パルプの輸出相手国である。2022年の相手国別輸出額の順位は、日本が第1位（5億100万USD）であり、第2位の米国の輸出額（1億4,000万USD）を大きく引き離している。

品目別輸出額のシェアは、第1位が製材品（シェア22%）、第2位がその他木製品（同17%）、第3位がパルプ及び再生紙（同16%）、第4位が紙、紙製品及び板紙（同11%）、第5位は木製家具（同11%）である。日本はこれら5品目のうち、紙、紙製品及び板紙を除く品目で主要相手国になっている。

2022年の木材・木材製品及び紙・パルプの相手国別輸入額の順位は、中国が第1位（6億9,100万USD）であり、日本は第3位（輸入額2億7,500USD）である。この他の主要相手国は、第2位が隣国のインドネシア（2億8,300USD）、第4位が

米国（1億7,400万USD）、第5位はカナダ（1億6,500万USD）である。

品目別輸入額のシェアは、紙、紙製品及び板紙が53%と半分以上を占めている。その他は、製材品が18%、合板が11%、木製家具が7%、パルプ及び再生紙は4%のシェアを占めている。品目別輸入額シェアにおいて日本が主要相手国となっている品目は、紙、紙製品及び板紙、合板並びに木製家具である。

表Ⅲ-17 相手国別品目別貿易額（2022年）

（単位：百万USD、%）

相手国別貿易額			品目別貿易額シェア		
区分	相手国	金額	品目	シェア	主要相手国
輸出	計	1,010	計	100	
	日本	501	製材品	22	日本、中国、ベトナム
	米国	140	その他木製品	17	日本、米国、韓国
	中国	107	パルプ及び再生紙	16	オランダ、英国、日本
	オランダ	63	紙、紙製品及び板紙	11	米国、インドネシア、タイ
	英国	51	木製家具	11	米国、日本、オランダ
	その他	148	その他	23	
	輸入	計	2,600	計	100
中国		691	紙、紙製品及び板紙	53	中国、インドネシア、日本
インドネシア		283	製材品	18	カナダ、ドイツ、フィンランド
日本		275	合板	11	中国、日本、インドネシア
米国		174	木製家具	7	中国、マレーシア、日本
カナダ		165	パルプ及び再生紙	4	米国、NZ、中国
その他		1,012	その他	7	

注1：金額は、輸出、輸入ともにFOBベース。

2：集計対象品目には、木材・木製品の他に紙及び紙製品、パルプ並びに木製家具を含む。

資料：“Philippine Forests at a Glance”, Forest Management Bureau, DENR, 2023 Edition.

丸太及び主要木材製品の貿易量を表Ⅲ-18に掲げた。フィリピンの主要木材製品の貿易の特徴は、丸太の輸出がないこと、製材品については2020年以降貿易量が増加し、輸入量をやや下回る輸出がなされていること、合板の輸入が2020年以降増加したことにある。

国産材丸太は、国内需要を満たすだけの供給力がないこと、地元の既存工場の能力を活用するために増強が必要であるとの政策的位置づけがなされていること<sup>262</sup>から、輸出禁止品目ではないものの実質的に輸出されていない。

丸太は2022年に1万1,000 m<sup>3</sup>輸入されたが、この量は2018年の15万2,000 m<sup>3</sup>から大幅に減少している。

その一方で、製材品の輸出入量は2020年に大幅な増加して2022年の輸入量は57万5,000 m<sup>3</sup>、輸出量は53万3,000 m<sup>3</sup>に達している。さらに、合板の輸入量については、2019年の1,000 m<sup>3</sup>から2020年には78万3,000 m<sup>3</sup>に急増し、その後やや減少して2022年には67万9,000 m<sup>3</sup>となっている。

ただし、2020年以降に急激な増加がみられる製材品及び合板の輸入は、フィリピン国内の需要に全て結びついているわけではない。後述するように、フィリピンで

は、輸入した木材製品を住宅コンポーネント部材及びプレカット部材に加工して日本に輸出する企業が存在する。表Ⅲ-17 の輸入欄の合板の主要相手国として日本が登場し、同表の輸出欄の製材品及びその他木製品の輸出相手国のトップにも日本が掲げられている背景には、流通量が限られている市場における大規模な木材取扱い企業の企業活動がある。

表Ⅲ-18 丸太及び主要木材製品貿易量

		(1,000m <sup>3</sup> )				
		2018	2019	2020	2021	2022
輸 出	丸 太	—	—	—	—	—
	薪	2	2	0	0	0
	製材品	61	89	328	533	533
	合 板	0	—	58	68	62
	単 板	15	0	0	0	0
輸 入	丸 太	152	38	11	22	11
	製材品	74	111	406	673	575
	合 板	3	1	783	809	679
	単 板	79	72	72	70	89

資料：Philippine Statistic Authority (PSA)

## (2) 森林認証システムの導入状況

フィリピンでの森林認証は、FSC による認証 1 件だけであり、その認証面積は 1 万 507ha である。この森林認証を取得しているのは、フィリピンで 4 万 5,000ha 以上の森林を保有し、年間 75 万 t のペレットを生産して輸出している米国のエネルギー開発企業の子会社である<sup>263</sup>。

CoC 認証は 72 件発行されており、その内訳は、FSC が 67 件、PEFC は 5 件である<sup>264</sup>。

このように、フィリピンでは森林認証が普及していない。森林認証が普及しない背景としては、海外市場の規模が限定されていること、国との協定により設定する森林の土地利用権の 8 割がコミュニティによる管理であり、そこで生産している樹種はファルカタをはじめとする早生樹種で、主に地域の加工工場に国の管理監督を経ながら出荷されていることなどがあると考えられる。

<sup>263</sup> <https://www.luminocapital.com/>

<sup>264</sup> 森林認証及び CoC 認証のデータは、FSC は 2025 年 2 月現在、PEFC は 2024 年 9 月現在

### (3) 違法伐採に関する関連情報

#### ① LAWIN システムによる監視活動

環境天然資源省は、前掲の LAWIN システムを主なツールとして森林の管理を強化している。

森林管理局は環境天然資源省に対し、LAWIN システムによる巡回活動として、3,410 人の森林警備隊員及び森林保護官で構成する巡回員が 2023 年 1 月から 10 月末までに 10 万 6,000km にわたる巡回を実施して 6,441 件の脅威を発見し、この内の 5,346 件 (83%) を解決したこと、観察された主な脅威は、庭の造成、農地開発、伐採、小屋及び家屋の建設、インフラの設置並びにごみの不法投棄であったことを報告している<sup>265</sup>。

#### ② 違法伐採ホットスポットの指定

環境天然資源省は、違法伐採のホットスポット (生物学的に豊かでありながら脅威にさらされている地域) を自治体単位で指定している。違法伐採のホットスポットに指定された自治体件数は、2011 年の 197 件から 2023 年には 10 件にまで減少している。森林管理局の説明によれば、2025 年 1 月現在では、ホットスポットに指定されている自治体の件数がさらに減少して 7 件となっている。

表Ⅲ-19 違法伐採ホットスポット指定自治体件数

	2011	2018	2019	2020	2021	2022	2023
自治体数	197	16	14	19	18	16	10

資料: "Philippine Forests at a Glance", Forest Management Bureau, DENR

違法伐採のホットスポットに指定されている自治体は、2022 年にはルソン島のカガヤン州 (Cagayan) 及びイサベラ州 (Isabela) に各 1 件あったが、2023 年にはこれら 2 件の自治体のホットスポット指定が解除されている。さらにこれらとともに、2023 年にはミンダナオ島の南アグサン州の 1 件、東ダバオ州の 2 件及びダバオ・デ・オロ州の 1 件の自治体のホットスポット指定が解除されている。

その結果、2023 年にホットスポットに指定されている 10 件の自治体は、パラワン島 (州) の 1 件を除く 9 件全てがミンダナオ島東部に集中している。

違法伐採のホットスポットが管轄地域に存在する環境天然資源省の現地事務所は、環境天然資源省に対して管理する森林面積が広いほど違法伐採が発生しや

表Ⅲ-20 州別違法伐採ホットスポット指定自治体件数 (2023 年)

州名	自治体数
計	10
南アグサン州 (Agusan del Sur)	5
南スリガオ州 (Surigao del Sur)	2
東ダバオ州 (Davao Oriental)	1
ダバオ・デ・オロ州 (Davao de Oro)	1
パラワン州 (Palawan)	1

資料: "Philippine Forests at a Glance", Forest Management Bureau, DENR

<sup>265</sup> "Submission of Inputs to the DENR Annual Report for FY 2023", Forest Management Bureau, DENR, p 31

すいため、森林の管理区域を細分化するなどの改善策を提案しており<sup>266</sup>、同省では違法伐採対策のさらなる推進の方策を検討している。

### ③ 木材加工工場許可に係る事項

ホットスポットに指定されている自治体では、木材加工工場の新設が認められていない。木材加工工場の設立及び運営に係る改正規則（Revised Regulations Governing the Establishment and Operations of Wood Processing Plants (WPPS), DENR 2021-05）」は、木材加工工場の新規設立申請について、申請書に木材加工工場を設立する場所が違法伐採のホットスポットではない事実を証明するための環境天然資源省地域事務所が発行する証明書の添付を義務付けている<sup>267</sup>。工場建設予定地の自治体が違法伐採のホットスポットに指定されている場合は、工場の設立申請は見送られる。

さらに、木材加工工場が5年間を有効期限とする木材加工工場の許可を更新するときは、申請する木材加工工場が過去に違法伐採活動に関与していない旨を明記した環境天然省コミュニティ事務所又は同省州事務所が発行する優良証明書を更新申請書に添付する定めになっている<sup>268</sup>。

---

<sup>266</sup> 前掲に同じ

<sup>267</sup> 木材加工工場の設立及び運営に係る改正規則第6条第1項

<sup>268</sup> 木材加工工場の設立及び運営に係る改正規則第6条第2項

#### (4) その他

##### 【木材・木材製品の対フィリピン貿易の特徴について】

財務省の貿易統計によれば、2023年に日本がフィリピンから輸入した木材・木材製品（HS44類）の額は1,320億500万円である。この輸入額は、同年の木材・木材製品輸入総額（1兆3,994億3,939万円）の9%にあたり、フィリピンは国別輸入額の順位では、第1位のベトナム（2,158億6,500万円）、第2位の中国（1,755億8,400万円）、第3位の米国（1,491億100万円）に次いで第4位である。ただし、日本とフィリピンの木材・木材製品の貿易については、次に述べる特徴があるので、これまでの報告内容を補う情報として報告する。

##### A. フィリピンからの輸入

フィリピンからの木材・木材製品の輸入には、輸入品目がHS. 4418の建具及び建築用木工品に含まれる「構造用木材製品」に特化しているという特徴がある。

2023年のフィリピンからの構造用木材製品の輸入額は1,220億700万円であり、同国からの輸入額の92%を占めている。さらに構造用木材製品が含まれる建具及び建築用木工品の中には、構造用木材製品以外に、輸入額が45億2,300万円である「熱帯産以外の戸及びその枠並びに敷居」に該当する物品の輸入額が含まれており、「構造用木材製品」と「熱帯産以外の戸及びその枠並びに敷居」の合計輸入額（1,265億3,000万円）は、フィリピンからの輸入額の95%を占めている。

表Ⅲ-21 日本の国別木材・木材製品輸入額（2023年）

		(百万円)
国名		輸入額
計		1,399,439
1	ベトナム	215,865
2	中国	175,584
3	米国	149,101
4	フィリピン	132,006
5	カナダ	128,350
6	インドネシア	115,692
7	マレーシア	84,300
8	オーストラリア	67,991
9	フィンランド	43,904
10	ニュージーランド	35,310
その他		251,336

資料：財務省『貿易統計』

表Ⅲ-22 フィリピンからの品目別木材・木材製品輸入額（2023年）

		(百万円)
品目		輸入額
計		132,006
建具及び建築用木工品		126,941
	内、構造用木材製品	122,007
木炭		1,992
その他木製品		1,068
食卓/台所用品		499
加工材		358
単板		357
LVL		202
製材品		163
セルラーウッドパネル		99
合板		93
その他		234

資料：財務省『貿易統計』

フィリピンから「構造用木材製品」を輸出している工場が製造している具体的な製品は、ツーバーフォー住宅用を主体とする住宅コンポーネント部材及びプレカット部材であり、両製品とも邸別に製造し、コンテナを用いて日本に輸出している。

この工場が製造しているコンポーネント資材の加工度は高く、例えば壁材の場合、木製の壁枠に外壁、断熱材及び完成した窓の設置並びにコンセントを含む電気配線及び接続する他の住宅部材との接合用金具の設置及び釘の仮打ちなどが施され、建築現場ではコンポーネント部材を組み立てて内装工事を行えば住宅がほぼ完成する段階までの加工がなされている。

このようにフィリピンから日本に輸出している「構造用木材製品」は加工度が極めて高いコンポーネント部材であるため、貿易統計品目としては44類の木材・木材製品に含まれているものの、輸入申告額には使用している木質部材の価額だけではなく、前掲の外壁、断熱材、完成した窓などの木材以外の価額が含まれて高額になっている。

## B. フィリピンへの輸出

2023年のフィリピン向け木材・木材製品の輸出額は、111億9,200万円である。主要輸出品目は合板（94億8,800万円）及び製材品（10億6,900万円）であり、これら2品目で輸出額の94%を占めている。

フィリピン向け合板輸出量は10万9,096 m<sup>3</sup>であり、ほぼ全量が針葉樹合板である<sup>269</sup>。同じく製材品輸出量は1万7,486 m<sup>3</sup>であり、製材品輸出量の94%はスギの製材品（1万6,675 m<sup>3</sup>）が占めている。

なお、前掲の「構造用木材製品」を日本向けに製造しているフィリピンの工場は、経済特区に立地しており、同工場を経済特区に設立するときに、フィリピン産の木材を使用しないこと、加工した製品をフィリピン国内に出荷しないことを条件に環境天然資源省から木材加工工場の許可を得ている。

このため、この工場が木質原材料を調達するときの前提条件は、輸入材であること、かつ、フィリピンの税関及び環境天然資源省が輸入木材製品に義務付けている合法性が証明できるものであることにある。その結果、この工場では、木質原材料を日本、北米及び欧州を産地とするFSC又はPEFCが認証した製品に限定している。

表Ⅲ-23 フィリピン向け木材・木材製品輸出货量（2023年）

(百万円)			
品目	単位	数量	輸出額
計		—	11,192
合板	m <sup>3</sup>	109,096	9,488
製材品	m <sup>3</sup>	17,486	1,069
切削板	m <sup>3</sup>	8,063	320
ブロックボード	m <sup>3</sup>	1,939	180
戸・戸枠・敷居	t	79	35
グルーラム	t	205	29
加工材	m <sup>3</sup>	45	20
単板	t	1	4
箸	t	2	14
パレット	t	12	5
その他		—	28

資料：財務省『貿易統計』。

<sup>269</sup> 針葉樹合板の他に5 m<sup>3</sup>の広葉樹合板の輸出がある